

第八十四回国会 参議院 文教委員会 會議録 第九号

昭和五十三年四月二十七日(木曜日)

午前十時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 吉田 実君
理事 後藤 正夫君
世耕 政隆君
粕谷 照美君
小巻 敏雄君

委員 岩上 二郎君
山東 昭子君
高橋 譽富君
内藤 三郎君
増田 盛君
勝又 武一君
久保 亘君
松前 達郎君
柏原 ヤス君
白木 義一郎君
田淵 哲也君
有田 一寿君

国務大臣 文部 大臣 砂田 重民君

政府委員 文部 政務次官 近藤 鉄雄君
文部 大臣官房長 宮地 貫一君
文部 省初等中等 教育局長 諸澤 正道君
文部 省大学局長 佐野 文一郎君

事務局側 常任委員会専門 員 潤 嘉衛君

本日の會議に付した案件

○国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(吉田実君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○粕谷照美君 このたびの政府提案の法案は、一つには国立学校設置法の一部改正、二つには国立養護教諭養成所設置法の一部改正から成っていると思ひます。

また、国立学校の設置の一部改正の中身は、一つには放送教育開発センターの設置であり、二つには福井、山梨に医科大学を新設することを初めとして、大学の施設、既設大学の増設などであり、三つ目には新しい構想の教員養成のための教員大学、大学院の問題であると考えます。

それだけの部門については、わが党の各委員が質問をいたしますので、私はその中でもきわめて問題が多いと考えます新構想の教員大学について質問をいたします。

教育基本法の前文に「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力をまつ」とありますが、日本の未来をつくるのは「教育の力にまつ」という、その重要な任に当たる教員の養成制度の発展、充実をすることはだれしもが望むところであり、したがってその教員養成制度の発展、充実については、今後とも検討を続けるべきであり、さらにまた国民の合意を得なければならぬと考えているわけである。

質問の第一は、各大学に設置される教職課程の認定は、全大学の数から言えば何%ぐらいになるでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 課程認定の大学は、大学で八五・二%、短期大学で八六%、両者を平均いたしますと八五・六%でございます。

○粕谷照美君 パーセントはわかりましたけれども、数字をちよつと訂正してください。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学の数、国・公・私立を合わせて四百三十一大学のうち、課程認定を受けておりますものが三百六十七、短期大学は同じく国・公・私を合わせて五百十五校のうち、課程認定を受けておりますものが四百四十三、トータルで九百四十六校中、課程認定を受けておりますものが八百十校でございます。これは五十二年の六月一日現在の数字でございます。

○粕谷照美君 八五・六%、こういう数字と、まあこの大学に入っても大体教員になれるという条件が整っているのではないかと、こう考えるわけですが、そういうことになりますと、教員養成というものはすでにもう八五・六%、つまり今日の大学教育の共通課題であるというふうに考えております。そうしますと、教員の質を問うということとは、逆を言えば大学の質を問うということにもつながっていると思ひますけれども、この新構想大学というものは、資格を取ることが卒業の要件になるのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の場合も、既設の教員養成大学の場合も大学でございますから、大学を卒業するに必要な単位、百二十四単位が大学設置基準で定められておりますが、それだけの大学の御工夫によって、それを上回る実際に

は単位を取得するに必要な科目が開設をされているわけでございます。それらに従って、所要の単位を修得することによって卒業の認定が行われるわけでございます。事柄としては、大学において免許状を取得するために必要な単位を取得しているかどうかということ、卒業するかどうかということとは別の事柄でございますけれども、実際問題としては、教員養成の諸大学を卒業する学生は、免許状を取得するために必要な単位はもとより修得をして卒業するというところに相なると思ひます。

○粕谷照美君 私は局長にお伺ひしますけれども、教員大学の新しい構想というものはいつから始まったのか、歴史的にはどんな過程を選んでいくのかということについてお伺ひをしたいと思います。一つには、四十六年の中教審答申、二番目には、四十七年の教養審の建議、三番目には、いわゆる鑛坂委員会の報告ということになりました。ようか、新構想の教員養成大学等に関する調査会の報告がありますが、この三つの点について、主なる条項と申しますか、それを説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、この教員大学の構想につきましては、四十六年のの中教審の答申、四十七年の教養審の建議、四十九年の新構想の教員養成大学等に関する調査会報告、そういったものを受けて、具体の構想が進んできたものでございます。

四十六年の中教審の答申におきましては、教職が高度の専門職であり、そのための資質、能力は養成の段階だけではなくて、教員としての経験なり、研修によつて逐次形成され、また向上していくものである、そういった教員の研修というものを助長するために、大学院における教員の研究、研さんの機会を確保する必要があるということが述べられ、そして、そのために教員のうち高度の

専門性を持つ者に対し、特別の地位と給与を与える制度を創設することが望ましい、そのための一つの方法として、新しい大学院を創設することが必要である。そういう御提案があったものでございます。こういった教員の高度の研究、研さんの機会というものを保障をする、そして、教員の研修の意欲を助長するという方向については、全く異論のないところでございますし、この教員大学の構想はそれを受けているわけでございますが、この中教審の答申が御提案になった、教員のうち高度の専門性を持つ者に対して、特別の地位と給与を与える制度を創設するための一つの方法として大学院をつくっていくという、そのところは、この構想におきましては、この大学院の修了者のためにだけ免許状なり、あるいは給与等の面で特別の優遇措置を講ずるというのを考えておりませんので、そこは中教審のお考えをそのまま受けているわけではないところでございまして、

四十七年の教養審の建議におきましては、同じような趣旨におきまして、養成の段階の充実のほかに、教員の研修の努力を助長してその資質、能力の向上を図るという趣旨から、現職教員の研修を目的とする新しい構想による大学院、それをつくることと、それから、今後の初等教育教員の需給関係などを考えて、初等教育教員に必要な幅の広い、総合的な学力を養うことなどに工夫、改善を加えた新しい構想による教員養成の大学をつくるべきであるという、そういう御提案をいただいております。この教養審の建議による提案を受けまして、四十八年の調査会において具体的に教員のための大学院大学の創設についての御提案と、その基本的なあり方についての御示唆を賜ったわけでございまして、教員大学は四十九年の調査会報告の趣旨に基づいて、その後さらに関係の方々の意見も聞きながら、創設準備室を中心に構想を練ってきたものでございます。

鯉坂調査会の報告におきましては、この大学院の考え方、あるいは学部の方等については、

基本的な方向は今回の教員大学の構想と同じでございますけれども、教育、研究の組織のあり方につきましても、いわば教育と研究の機能的な分離を図ることによって、筑波大学におけるようないわば学群、学系の方向を示しておられたわけでございまして、学系の方向を示しておられたわけでございまして、この教員大学は、学部を設け、初等教育教員の養成課程を設けるというものを具体的に考えておりますので、そういう教育、研究組織の分離ということとを前提とした構想にはなっておりません。そのところが鯉坂調査会と異なるところでございます。

○粕谷照美君　そうしますと、四十六年の中教審の答申の中の、大学の修了者には特別の地位と給与を与える制度を創設するという部分については消えると、こうおっしゃったわけですが、四十七年七月の教育職員養成審議会——教養審のこの建議の中で、上級免許状を与える、それから給与の面でも優遇するという部分も、これは消えているというふうに理解をしてよろしいわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君)　御指摘のように、四十七年の教養審建議は、この新しい構想による教員養成のための大学の設置ということのほかに、一般的に現在の教員養成制度が抱えている問題につきましても、さまざまな御提案をいただいているわけでございまして、その中に、免許状のあり方について、大学院段階の修了を前提とした上級免許状の制度を新たに設けることに伴う免許状の種類、いわば改善ということが御指摘をされておりますし、そのほか免許基準の引き上げの問題であるとか、教育実習期間の延長の問題であるとか、いろいろの御提案をいただいているわけでございまして、こういった教養審の建議で御指摘をいただいた問題点は、現在の教員養成制度が抱えている、まさに重要な問題点についての一つの解決の方向というものを示したわけでございまして、けれども、たとえば、免許状の種類、改善の問題につきましても、大学院段階における教員養成の実情というものが、もう少し普遍化し、前進をいたしませんと、直ちに上級免許状の種類、上級免許

状の創設というような形では踏み切れないものがあるわけでございます。

給与の問題につきましても、大学院を出た者と、普通の学部を出た者との間では、現在一年に一つ一・五号の差があるわけでございますが、学部を卒業した後に、現場に入ってから大学院で勉強をした者につきましても、給与上特別の措置は事実上ないと、そういう状況にございます。そういう点について、どのように考えていくかということは、確かに将来の検討課題ではございます。しかし、免許状の問題、あるいは給与の問題を含めまして、現在直ちにそれを実施をするというような状況にはなかなかないわけでございまして、将来の検討課題とは考えておりますけれども、この教員大学の卒業生についてはもちろん、一般の大学における大学院の卒業生についても、免許状あるいは給与の面で、この時点で特別のことを考えるというところは、私どもは現在考えていないわけでございます。

○粕谷照美君　当時この構想については、師範学校に逆戻りをするとか、あるいは文部省べったりの研究所だとか、大変な批判が相次いだと考えております。そういうような批判の中で、反対の意見を出していただきました国立大学協会は、この新構想大学について、一つには、教員人事行政の手段と化し、大学が大学としての本来の性格を失って、一種の教員研修所になるのではないかと、次に、既設教育系大学学部との関係が非常に不明確である、あるいは大学運営上特別の措置があつて問題を持つていてのではないかなどというようなことを指摘しておりますけれども、大臣、国大協がこのような批判をしたということについて、どのような考えをお持ちでございまして、どのよう

○国務大臣(砂田重民君)　ある時期に国大協がそのような懸念を持たれたことは事実でございまして、その後、文部省から国大協、また国大協の今日でございます須田特別委員会等に、文部省としての考え方をある御説明を続けてまいりましたところ、そのような御懸念が、いま先生御指摘になつ

た、まさにそういった点の御懸念でございましたけれども、その御懸念が払拭された、このように考えるものでございます。

○粕谷照美君　私も、国大協が、特に須田委員長が払拭された、こうおっしゃったこともよく経過としては存じております。特に一月二十日に、教員大学に関する疑念は払拭された記者会見をされているわけですが、その後、衆議院の文部委員会の席上でもおっしゃっておられますけれども、これは国大協の正式な見解ではない、委員長の方であったということもおっしゃっているわけですか。ところが、つい先日、四月の十八日に国大協は教員養成制度特別委員会を全会一致で承認した、そして、そのことについての再度記者会見が行われているということが報道をされております。私は、大臣が払拭された、国大協が言っておられると言つて安心をしておられますが、私自身は、そうではない、やっぱり疑念はまだまだ残っているというふうに考えております。国大協自身もこう言っておられるわけですね。しかし、懸念が晴れたということであつて、この問題について賛成とか、反対とか言っているわけではないということも言っておられます。そういう意味では、非常に慎重に審議をすべきであるという考え方を持っております。

さて、その四月の十八日の国大協の再度の疑念は払拭されたというこの意思表明と同時に、国大協の見解発表と同日の日に、日本教育学会の有志四百十六人が教員大学創設計画を留保し慎重な検討を求めると、この声明発表をしていることも御存じだということに考えます。

まず、この声明発表についての大臣見解というものをお伺いしたいと思います。どうでしょう。○国務大臣(砂田重民君)　四百何十人かの方の御意見の表明があつたということは承知をいたしております。しかし、その署名を連ねておられる方々がどういう方々であるか、すべて私には判然と

いたしておりません。それだけに、やはり国大協の須田特別委員会の委員長が、特別委員会としての公式な意思表明をなさいました記者会見というものを、私はやはり信頼を置きたい。また、御懸念を晴らしていただいたことをありがたいと思っておりますが、これからやはりその懸念を払拭していただいた、その内容がどういうものであったかということも、国会審議等を通じて十分明らかにされていくと思っております。

○粕谷照美君 大臣はこの反対声明の方がどういう方々からかわからないというふうにおっしゃったわけですが、私はどういふ方々からかわからないということよりも、その内容について御存じかどうかということをお聞きしたい。おっしゃった疑問に思ったものから、おっしゃったことだかと思っております。

○国務大臣(砂田重民君) 内容について承知をいたしております。拝見をいたしておりますが、これはやはり一時期須田委員会等が御持ちになりました御懸念と同じような御懸念であって、国会で御審議いただきまして、私も文部省の方から、文部省の考え方を御答えをいたしております。また、国会審議内容を通じて、これらの方々の御懸念も晴らしていただけたのではないかと、かように考えるものでございます。

○粕谷照美君 御懸念を晴らしていただけたのではないかと、かように考えるものでございませう。とられるという意思表明であるというふうには私に考えております。そういう意味では慎重な審議を心からお願ひをするわけですが、その声明の中に私非常に聞き捨てすることができないと思

う部分があるわけです。たとえばこの法案の提出が突然であったという観点から、教員養成問題に深い関心を示し、あるいはこれを専門的に検討したことのある教育学者にたいして、ほとんど知らない状態にあると、こう批判をされているわけです。大学局長どうでしょう。教育学者の方々がほとんど知らないような状態の中で、これが出されたのでしょいか。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほど御指摘のございましたように、この新しい構想による教員大学をつくっていく基本的な考え方は、あるいは、その基本的な骨組みにつきましては、これまで関係審議会なり、あるいは調査会によつてすでに明らかにされ、またそれが明らかにされておりましたから、国大協の教員養成制度特別委員会における慎重な御検討があり、二回にわたる御見解の発表ということになつてきたと承知をしております。ただ、たとえば筑波大学を創設するにあたりましては、教育大学がまず学内において慎重に新しい大学の構想を具体的に検討をされ、それを受けて文部省の方でも創設準備会において種々に検討をし、大学側との合意のもとに、将来にわたる筑波大学の構想というものを、具体的に提示をしたという経緯がございます。これは教育大学の意向ということを前提として筑波大学が構想をされ、その構想を大学の問題として検討することのできる実体が、既設の東京教育大学というものであつたということによるわけでございます。

大学をつくる場合、その大学の構想をできるだけ明らかにし、そして広く関係の方々の御意見を承つていくと、それを通じてさらにいいものにしていくということを考えることが、望ましいこととはもとよりでございますけれども、反面では大学をどのようなものにつくっていくかというの、やはりその大学の創設にかかわる大学人によつて検討されるべき点が非常に多いわけでございます。したがって、私もこの教員大学をつくり出す場合にも、これまでの関係の審議会なり、調査会なりのお考え方について、各方面の御

意見を聞きながら、先ほど申し上げましたように、修正すべき点は修正をしながら、その骨組みを定めて、それを明らかにし、国大協の特別委員会にもそれを御説明をいたしていただくわけでございます。その内容の具体的な細かい点については決まていないという点は、確かに御批判のとおりであらうと思ひますけれども、それはむしろそういうことと、このところまでをこの段階で決めてしまふということとは、大学が大学人によつてつくられていくということについての拘束というものを、かけ過ぎてはいけないという配慮をまた他面ではなければならぬという、そういう点によるものであつたことを御理解いただきたいのでございます。

○粕谷照美君 その具体的な点について、国大協関係者、教育関係者などに明らかにしてください。という要望もその声明書の中にあるわけですが、なるほど大学の中で、これから大学人たちが決めていくこととおっしゃる局長の考え方もわかります。それではこれから決める期間というのは一体どのぐらいあるのですか。

○政府委員(佐野文一郎君) まず教員大学の基本的な構想、骨組みというのにつきましては、これは法案を御審議をいただくまでの間に明らかにしなければならぬと、そのことにつきましては、すでに国会の御審議に際しまして資料をもつて明らかにする努力をいたしているわけでございます。

で、その骨組みとなるもの、その構想についての国会での御審議も踏まえまして、これから創設準備室がさらに具体的に検討を重ね、財政当局その他関係省庁とも協議をしながら、具体的に細部にわたる詰めを行つていくわけでございます。この法案を今後成立をさしていただきますれば、ことしの十月に大学ができるわけでございますけれども、実際に大学院の学生が入ってくるのは昭和五十五年でございます。その期間にこの大学の創設に關与される方々によつて、十分に構想はさらに具体的に検討され、詰められていくことに相なるわけでございます。

○粕谷照美君 それは、法案が決まつて、十月に具体的な内容についての審議を行うとおっしゃつても、それはいわゆる何と言ひますか、一般の教員養成に關して非常に関心を持っていらっしゃる他大学の方々、あるいは教育学者を研究していらっしゃる方々、そういう方々の意見をいれるということではなくて、もう決まつたことに従つて、そういう範疇の中でやるといふ、そういう体制ではないのですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の教員大学の構想、骨組みにつきましては、これから私も文部省の広報資料等を通じて、広く国民にもその趣旨を明らかにしていかなければならないと考えております。その方途を講じてまいります。しかし、その骨組みをどのように具体のものにつくり上げていくかというの、カリキュラムの問題の細部等を含めまして、これから大学の創設に關与する方々が検討していくわけでございます。またその努力は、すでにこの大学の創設準備室においてこれまでも続けられてきていることでございます。すし、十月の創設までの間におきましても、創設準備室はできるだけ広く関係の方々の御意見を伺いながら、その努力を続けてまいります。

○粕谷照美君 私はどうしてもその点が、あなたのおっしゃることは理解をするんですけども、納得ができないというの、考え方の相違であるかもしれません。

それで、具体的にお伺ひしますけれども、私は新潟県の出身者です。今度新潟の上越市に教員大学ができるわけですね。上越の方及び上越地方の教員の人たちは、この大学についてどのような理解を持っているかという、教員大学院大学ができるといういままでの説明であつた、そうすると、いままでの教員大学よりはもう一歩位いい学校が来るのだと、りっぱな大学がうちの市に来るんだと、こういう考え方を持っていたわけですね。それが突然として大学院大学ではなくて、教員大学となぜ名前が変わつたんだらうか。私も二

週間ほど前に長岡市内の学校をずっと回っておりまして、そこにおりました上越から来られた先生が、何だ教員大学と名前が変わったのかと、本当にがっかりしておられましたけれども、そのがっかりしたという言葉自体にいろいろの意味があると思いますけれども、非常に名称にしても軽率であつたというおしりを免れないと思ひますけれども、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、これまで創設準備、あるいは創設のための調査を続けてまいります間、予算上この大学につきましても、教員大学院大学というように呼ばれてまいりました。これは新しくできる大学が学部を持ちますけれども、全体のあり方として、大学院にウェイトを置き、そして現職の先生方に大学院における高度の研究、研さんをしていただく機会を確保するということに、大学の特色がございまして、そういう呼称を持って、従来準備が進められてきたわけでございまして。この教員大学院大学という名称について、地元の関係の方々が、非常に何と申しますか、愛着と申しますか、そういった好ましいというお感じをお持ちになつていたことは十分に承知をしております。ただ、大学院大学という名称を用いるにつきましては問題がございまして、たとえば技術科学大学も同じように大学院にウェイトを置いた新しい構想による大学でございまして、他の一般の大学と同じように、学部を持ち、大学院を持つという大学につきましても、大学という呼称を用いるというのが筋でございまして、大学院大学という名称を用いるわけにはまいりません。仮に大学院大学という名称を用いるとすれば、それは将来新しく改正された学校教育法の規定によりまして、学部を持たない大学院だけの大学というものが創設をされることになり、あるいはその大学については、大学院大学という名称を用いることができるかもしれませんが、現在の学部を持ち、大学院を持つ大学については、やはり大学という名称を用いる以外にはないわけでございます。あわせてこの大学

が教員のために高度の研さんの機会を確保すると、そういう趣旨において、教員のための大学であるという趣旨を名称の上でもできるだけ明らかにしたいと、そういうことから教員大学という名称を用いることにしたわけでございまして。教員という言葉はすでに法令上の用語として定着をしており、言葉でございますから、教員大学という名称につきましても、これは一般の方々もやがて十分に御理解をいただけるものと考へております。

○粕谷照美君 予算上、大学院にウェイトを置いた大学を建てるから大学院大学としたと、最初のころはそうであつたといういまの説明ですけれども、しかし、そのころからもう学部を持つということの構想があつたのではないのですか。あつたとしたならば当然のこと、文部省の専門的な教育の機関なんですから、大学院大学という名前をつけること自体がおかしいというふうにお考えにはなりませんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほど申し上げましたように、創設準備の段階では、この大学が大学院にウェイトを置くものであるという趣旨もございまして、いわば正式な大学の名称ということではなくて、進んでいふ事柄をあらわす名称として、大学院大学というふうな呼び方をしていたわけでございまして。正式に大学の名称をつけるということになりましたと、先ほど申し上げましたような事情によりまして、大学院大学という呼称をとることができないというところでございまして。

○粕谷照美君 私はその辺がどうしてもわからないのですけれどもね。学部を持つという構想が最初からあるのであれば、専門的にいろいろな法律なども研究し、やつてこられた文部省の言うことなんですから、最初から大学なんですよ、そして大学なんですよけれどもうなんなんだという説明の方が正しいのではなかったか。この地元の人たちが欺くような形に最終的にはなつたのではないかと、うう気持がいたしますが、どうでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、あるいは呼称としては新構想の教員養成大学という

ような言い方をしておく方が無難であつたかもしれません。しかし、端的にこの大学の趣旨とするところをあらわすということから、教員大学院大学というふうな、いわば事柄の名称というものが用いられてきたということでございます。大学院という呼称を用いないということについての御説明は、いまでも地元に対しては行つてきたつもりでございますけれども、さらに今後教員大学という名称を用いた趣旨については、さらに御理解を得られるような努力をしてまいりたいとは考へております。

○粕谷照美君 それでは教員大学という名称についてお伺いをいたします。

衆議院で、須田教員養成制度特別委員会委員長も、教員大学という呼称は好まないと、こう言つていらつしやるわけですね。具体的に今出てくる法律の中で、愛知教育大にもこの大学院が設置されるわけですが、愛知教員大学という名称にはなつていないわけですね。この辺のところを、なぜ教育としないで教員としたかという点については、一般的にそうなるというからという局長の答弁ではわからないわけですね。

ところで大臣、どうでしょう、兵庫県にもできるわけなんですけれども、兵庫の方々はこの教員大学という名称に全然抵抗がないんでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) 兵庫県の社町にできるわけでございますけれども、私の神戸市からは大分離れたところではございまして。しかし、私が神戸市で聞いております限りは、大学院大学という名前でも多数の方が、いままでは承知をしてきておられましたけれども、それが教員大学という名前に変つた、しかし、教員大学という名前に変つたけれども、やはり教員のための大学であつて、大学院が置かれるんだということを皆さん承知をしておられます、いま御指摘のありましたような大きな抵抗は、私は地元では余り聞いておりません。

○粕谷照美君 大学院大学という名称については地元の方々は大変素直に受け入れられていらつしやるようですね。教員というのはどうですか。

○国務大臣(砂田重民君) 教員のための大学という意味で、どう申しますか、抵抗がないと申しませうか、特に名称で議論を地元では聞かないと私は聞いております。

○粕谷照美君 大臣の耳にはその声が届かないのではないかと。私の耳にはその声が大きく届いていふという点では、真つ向かひ対立をする部分でありますけれども、この辺について衆議院段階では、名称についての修正案が出てくるぐらい、やっぱ大変な問題だというふうにお考えしているわけですね。

それで、その次に移りますけれども、教員養成の単科大学の新設というのは、かつての師範教育、あるいは学校制度とどういふふうに通うのかという疑問については、どういふふうに通うのかを説明をさせていただきます。

○政府委員(佐野文一郎君) 戦後わが国の教員養成は、いわゆる一般の大学における教員の養成、それから国立の教員養成大学学部における、主として義務教育の教員の計画的な養成、その二つが相まって進められておりますけれども、それらを通じていわゆる一般の大学も、国立の教員養成大学学部も、同じように、課程認定を受けて、免許状の授与に必要な単位を出している、そういう開放制をとつていられるわけでございまして。今回くりまします教員大学も、もとより既設の教員養成大学と同じような、教員養成のための大学でございまして。特に現在の開放制のあり方というものをもちろん変えるというところを考へていられるわけではございませんし、むしろ現在の開放制というものを尊重しながら、その中に教員大学も他の教員養成大学と同じように位置づけしていくということでございます。

○粕谷照美君 そう説明をされましたが、私たちがどうしてどうしてもああ思うのですかと、こう素直に思うところまでまだやっぱり疑惑が解消されておきません。特にこの自主性、創造性に乏しい、視野の狭い教員になると、師範学校卒業生はそう

であると、こういう批判があったわけですね。私もその師範学校卒業生ですから、どうも自主性に乏しく、創造性もなく、そして視野が狭いのかなと、こう思ったりするわけですが、そういう反省の中から生まれまして、新しいこの教員養成の制度というものが出てきているわけですね。いま他学部との交流をしつつ学部内に切りかえられていった、その改革の視点が失われているというふうに思っているのですが、どうでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在単科の教員養成大学としては、宮城教育大学その他たくさんございます。これらの既設の単科の教員養成大学も同じように開放制のもとにおきまして、それぞれ特色のある教員養成というものを志して、努力をされているわけでございます。現在の教員養成のあり方につきましては、開放制をとったことに伴うメリットも非常に多いわけでございます。御指摘のように、視野の広い、一般的な教養というものを身につけた教員、あるいはそれぞれの専門教育、専門科目についての識見を深めた教員というものが生まれてきているというメリットがあるわけでございますが、同時に、片方では、昔に比べますと、実践的な教育の能力に欠けるのではないかと、あるいは教育者としての使命、あるいは自覚というものを十分に身につけないで先生になる人が多くなっているのではないかと、そういった批判もまたあるわけでございます。これは、現在の既設の教員養成大学におきまして、そういう問題というものを十分に認識をし、それに対応するための努力というものを続けているわけでございますし、そのことは今回つくる教員大学におきまして、同じ課題としてあるわけでございます。

○粕谷照美君 それでは、先ほどの新潟の上越の問題にまた逆戻りをいたしますけれども、新潟大学の中で教育学部、教員養成の部分については新潟市に一つ、それから新潟田に分校が一つ、長岡に、まあ大体女子を中心に出てきておりますけれども一つ、それから高田に一つと、こうありまして、余りいい言葉ではありませんが、新潟県内の教育界にはいづれもそれぞれの学園というものが大変な弊害を起しているというところを、いろいろとマスコミなどにも書かれてきておりまして、私自身もその現場の中でいろいろなことを経験しているわけですね。そういう意味では、新しい大学ができて、今度は統合するんだと、統一をしていくんだと、こういうふうになりましたので、非常に将来展望なども見えて、教育界の中には明るい空気がわいてきたと、こう考えております。けれども、その統合するというのがまた非常に大変なこととして、自分の町に大学があるということは、その住民にとってみれば非常に誇りに思っているところですね。だから、新潟田分校を統合しようというときには、もう何日にもわたる、地元民も一緒になった反対運動なんかが出てきたわけですね。そういう中で上越市に新しい教員大学ができていくことについては、大変な問題が起きるのではないだろうか、こんな心配を持つ人々も非常に多いわけですね。そういう中で、現在あるこの新潟大学、それとこの教員大学がどのように補完をしようのか、あるいは新大当局ともどのような形で話を進め、納得が得られたのかという点についての疑問が残っておりますので、その経過をお話してください。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、新潟大学の教育学部というのは各地に分散をしているという、非常に複雑な状況でございます。そういったところから、かねて統合整備の必要が地元におきましても痛感されておりましたし、私たちがそれを推進する必要があると考えて、事を運んできたわけでございます。しかし、特に高田分校につきましては、これまでの長い伝統というものがございまして、地元分校を存続してほしいという非常に強い御要請がかねてあったわけでございます。御指摘のように、新潟大学の教育学部というものを統合をしていくということ、そして、高田におけるそういう地元の御要請とい

うものとの二つが、いわば私どもの非常に困難な課題としてあったわけでございますが、新潟大学におきまして、また、地元におきまして、新しい教員養成のための大学というものを高田につくる、そして新しい大学と新潟大学とが相互に補完をし合いながら発展をしていく、そういう方向をとることについて、賛意を表されるに至ったわけでございます。教育学部教授会は、昭和五十一年三月に、上越市に教員大学が創設をされるということを前提といたしまして、学部の統合整備の方針を決定をし、それがその年の評議会でも新潟大学の方針として決定をされたわけでございます。現在上越の教員大学の創設準備室につきましては、新潟大学の御協力を得て、運営をされているわけでございます。この新しい大学の構想につきましては、もちろん、新潟大学のいろいろと御協力を得ながら、その構想を進めていくわけでございますが、片方では、御指摘のように、新潟大学の教育学部との十分な連携というものを考え、それぞれが特色を持って発展をし、その特色のもとでお互いが協力をしていくという関係をつくっていくことがどうしても必要であると考えております。そのことは新大学の創設にかかわっている者も、また、新潟大学の教育学部の方々も十分に御承知のことでございます。具体的には、新潟大学に今後どのような形で教育学の修士の課程をつくっていくかというような問題を初めといたしまして、検討をし、解決をしていかなければならない問題があるわけでございますが、基本的な方向については、当事者間の考え方というものの間にそこはございませんで、十分に今後協議を重ねながら、大学の創設が新潟大学の発展のためにプラスになるし、また、新潟大学の発展がこの大学の発展のためにプラスになるような、そういう方向を求めてまいりたいと考えております。

○粕谷照美君 お互いに競合し合うというのは結構なことなんですけれども、競合し合うというのは、一つの、たとえば、小学校なら小学校の中に、二つの大学から来られているというときに、

非常に問題があったというものは、歴史的に見ても知っているものですから、大変心配をして私は伺ったわけですが、その点については心配ないという明確な御答弁もいただけていませんでしたので、また、それはできるような筋合いでもないと思いますので、その点についてはわかりましたけれども、新潟大学そのものが既設の新潟大学教育学部というものをひとつと充実をしてほしいという考え方を持っていたというところは事実だろうというふうに思います。いま局長は、新大の大学院の問題についても今後検討していかなければならない問題だと、こうおっしゃいました。私は検討する余地があるのか。新潟県内に一つの大学がある、教員養成のための大学院がある。そして、今度さらに、現在ある新潟大学の教育学部のところに大学院が新たに設けられるということについては否定をされない御答弁だった。今後つくるといふことを前提にした御答弁だったというふうに思います。いかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) これは兵庫の教員大学の場合についても同じでございますけれども、衆議院で須田参考人が述べておりますように、一つの県内に大学が二つあって、片方には大学院があるけれども、片方には大学院がないという状況が続くと、それは、どうしてもその両方の大学の間にいわば階層的な秩序ができるおそれがある、そういうことは望ましくないということをお指摘になっております。私も方向としてはその須田参考人の御発言は十分に理解できるわけでございます。上越の教員大学の大学院と、新潟大学の修士の課程とが、十分にそれぞれ特色を持ってお互いに補い合うようなものとして発展をする、そういう方向を考えなければなりませんし、そういった意味で、新潟大学の教育学部の大学院につきましては、これまでの新潟大学の教育学部の実績というものを考え、それが特色を持ったものとして設置されますように、これから大学でも御検討をいただくわけでございますが、それを尊重しながら対応していきたい。方向としては、御指摘

のように、私たちは新潟大学に修士の課程を置くということについては、これからの大学の御検討にかかわることではございますけれども、積極的に対応したいと考えておるわけでございます。

○粕谷照美君 兵庫県の中に、教員を養成する大学が二つあるというのは、関西地方の教員の需給条件から見ると、私は大変納得ができるわけです。新潟県内の教員の需給状況というのは、どのように大学局としては見ていらっしゃるわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 県内の公立小学校の採用数、これを五十二年の四月の状況で見ますと、新潟の場合には、新潟大学を卒業して就職をしている者が百八人。ほかの県から来て就職をしている者が四十九人。それから一般の大学、短大等を出て教員になっている者が二百四人。先ほどほかの県から申しましたのは、ほかの県の教員養成大学を出てという意味でございます。全体として三百六十一人が採用されておりますが、そのうちの六九％は新潟大学の教育学部の出身者でございます。兵庫の場合には、このところが、神戸大学の教育学部を卒業しております者が全体の採用者数の中で三八％程度でございますから、御指摘のように兵庫の場合と、新潟の場合とは需給の状況ではいささか趣を異にしているところはございます。しかし、全体の現在の需給の状況というものを考えてみますと、小学校の教員についてすぐれた資質の者を供給しなければならぬという点は、新潟の場合についても考えられるわけでございます。また、小学校教員の養成、あるいは大学院レベルにおける再教育というのは、これはその県の中だけのことではなくて、広く地域的な状況というものを考えて、とり進められていかるべきものだと思いますので、新潟の場合におきまして、県内に二つ大学をつくるということですが、需給の面で非常に差しさわりのないというふうなことではないかと考えております。

○粕谷照美君 差しさわりのないならいいんですけど、幾ら教員の免許を持った学生がふえてきたところで、差しさわりのないとは思いません。けれども、いまあそここの県は過疎県でしてね。そして定年も一定年というのはありませんけれども、いわゆる勧奨退職年齢というものの徐々延びをさねまして、空気がないわけですね。空気がないからどうしても新卒を採用しようとするれば、だれかを追い出さなければならぬ。その追い出される一番の目標になっていくのが女の先生で、しかも戦時中に臨んで言うんですか、臨時教員養成所の。このところを出まして、そして教員になった方々が出ていくわけですね。そこをいろいろと考えてみますと、生徒が減っていく、なかなか先生がやめられない、それなのに新しい大学がさらにふえていく、こういうことは、また私たちがやめなさいという圧力が来るのではないかと心配もいろいろ出されているわけです。だから教育現場の中に非常な不安が巻き起こっているわけですが、そういう意味で、私は、この大学の需給について余り過ぎるのではないかと気が持ちを持つのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、新潟の場合が兵庫と事情を異にするという点は私も考えております。ただ、先ほど申しましたように、小学校教員の需給の状況というのは、全国的に見ますと、なお子供の数の増加の状況が続く、あるいは社会的な異動が続くというふうなことがございまして、毎年かなり不足をする状況にございます。小学校教員の養成というものをその県の中だけで対応するというだけではなくて、やはり広域的に考えていく必要があると考えておりますので、御指摘のような問題が県内において生ずることのないように、十分配慮はしていかなければならないと考えております。

なお、先ほど兵庫の場合に三八％と申しましたけれども、これは兵庫の県内で教員養成の大学から先生になった者のうち、神戸大学の教育学部の者が三八％という意味でございまして、全体の採用数から見ますと、兵庫の場合には神戸の教育学部を出た者は一三％でございます。新潟の場合に

は、新潟大学の教育学部を出た者は全体の三〇％、そういうことになっております。

○粕谷照美君 いま局長がおっしゃいましたけれども、教員の需給は、全国的に不足だからその県だけでは対応できないので、広範に考える必要がある、こうおっしゃっていますけれども、本当に足りないんですか。それはどういう統計をもとにしておっしゃっているんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 今後の小学校教員の採用数の見込みにつきましては、先ほど申しました児童数の増加に伴う自然増、退職者補充のほかに、教育条件の改善のための改善増等を含めて考えなければならぬことではございますが、現在五十四年度以降の教員定数の改善方針については、検討が行われている段階でございます。そこで、自然増あるいは退職補充だけから推計をいたしても、五十三年度の入学定員等に基づく供給数では、この数年間にわたりまして、増加分として二千四、五百がさらに増加して供給しなければならぬ数と見込まれるわけでございます。

○粕谷照美君 調査室が出していらっしゃるこの資料を私に見ているんですけども、どうも話がかしいんじゃないだろうかと思っております。たとえば、昭和五十二年の三月に、小学校に教員養成大学学部を卒業した者は一万二千九百人、そして七千八百人が採用になっているわけですね。すると、教員養成大学の学部を卒業した方々の六〇％採用で、あと四〇％の方々は、それはおやめになった方々もいらっしゃるでしょうし、教員になりたくないとおっしゃった方もいらっしゃると思っておりますけれども、だけれども、ずいぶん免許状を持って、その専門の学校を卒業した人で、教員にならない、あるいはなれないという状態が出てくるかと思っております。さらに、一般大学で免許を取っていらっしゃる方が三千九百人、そのうちで教員になられた方が二千六百人ですから、ここでも千三百人余っている。短大でも九千九百人、採用が千六百人ですね。大学院も含めて計算をして

みますと、二万五千九百人の教員免許状を持っていらっしゃる方々に対して、採用は一万二千九百人、こういう現実が出ています。教員養成専門の大学、あるいは学部を卒業した学生が一万四千五百人、採用された者が二千七百人ですから、ものすごい数の学生たちが就職することができないという現実があります。一般大学卒業生五万三千七百人、これに対しては三千人の採用、短大は三万三千四百人、これに対しては三百人の採用と、いろいろこう出ておりますから、私は全国的に不足だという局長の御答弁がわからないんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、五十二年度の供給実績を見ますと、たとえば国立の教員養成大学学部で免許状を取得した者の数が一万二千九百、就職した者の数が七千八百というところになっております。これは免許状をいわばダブって取得をしている者があるわけでございまして、この一万二千九百というものを、今後教員の需給を考える場合の供給可能な実績数として見ることではできないわけでございます。先ほど二千四、五百の供給増の必要があるというところを申しましたのも、そういう意味で五十三年度の入学定員等を基礎として、供給可能な数というものを見込む場合に、国立の教員養成大学学部の卒業生で、供給できる数を九千と見込み、あるいは一般大学学部の数を二千五百と見込む、そういうような、従来の実績に基づく試算をいたしました上で申し上げているわけでございます。

○粕谷照美君 そういう計算は、実績に基づくというふうな言われておりますけれども、何が実績であるかということについては明確な資料がないんじゃないですか。たとえば一万二千九百、このうちのダブリというものは、どのくらいあるんですか。九千というダブリはどのくらいの年月、事実としてあらわれているのですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 五十二年の実績で申しますと、教員養成大学学部を卒業した者の数が

一万六千七百七十名でございます。そのうち免許状を取得した実数は一万六千六百八十六、九九・五%が免許状を取得をいたしております。その中で、小学校の免許状を取得した者が一万二千九百十一、中学校の免許状を取得した者が一万四千五百三十一、高等学校の免許状を取得した者が一万二千八百一、特殊教育の諸学校の免許状を取得した者が千九百四十九、幼稚園免許状を取得した者が二千七百四十六、養護教諭の免許状を取得した者が七十七、総計で四万四千九百八十七ということになるわけでございます。これは実数と延べ数の差、つまり、そういう形で教員養成大学学部を出た者は複数の免許状を取ってまいります。これが実際どのような形でダブっているのかというものは、私も現在手元に資料を持っておりません。

○粕谷照美君　しかし、いま景気が悪いせいもありまして、なかなか教員になりたい人たちが多くて、そして入る実態がないから何カ月も何カ月も待機をしているわけですね。非常勤講師なんかに比べて、若い青年たちが本当に不安定な毎日を送っているというのに対して、私は心が痛んでならないわけですが、そういう意味では、もう少し正確な資料というものを必要とするのではないかと、こう考えているところです。ところで、この新構想大学は、幼稚園の教員の免許状も与える、こう聞いておりますが、どういうふうになっておりますか。

○政府委員(佐野文一郎君)　御指摘のように、初等教育教員の養成課程を置くわけでございますので、ここでは小学校の免許状と幼稚園の免許状を取得することが出来ます。

○粕谷照美君　そうしますと、幼稚園の先生になるといふ方も卒業されるわけですね。そう思いますと、先日の文教委員会でも質問したんですけれども、いま幼稚園で、公立の幼稚園というのはいくつあるか、しかもその公立の幼稚園ですら、いわゆる教職三表適用の給料をもらっている人たちは非常に少ないわけですが、圧倒的

に私立の幼稚園が多い中で、こういう大学を卒業した人たちが幼稚園教員になるといふ、そういう希望を持って現場においていけるんでしょうか、その辺の見通しはいかがでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君)　御指摘のような問題はあります。率直に申し上げます。この大学の場合には、従来の、既設の大学におきましても、非常に問題の多い小学校教員、あるいは初等教育教員の養成の段階について、これまで既設の大学でもいろいろ工夫をされていくような事柄について、この大学においてもいろいろ改善工夫を加えていく、そういうことの中に、小学校と幼稚園との関連というふうなことも課題の一つとして出てくるわけでございます。初等教育教員の養成という課程を設けることとしたわけでございます。この大学を卒業した者が幼稚園に進んで就職をしていく、あるいは就職することができるよう状況になるかどうかという点については、私も地域状況によって、それは一概には言えない点があるだろうと思っております。

○粕谷照美君　そうしますと、この幼稚園の免許状ももらえるということになりますと、考えてみますと、学制改革などということも考慮したいまの構想大学であるというふうなことを考えていくのかどうかという点が一つ、自然増を考えてみても、教員養成は足りないのだから、やっぴいかなければならないと、こうおっしゃっておりますが、いま一クラス四十五人ですね、今後第五次計画がどのようになるかわかりませんが、一クラス四十人になったとしたら、もともとと足りなくなってくるのではないかと、こう思いますけれども、大臣、いかがですか。こういう観点に立って、教員をふやしていくことは、やっぴいもつといい教員もふやしていくことと同時に、いままでの制度もそのまま残していくわけですから、どんどんどんどん教員になりたい子供、なれる条件の子供たちがふえていくわけですね。そうすると、文部省自体の考えの中には、四十人ですとやっぴいあれだから、四十人にだんだん一

クラスの生徒の定数を減らしていこう、そのためにも教員をうんと養成しなければならぬ、という考えがあるのでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君)　学級編制基準の問題は、第四次の計画が本年で完了いたしますので、それについての調査をいたしまして、第五次の計画は、その後第五次分の計画として立案されるわけでございます。これは衆議院にも文教委員会に小委員会が設けられるように承っております。この小委員会の御意見なども承りながら、調査の結果を待って検討をするべき重要な課題であると考えております。新構想大学に直接そのことを結びつけた考え方は持っておりません。ただ、先ほどから大学局長がお答えをいたしておりますけれども、私も把握いたしております。まず数字によりまして、教員志望の方々が、中高へ就職をしたいというお方々がたくさんおられるようでございますが、小学校教員を目指す方が大変少ない。そのことにも対応していかなければならない今回の大学でございます。

○粕谷照美君　大臣にお伺いしますけれども、なぜそういう免許状を持った生徒たちが小学校より中学校、高校へ就職をしたと考えるのでしょうか。何か、こう心理的な分析をお伺いして悪いですが、いすけれども、大臣自体のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(砂田重民君)　やはり若い教員たちということを志して、大学で勉強される青少年たちが魅力があると考えると私は考えております。

○粕谷照美君　なぜ魅力があると考えているとお考えでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君)　現在教員養成大学あるいは学部におきましては、小学校教員養成課程のほかに、中学校の教員の養成課程も置き、あるいは特殊教育諸学校の教員養成課程を置いているわけでございます。しかし、率直に申しまして、衆議院の参考人が指摘をしておりましたように、

全教科を担当をしていく小学校の教員の養成課程よりも、より一つの学科というものの専門性というものを求めている中学校の課程の方に、教員なり、あるいは学生の志向というものが向く傾きがあるというところは言えるわけでございます。そのことは現在、各既設の大学が小学校教員の養成について種々検討を加え、改善を加えようとしている場合の一つの問題点ではございますけれども、そういう傾向が養成の段階に、やはり学生の志向と専門的な研究を深めていくという、そういう志向というものを学生が持ちがちであるということがひとつあると思っております。それともう一つは、実際の学校現場における勤務の条件というふうなものからして、やはり小学校の方が大変だという考え方を、教員になろうという学生が持ちがちであるということがあるというところは、率直に言ってしまうかと思っております。私たちは、その点は何となく小学校教員の方へ、教員としての使命感を持ったすぐれた人材が来てくれることを念願をしております。

○粕谷照美君　すぐれた人材が行くということは非常に重要なことだと、私も身も思います。それに対して、局長がおっしゃったように、本当にいまの生徒たちが、小学校の教員の方が大変だという、この大変だという中身を分析したいと思いたしますが、もうすべての教科を持つという、この困難さなどというのは大変ですね。頭がよくて入学をしても、体が余り丈夫でなくて、体育が得意でない先生が、水泳も教えなければならぬ、スキーもやらなきゃいけない、スケートもやらなきゃいけない、飛び箱も飛びなきゃいけない、マットもやらなきゃいけない。こういうような課題についてだてて、非常に困難を感じるという部分もあると思えます。ですから、それぞれの小学校に対して、専門性を持った教師を配置をするというふうな、この教育条件の改善というものが必要になると、こう考えております。

さらに考えられることは、私なんかもよく学校

を回りますと、小学校には空き時間がないわけですから、中学校には空き時間がある。ですから、一人当たりの教員の受け持ち時間数などというものもきちんと確保してやるような、そういう労働条件の確保がない限り、私はなかなか、小学校の教員になりましよう、いい先生を出すためにこういう学校をつくりましよう、学校だけつくっても意味がないのではないかと考え方を持つわけです。

ところで、昭和四十九年の五月に「教員のための新しい大学・大学院の構想について」という報告書を見まして、私は非常に疑問に思うところがあるのですが、大変関西の方では短大卒業生が大ぜいだと、こう言われているわけです。ところが、この短大の卒業生は、大学院に入ろうとする場合には一級の免許状を持たなければならぬですね。すると、ずいぶん大ぜいの人たちがこの大学院に入れないという状況が現実に出てくるのではないだろうか。

二番目には、学部には初等教育課程を置き、教育実習を重視、入学定員は二百人で、男女比を配慮すると、こうあるわけですが、男と女の比率を一体どこでどのように配慮をするのかという部分についても明らかではありません。この辺をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学院でございますから、入学資格は大学卒業程度ということになるわけでございます。したがって、短大を卒業した先生というのは、御指摘のように、この大学院に入る基礎的な資格がないということになります。しかし、現職の先生方にできるだけ大学院レベルにおける皆さんの機会を確保したいという趣旨からすれば、御指摘のように、短大を卒業して小学校の先生におなりになっている方についても、できるだけ門を開く努力はすべきであると考えております。現在、創設準備室が検討しておりますのは、御指摘のように一級免許状の取得ということとが、大学の入学を考えると、これは

大学設置審議会の基準分科会での御検討をさらに煩わさなければならぬ事柄ではございますけれども、大学院をつくっていく趣旨からして、できるだけ考えたとき、そういう考え方を持って、対応をしているわけでございます。これは現在の段階で、短大卒の者が直ちにこの大学院に入学できるという状況ではございませんけれども、何らか短大の卒業生につきましても、実務経験の評価等によって、入学資格を幅広く認める、そういうことができないかという点について、各界の意見を聞きながら検討をしてみたいということでございます。

男女別の問題でございますが、小学校の教員につきましても、御案内のように女子教員の比率が年々高まっております。体育や特別活動の指導等と関連をいたしまして、男子の教員の比率をもっと高めてほしいという御要望があるということも十分にわかりますし、また、そのことから養成段階においても何らかの配慮をしようかという御提案もあるわけでございます。しかし、女子教員が現に小学校等において果たしている役割というものを考えますれば、そういった男女比というものをあらかじめ想定をして養成を考へていくというところについては、私は問題があると思いません。少なくともこの教員大学におきましては、男女別に入学定員を設けるといことは考えておりません。

○粕谷照美君 私、男女別に入学定員を設けること自体が非常に異常なことだと、男性も女性も喜んで教員になりたいという条件をつくってやることこそ重大な使命ではないだろうか、こう考えているところなんです。で、この新しい大学構想ができるというところは、いままでの大学ではやっぱり問題がある、こういうふうな考えをいっしょにやるから、皆さんがいっしょに御意見を出されたんだと思ひますが、なぜいままでの教育大学では足りないのか、その原因というのは一体どこにあるのか、うらうらにお考えでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 既設の大学ではでき

ない、したがって、新しい大学をつくるんだという構想ではないわけでございます。当初、国立大学の側におきましても、この教員大学の構想が、既設の大学の整備というところを、いわばなおざりにして、そして現在抱えられているいろいろな課題というものを、新しくつくる大学によって対応をしていくということを考えるのではないかと、御懸念があったわけでございますけれども、私どもは、新しくできる大学というのは、既設の大学の整備と両々相まって、お互いにいい刺激を与え合いながら発展をしていく、そういう姿を考えているわけでございます。もちろん大学院のレベルにおきましては、既設の大学にもこれから修士の課程を逐次つくっていくかなければならぬわけでございますし、そういう方針を持っているわけでございますが、これまででございました二つの大学の大学院の実績にみましても、修士のレベルに現職の先生方が大量に受け入れられるというところは、なかなか実現が困難でございます。それは望ましい方向ではあり、できるだけ既設の大学における修士の課程においても、現職教員への皆さんの道を開いてほしいと思っておりますけれども、片方では学部を出て大学院に進むという者の数がふえてくるわけでございますし、またそのことは、これからの教員養成を考えていく場合の一つの大事な方向でもございます。したがって、既設の大学の修士の課程の整備というのは、やはり学部卒業生の大学院への進学ということをかなり考えたものとして、それぞれ特色のあるものをつくっていただくということを、大学側にも御検討いただかなければならぬ面が多いわけでございます。

また、小学校教員の養成につきましても、先ほど申し上げましたように、全体として小学校教員の需給の状況というのは、なお供給の増大を必要とする状況にございますけれども、それを既設の大学の養成課程の定員増で対応するというところについては限度がございます。これは、これと香川大学、あるいは静岡大学等におきまして、小学校教員の養成課程の増募を行っておりますけれども、一つの大学の中で教育学部が大きくなり過ぎることについては、やはり問題が大学運営の中でありますし、また、教育学部の中の小学校教員養成課程が非常に大きくなり過ぎることについても問題がございますから、既設の大学の整備ということで対応できることについては限度があるわけでございます。したがって、やはり条件の満たされる場合には、新しい教員大学において小学校教員についての養成を考えると、これが必要になってまいります。さらに既設の教員養成大学学部の場合には、先ほども申しましたように、小学校、中学校、あるいは特殊教育諸学校の養成課程を持っております。全体としてバランスのとれた運営、発展というものを考えて、それぞれ御努力になつていらっしゃるわけでございますが、やはり小学校教員の養成課程というのは、非常に大事な課程であり、かつ、それぞれの大学で御苦心をされている点がありますけれども、なかなか既設の養成学部の場合には、小学校教員の養成課程だけについての対応がむずかしいという面があるわけでございます。これまで教員養成大学の関係の方々の間でいろいろと議論をされてきている小学校教員の養成課程の課題というものがつきましても、新しい大学においてそれに積極的に対応をしてみる、そしてそれが既設の養成大学にもいい影響を与えていくということも期待されるわけでございます。そういういろいろな面を含めまして、新しい大学と既設の大学とが両々相まって発展をしていくということを願っているわけでございます。

○粕谷照美君 局長のおっしゃることは、私よくわからないのですけれども、小・中学校というのは義務教育です。国でもっとも責任を持って教育をしなければならぬから、だから教員養成をしなければならぬ。その教員養成に見合ふ分というものを国がこうやっていこうとする場合には、なぜ小学校教員養成課程が、たとえばA県におけるA大学の中で、小学校の教員を養成する学部が大きくなるというところは問題なのですか。教育

すけれども、一つの大学の中で教育学部が大きくなり過ぎることについては、やはり問題が大学運営の中でありますし、また、教育学部の中の小学校教員養成課程が非常に大きくなり過ぎることについても問題がございますから、既設の大学の整備ということで対応できることについては限度があるわけでございます。したがって、やはり条件の満たされる場合には、新しい教員大学において小学校教員についての養成を考えると、これが必要になってまいります。さらに既設の教員養成大学学部の場合には、先ほども申しましたように、小学校、中学校、あるいは特殊教育諸学校の養成課程を持っております。全体としてバランスのとれた運営、発展というものを考えて、それぞれ御努力になつていらっしゃるわけでございますが、やはり小学校教員の養成課程というのは、非常に大事な課程であり、かつ、それぞれの大学で御苦心をされている点がありますけれども、なかなか既設の養成学部の場合には、小学校教員の養成課程だけについての対応がむずかしいという面があるわけでございます。これまで教員養成大学の関係の方々の間でいろいろと議論をされてきている小学校教員の養成課程の課題というものがつきましても、新しい大学においてそれに積極的に対応をしてみる、そしてそれが既設の養成大学にもいい影響を与えていくということも期待されるわけでございます。そういういろいろな面を含めまして、新しい大学と既設の大学とが両々相まって発展をしていくということを願っているわけでございます。

○粕谷照美君 局長のおっしゃることは、私よくわからないのですけれども、小・中学校というのは義務教育です。国でもっとも責任を持って教育をしなければならぬから、だから教員養成をしなければならぬ。その教員養成に見合ふ分というものを国がこうやっていこうとする場合には、なぜ小学校教員養成課程が、たとえばA県におけるA大学の中で、小学校の教員を養成する学部が大きくなるというところは問題なのですか。教育

すけれども、一つの大学の中で教育学部が大きくなり過ぎることについては、やはり問題が大学運営の中でありますし、また、教育学部の中の小学校教員養成課程が非常に大きくなり過ぎることについても問題がございますから、既設の大学の整備ということで対応できることについては限度があるわけでございます。したがって、やはり条件の満たされる場合には、新しい教員大学において小学校教員についての養成を考えると、これが必要になってまいります。さらに既設の教員養成大学学部の場合には、先ほども申しましたように、小学校、中学校、あるいは特殊教育諸学校の養成課程を持っております。全体としてバランスのとれた運営、発展というものを考えて、それぞれ御努力になつていらっしゃるわけでございますが、やはり小学校教員の養成課程というのは、非常に大事な課程であり、かつ、それぞれの大学で御苦心をされている点がありますけれども、なかなか既設の養成学部の場合には、小学校教員の養成課程だけについての対応がむずかしいという面があるわけでございます。これまで教員養成大学の関係の方々の間でいろいろと議論をされてきている小学校教員の養成課程の課題というものがつきましても、新しい大学においてそれに積極的に対応をしてみる、そしてそれが既設の養成大学にもいい影響を与えていくということも期待されるわけでございます。そういういろいろな面を含めまして、新しい大学と既設の大学とが両々相まって発展をしていくということを願っているわけでございます。

学部が他の学部より大きくなることになぜ問題なのですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 学部の性質によって入学定員に差があり、あるいは教官の数に相違が出てくるということは、それは当然あり得ることではないかと、そのことを私も私ではいけなと言っているわけではございません。ただ、大学の全体の運営を考えていく場合には、現在の地方の国立大学、それぞれ学部の数は異なっておりま

すけれども、その中で、やはりそれぞれの学部がバランスのとれた発展をしていくということが基本的に必要でございます。できるならば、学部のあり方というものは、そういった均衡のとれた発展というものを維持しながら、その限度の中でいろいろ増設その他を考えていくことが必要なのではないかと、場合によっては、御指摘のように、一つの学部の方がかなり大きくなるということもあり得るわけではございませんけれども、方向としてはそういう全体の大学の運営について、バランスを失する形になるような整備の方向というのは避けたいと思っているわけではございません。

○粕谷照美君 では話を交えて、既設の大学、ここになぜいまだで大学院がつくられてこなかったかという、この疑問は、先ほどから私質問しているわけなんですけれども、十分にわかる答弁をいただけませんので伺いたします。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在の国立の教員養成大学あるいは学部は、御案内のように戦後旧制度の師範学校等を母体として発足をいたしました。そして、戦後急激に教員需要が増大をいたしましたので、それに処をしようというところをまず第一義的に要求をされたということがございます。そうした事情から、教官の組織なり、あるいは施設、設備等が十分に整備されたとは言えない状態にございました。これまでそうした状況にある教員養成大学学部の充実には努めてきたところではございますけれども、なかなか大学院を置くことができないまでに学部の充実が見られてい

なかったということでございます。東京学芸と大阪教育の場合には、発足に当たりまして複数の学校が統合をしたということもございまして、比較的に早くから教官組織も充実をしておいたわけでございます。そういったこともあって、大学院の設置を早い時期に見たわけではございますけれども、いま申し上げましたような事情がございまして、その他の大学の場合にはなかなか大学院の設置というところに行うに至らないで今日にまで来ているということでございます。

○粕谷照美君 ですから、さっきから私わからないういのはそのところがわからないのです。なぜできなかったかということ、私はやはり文部行政のサボタージュではなかったかと、こういう考え方を持っているものですかとお伺いしている。あるいは大学側の方に、そのような大学院は要らないんだという考え方が強かったのか、その辺をお伺いしているわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 発足当初の事情がそのような状況にありましたために、長くいま申しましたような状況にあったわけではございますが、その後私どもでもできるだけの努力をいたしまして、つておりますし、教官組織等についての充実も進められておりますので、各大学におきましても、教育研究体制の確立や、内容の充実を進めてきていくわけではございます。昭和四十八年度ごろから大学院の設置について、それぞれの大学で検討を行うものが出てまいっております。五十三年度の概算要求の案を取りまとめる時点におきまして、各大学において修士の課程を持たないという計画を持ったものが十三ございます。これらの十三の大学の学部の状況が、すべて大学院を置くに足るほど整備をされているというわけではございませんけれども、それらの大学において大学院の設置というところについて、真剣に検討をされ、あるいはさるようとしていく状況があることは事実でございます。

○粕谷照美君 いま十三とおっしゃいましたけれども、これは三十三の間違いではないんですね。

十三校ですか。四十七大学のうちの十三が大学院を考えているというふうな御答弁ですが、それでよろしいわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 十三という数は、五十三年度の概算要求をまとめる段階で、それぞれの大学から修士課程を置きたいという要求の出てきたものの数でございます。各大学において修士の課程を置くことについて検討を行っているところ、もちろんもっと多いだろうと思っております。

○粕谷照美君 これは衆議院における参考人の御意見の中で、たしか教育学部は四十七分の三十三考えているというふうな数字がありましたけれども、あれは記録の間違いなんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 国大協の方で御調査になつて、各大学で考えているものが三十三という御指摘が参考人からございました。私が申しました十三という数は、具体的に大学から修士課程設置の要求として文部省に書類の出してきたものが十三ということをおし上げたわけではございません。

○粕谷照美君 そうしますと、今回は十三上がございまして、その背景にはまだ二十の大学がやっぱり大学院をつくりたいと、こう思っているかと理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 私は、事柄としては、二十に限らずに、現在修士課程を持っていない教育学部、あるいは教育大学はすべて修士課程を置きたいというお考えをお持ちだと思っております。

○粕谷照美君 では、それに対して文部省としてはどのような答え方をされるつもりですか。

○政府委員(佐野文一郎君) これまで修士の課程を教育学部については置いてこなかったわけではございます。しかし、五十三年度から愛知教育大学に修士の課程を置くというお願いをされているわけでございます。これを愛知教育大学に置くことをもってとめるといふことはなく、いま申しましたように、各大学においてそれぞれ検討が行われているわけではございます。各大学の検討の進捗状況を考え、また各大学における教育研究体制の整備の状況というものを考えまして、逐

次修士の課程を置いてまいりたいと考えているわけではございません。

○粕谷照美君 大臣にお伺いいたしますけれども、学部はできるだけ大ききにおいて均衡のとれたものが望ましいと、先ほど大学局長がおっしゃいましたけれども、大ききだけで均衡がとれていないというふうにも考えること自体は非常に問題があるのではないかと、こう思います。具体的に他の専門学部に比べて教育学部の予算というのは非常に劣っている、格差があると、こういうふうには言われておりますけれども、大臣それ御存じでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) 教育学部予算は、なお充実をしなければならぬ重点学部であるということとは承知をいたしております。

○粕谷照美君 格差があるということとどうも御存じないような感じがしますが、大学局長、これ差はないんですか。私は日教組の大学部などからもいろいろとお話を伺っておりますし、日教組でなくとも、大学の先生方からも具体的にそういうお話も伺っております。衆議院の公聴会においてもそのような指摘が須田委員長からなされておるようです。その辺についてはいかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 須田参考人も述べておられましたように、助手の配置の状況、その他教員養成関係の学部について、他の学部と比較をしてさらに充実をしなければならぬ点があることは、私も率直に認めなければならぬ点があると思っております。しかし、発足当時の事情は先ほど申し上げたようなことでございまして、その後、課程の拡充であるとか、あるいは教官組織の充実、あるいは施設設備、付属学校の整備等を鋭意進めてきておりますので、現在では他の学部と比較をして、著しい差があるというわけではございません。余り差のないところまで水準としては達しているというふうにも考えております。現状で十分であるというふうにも考えているわけではもちろんございませうから、今後とも整備充実を図ってまいります。

○粕谷照美君 余りそんなことない、こうおつ

しゃっていますけれども、では衆議院の須田参考人はどのようにおっしゃっているかといひますと、教育学部予算一に對して、修士課程を持つのは一・二倍と、さらに博士課程を持つのはその修士課程のさらに二倍だと、こういう意味でも大きな格差がありますし、人員配置でもそうだと、こう言っているわけですね。人員配置はどうでしょう、旧帝大などに比べてどのような比率になっておりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) これは非常にむずかしい問題で、なかなか比較がむずかしいわけですが、教員養成大学学部における教員一人当たりの学生数を仮にとってみますと十二・九人—十三人弱でございます。教員養成学部とどの学部を比較することが適切であるかという問題があるわけでございまして、比較的広領域にわたる授業科目を開設するものとして教養学部をとりまして、教養学部の場合には二十七・一人、文理学部の場合には十二・四人というような状況でございます。ただ、教員養成大学はいろいろ沿革的な事情がございまして、全部が十二・九人ということではなくて、これは平均をとったわけでございまして、十人未満のものが七大学ございまして、あるいは十四人以上のものが十五大学あるというようならばつきはございまして、いま申しましたような状況にあるわけでございまして。

○粕谷照美君 もっと具体的に言いますと、旧帝大では教授に対する助手の比率が、教授一に對して一・七、それから旧制医学部を中心とした新制大学は〇・九七、医学部のない新制大学は〇・三六、それに対して何と教育学部は〇・一でしよう。十人に一人だといふんですね。この数字は間違ひですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり、教官当たりの助手数を見ますと、教育学部の場合には〇・一一、農学部で〇・六一、経済学部が〇・二三、理学部が〇・八一、文学部が〇・四〇、そういうような状況にございまして、教育学部の場合は助手の数というものを教員当たりで見ます

と、他の系統の学部よりは低位にあるわけでございします。

○粕谷照美君 したがって、そういう問題点については、大臣どのように今後改善をされようとお考えでしょうか。

○国務大臣(砂田重民君) 私はやはり大学の授業形態というものを考えますと、必ずしも定員の数だけで議論するのが正しいかどうか疑問に思うのでございまして。ただやはり一般教育の充実のためには、定員措置の上でも、また学生増員の措置ともあわせて、一般教育教官の充実に努めようという、なほ一層の充実のための努力は今後もさらに一層やっつけなければならぬ、かように考えております。

○粕谷照美君 ですけれども、十人に一人の助手というのは非常に問題があるんじゃないですか。私はそういう点からも非常に圧迫をされているということを思わないわけにはまいりませんが、先日新聞を見ましたら、国立大学一般担当部局協議会、この特別委員会報告で、教養部を設置してない十九国立大学は非常に差があるということでしたね。三分の一は非常勤講師だなんて、こんなばかんなことがあつていいじゃないかと思ひます。専任教員一人当たり学生数が小・中学校よりも多いわけですが、大学の先生方が集まりまして正式に発表されたものでしたら、そういうこともあらうかと、こういうふうに思ふんですけれども、この事態はどうなつておりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) あの報告書にございしますように、教員一人当たりの学生数というものの、学生負担を見ますと、教養課程を一年半と考へますと、定員措置の上では二十九・四人の学生を抱えているということになります。これは小学校、中学校、高等学校よりも多い数でございします。しかし、大学の授業の形態というのは、高等学校以下とは非常に御案内のように異なるものがございます。一般教育の実際の担当は必ずしも定員措置だけでは判断できません。これは専門の方か

らも非常な応援を得ておりますので、定員措置の単純な計算で比較することには問題があると思ひます。もちろんそのことは現在の一般教育のあり方というものを、このままで置いておいていいということではございせんけれども、単純に教員一人当たりの学生数をもつて、現在の教養部の問題とするわけにはいかないだらうと思ひます。

また非常勤講師につきましては、一般教育の授業時間数の三割以上を、非常勤講師に依存をしているという御指摘が報告書にあるわけでございまして、この非常勤講師の中には、学内のほかの学部から非常勤で応援をしていただいている講師も含まれているわけでございまして。非常勤講師というのは専任の講師の負担過重を避けるために応援をしようという消極的な意味を持つだけではなくて、大学間の交流を深めたり、あるいは学部間の交流を深めたり、そしてそれによってカリキュラムの幅を広げていくという積極的な面がございまして、特に一般教育の場合には、いわゆる全学を挙げて一般教育に当たるといふ構想をとっている大学もございまして、専門教官の応援をそういう形で受けるということもあるわけでございまして、これまたそういう学内の非常勤の協力というものを含んでいふその報告書の指摘について、直ちに非常勤講師への依存が非常に多いといふことを、否定的にだけ考えるわけにはいかない面があるわけでございまして。ただ、一般教育専任の教官定員について、それをさらに充実するための努力をする必要があるといふことは、私たちも十分に考えております。

○粕谷照美君 あの見出しは大変ショッキングだといふような感じの御答弁でありますけれども、私も実はその実態を知りたいと思ひまして、大学局にきのうの夕方電話をいたしましたら、最初はその資料がないといふことでしたけれども、その後ありました、ありましたと言つて持つてこられました。多分つい最近出された資料だらうといふふうに思ひますが、五センチ近くもあるような、

昔の「キング」の臨時増刊みたいなあんな資料を、夕方からきょうまでの間に見るわけにいきませんでしたので、内容については、説明だけを伺つたわけですが、内容でも、文部省の大学設置基準、一般教育の専任教員の数ですね、入学定員百人で七人、二百人で十二人、三百人で十五人、プラス百人ごとに三人増だといふ、この基準にすんなり満たない大学が十八もあるといふことはどうも納得がいかないのですが、いかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) これもむずかしい問題がございまして、一般教育を担当するその組織を教養部として独立をさせている、そういう大学におきましてはもちろん大学設置基準を充足をいたしておりますけれども、一般教育を全学的に実施をする、あるいは特定の学部で責任を負う形で実施をするという、そういう大学の場合には、定員措置の上では基準を満たしてないものが十八大学ございまして、これは全学的に、あるいは全学部的に一般教育に責任を負うという体制をとります。そういうたまたまをとつておりますことによるものでございまして、実際の担当の上ではもちろん、一般教育に必要な教員の配置は行われているわけでございまして。ただ、文部省といつたしましては、一般教育の充実のために、定員措置の上でも、学生増員の措置とあわせて、一般教育教官の充実に努めておりますし、総合科目の開設であるとか、あるいは教育内容、方法の改善のための教員の増員であるとか、そういうことについて、これまで努力をしてきているところでございします。

○粕谷照美君 局長がそういうふうに御答弁くださると、少し悪いという程度にしか私どもは聞けないわけでございしますが、しかし、こういうふうにな少ない教官で一般教育を非常に無理をしてカバーしているという実態もありまして、そういう体制の中では貧弱な教育が行われて、何だ、こんな大学の教育は、高校の繰り返しではないか、何のためにやっているのかかわかんないなどという学生の酷評があるといふんですね。入っている学生

す。しかし、同時に、現在のように大学院での現職の方々の研さんということについては、制度的に門は開かれていても、実質として、実態としてそれを保障し、確保するだけのものを、現在の日本の大学院は備えていないという点がございますから、やはり給与のあり方を改善をするということ

を考へる場合には、大学院の段階の整備がもっと進み、大学院における現職の方々が研さんをされる状況というものがもっと普及をしていく段階において、検討される方が事柄としてベターであるという判断をしているというところでございます。

○粕谷照美君 大臣、そうしますと、給与改善が行なわれるというのは、相当先になるという見通しを立ててよろしいでしょうか。慎重に審議もしなければならぬし、大学の制度もきちっと整えなければならぬしと。

○国務大臣(砂田重民君) 先ほどから大学局長がお答えをいたしておりますように、既設の大学の学部の実現、大学院の新しい開設を次々にこれから私どもとしては対応してやってまいらなければならぬので、いま粕谷委員がおっしゃいましたように、これらの充実に伴う改善措置が、将来の問題としてあるということでございまして、相当先のことと御理解をいただいて結構でございます。

○粕谷照美君 私は、教師の研修というのは、あるいは学習というのは、非常に多様であつてよろしいというふうに考えているわけです。たとえば内地留学だとか、あるいは今度できます放送大学ですとか、あるいは通信教育だとか、それから民間教育団体などにおける研究などというところで、本当に多様な研修というものが行われていいというふうに考えているのです。しかし、大学院を出すということも非常に大事だと思つていますが、四月の十七日の教育新聞に「大学院を出た教員」として、モノローグがあるわけですね。御存じにならないかもしれませんが、よく読んでみますと、とにかくいろいろ問題があるから「無条件にすべての大学院出身者を教育界が優遇することは危険である」、こう言つております。特に、いわゆる優秀校に、一般上級職国家公務員や有名一般企業に選ばれる者が多かったがゆえに、大学院を選挙する者が多い。そして、大学院に進めば一般企業等の就職の道は一層狭くなる。そのためやむをえず教員を志望する者がいる。これは教員

にでもなろうかということだと思つてます。これら優秀校の大学院生は、能力的には問題がない。しかし、教育意欲の面で、彼らを大学院終了と同時に優遇の対象とするに値するかどうかは疑問である。一方無名大学院の院生の学力の低下は、恐るべきものがあり、高校生の標準を下回る学力の者も珍しくない。(そのとおりと呼ぶ者あり)「そのとおり」という不規則発言が出てますけれども、そういうことになりまして、このとおりであれば、大学院を出たからといって給料を上げるなんてとんでもない話だということになるわけですね。

さらに「良家の子が非有名高校、大学に振る分けられると、いよいよ「家」に相応しい就職と縁遠くなり、体面をつくらうために大学、修士、博士に進み、一寸刻みに「就職」という現実との対決を先延べしていく。」

何か大学院というところが肩書きをつくるためにあるような、みんな何か遊んでいけるような実態があるという、教育界における新聞が書いているわけですね。

「最近では、学生の資質にとかくのうわさのある大学にまで、大学院の設置が認可されている。大学院設立状態の下で、他大学からこの種の大学院を志望する者は稀である。このようなことを書いてますけれども、大学院の資質の向上というのですか、本当にこの大学院そのものが信頼されるような条件をつくっていくという、その条件というのは一体どういうふうにしたらよろしいのでしょうか。」

○政府委員(佐野文一郎君) わが国の場合には、御指摘にもありますように、修士のレベルにいたしましても、大学院が社会的に機能している実態には、専門分野によって非常な差がございます。たとえば工学系の場合は、むしろ修士課程というのは非常に有効に機能しておりますし、また社会系もそういうものとしてこの課程を受け入れているわけでございます。しかし、特に人文社会系の場合には、修士の課程というのは、工学部の場合

のような形では決して機能をいたしておりません。

修士の課程を認可をしていくに当たりましては、もちろんそういう社会的に現在機能を果たしている状況というものは、各大学においても十分に考慮をされて認可の申請は行われるわけでもございませんけれども、私もさういふ点について、十分に考慮をしなければならぬ点であると思つております。ただ、これも非常にむずかしいのは、社会的な評価、あるいは社会的に修士の課程が機能する状況というのは、これは大学の側の努力だけによつてできるのではなくて、やはり社会の方がそれをどう受け入れていくかという、そこは両輪になるわけでございます。現在修士の課程の設置については、私たちは学部の段階が十分に充実をしているものについては、その上に修士の課程を置くという大学の構想はこれを尊重しております。それは積極的に対応しようということを考えております。と同時に、認可に当たっては、できるだけそれがいま御指摘のような粗製乱造にならないように、審査については、現在設置審議会の審査も、年を追つて厳重になつていくというのが実情でございます。

○粕谷照美君 年を追つて厳重になつてくると、こうおっしゃいましたが、前には大分ゆるやかな審査であつたというふうな逆に考えられるわけですね。だからこそ、このような指摘を持つような大学院が次から次へと生まれてくる。

初中局長、教員の採用に当たつては、そういう面では厳しい試験があると思つてから、ふらふらと入つていらつしやるような、肩書きだけをつけるような方々が入つてくると思つてませんか。けれども、その辺はどうでしょうか。厳正に採用試験というものは行われておるでしょうか。

○政府委員(諸澤正道君) 御承知のように、新採用教員の採用の方法としては、免許状を取得見込みの方について、前の年の夏から秋にかけて、厳重な試験をいたしまして、その試験の結果、県によりまして多少違いますけれども、さらに面接

等を行つて、人物等を確認した上で、この人は先生として採用して差しつかえないという方を採用候補者の名簿に登録をする、そして年度末具体的人事を行います際に、新規増員、ないしは欠員補充という形で、逐次その中から採用をしていくというところでございます。それから、一般的に申し上げますらば、教員の新採用については、各県とも十分心を配つて、本当に教員として適格な方々を採用していくように努力をしている、こういうふうな私どもも把握しております。

○粕谷照美君 そのような努力がきちんと行われておりますならば、大変な批判というものはないだろうと思ふんです。しかし、教育における落ちこぼれの問題から、非行の問題からして、ものすごい教員に対する批判というのものは出てきています。その批判の中に、大学の中で免許を乱造する、乱発するんではないかというものが大きく出ております。

私は、そういう中で考えていきますと、大学の教育そのものも一つありますけれども、実際に生徒に対する訓練の期間、いわゆる教育実習の期間ですね、これは日本の国と諸外国とを比べますと、どの程度の差になつていまして、日本の教育実習の期間というのは大体長い方でしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) わが国の場合は、初等教員の免許状の場合には、御案内の四単位四週間、中等教員の場合には二週間というものが、現在免許法で定めております最低の教育実習の実施期間でございますが、私も承知をしておりますところでは、これは各国に比べてかなり短いと思つております。

アメリカの場合には、初等教育の教員については約十週間、中等教員については約八週間、主として公立学校において教育実習は行われております。イギリスの場合には、これが初等教員については十週、フランスの場合には、中等教員については十五週、中等教員については五週間ないし十週間、ドイツでも、初等教育教員については八週間ない

し三十週間、中等教員については八週間というような状況でございます。わが国の場合にはかなり教育実習の期間は短いということは言えると思ひます。

○粕谷照美君 かなり短いということも一つありますけれども、どうでしょう、付属の学校は、これだけの免許を持つ生徒に対して、きちんとその期間教育実習をさせられるような体制になっていきますでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 国立の付属の場合には、むしろこの四週間あるいは二週間というものを超えて、年間九週間程度の受け入れを行っているわけでございます。むしろわが国の教育実習における問題というのは、特に中学校、高等学校の教員の養成につきまして開放制をとっており、関係で、課程認定を受ける大学の数が高等教育の規模の拡大とともに非常にふえてきている、したがって、免許状を取得する者の数も現在十六万七千程度に達しているというような、そういった状況が、効果的な教育実習をなかなか困難にしている、そういうことであると思ひます。

○粕谷照美君 教育実習そのものは、問題もありませんが、これはまた別の機会に譲るといたしまして、今度の新構想大学は、そうすると、各国——ヨーロッパ、アメリカ並みに教育実習を持っていこうと、こう努力をされるのですか、大体いままでの程度でよろしいと、こういうふうな判断をされるのですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の場合には教育実習が非常に大事であるというのを考えまして、大幅に拡充をしたいという計画を持っております。これは最終年次においてだけ教育実習を行いますというのではなくて、入学の当初から四年間に行うというのではなくて、入学の当初から四年間にわたって段階的に教育実習を行う。普通の教育実習のほかに、教育工学の実習であるとか、あるいはいわゆるピークを立てていく専修分野のための教育実習であるとか、あるいは学級経営や生徒指導への参加という特別教育実習、そういったものを各学年において計画的に実施をしていきます。

い。全体として約十六週間程度の教育実習を四年間において実施をしたいと考えて計画をしているところでございます。

○粕谷照美君 十六週間程度ということになれば、フランス並みということになるかと思ひますけれども、私は、これを受け入れる側の付属学校というものが、ほんとに国立の付属学校だけで間に合うのかどうかという点について心配をしています。いかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおりの問題がございます。もちろん両大学とも、それぞれの大学が置かれる地域の実情を考えて、既設の公立学校との調整を考えながら、付属の学校を置いていくわけでございますけれども、付属学校における教育実習だけでも、これらの要請に対応できるわけではございません。やはり公立の学校にお願いをいたしまして、地域の公立学校の御理解と御協力を得て、教育実習を展開するということが必要になるわけでございます。地域の公立学校とどのように密接な協力関係をつくるかということについて、準備室の方で、それぞれ地域の教育委員会なり、あるいは学校と御相談をしていくというところでございます。

○粕谷照美君 私は、公立の御協力を得てというのは、御協力というのは一体何か。一切、普通の学校の先生方の奉仕によって行われるのではないだろうかという心配をするのですが、たとえば国立の付属学校であれば、いろいろな条件がありまします。人的配置にしても非常によろしい、それからそういうような生徒の指導に對してもきちんと指導の手当がけつていく、いろいろな条件があると思ひますけれども、今回の場合はどのような形になつていくでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 具体的な検討は、これからになる面が多いと思ひますけれども、一般に国立の教員養成の大学学部が公立の協力校を定めて、その御協力を得ながら教育実習を展開する場合は、基本的に異なるわけではないわけでありまます。両者の間に十分な連絡協議の機関を設けて、公立学校の方の授業計画にできるだけ支障を及ぼさないような形で実習生を派遣するという考慮が必要でございますし、またその実習生の指導につきましましては、それぞれの公立学校での御指導ということももちろんあるわけでございますけれども、大学がやはり責任を持って、公立学校における教育実習については指導をし、それぞれの公立学校と協議をしていく体制というのをとる必要があるわけでございます。それは既設の場合でも同じようなことでございまして、この大学の場合にも、そういった点については十分に配慮をしていかなければならないと考えております。

○粕谷照美君 ぜひ配慮をしていただきたいと思ひます。特に、最近は大分直つてきていたかと思ひますが、国立の付属学校はエリート化しているのではないかと、批判も多くなつて、非常に成績のいい子供たち、家庭でも教育に熱心な子供たちがいるわけですから、そんなところだけの実習をやつた生徒というのは、一回か二回教えれば、生徒はもうちゃんと勉強してくるものだ、みんな覚えるものだという前提に立つて現場へ就職をされたんではいかぬわいなというのを考えます。

私がいまお伺いしたいと思ひますのは、この大学院に現場から来られる方々は、それぞれ現場の問題点をかかえて出てこられるわけですね。そして、そのことの研修と同時に学問的な研修もしなければならぬ、こういうことであります。大学院の生徒は、一体教育実習というのはあるのでしょうか、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員免許状の取得のための必要な基礎となる単位、そういう意味での教育実習というものを要求するわけではもちろんございませぬ。しかし、大学院の学生でございまして、御指摘のようにそれぞれ現職の方は現場における経験、体験というものを通じて、一つの課題意識、問題意識というものをもち、そして進んで学ばれていくということが予定されますし、またそれが望ましいこととさせていただきますから、大学院での研さんの過程で実地に研究をするというよう

な意味で、学校に出かけていくことは望ましいことであるし、その点についての配慮はこの大学は十分にしていると考えております。

○粕谷照美君 大体、校長の承認を得て、そして教育委員会の承認を得て、そしてさらに県の教育委員会ではそれはよろしい、こう言つて入るくらいの方々ですから、私は大変優秀な方々だと思ひます。その優秀な方々が現場に行つて、一体それがこの教育実習を指導するんですか。その辺についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(佐野文一郎君) もちろん修士の課程でございますし、学生でございまして、大学における教官の指導ということがあるわけでございますけれども、それと同時に、あるいはそれ以上にそれを進める、そのために御自分で実地の研究をなさるということが必要であるし、またそういう性質のものとして大学院での実地の研究というのは展開されるのではなからうかと思ひます。

○粕谷照美君 理屈で聞きますとわかるんですけども、現実の問題になると私はそういふ点については非常に不安を持ちます。たとえば教育研究集会があります。講師には大学の先生方が来られます。いろいろと質問をいたしますと、なかなか現場の先生が聞きたいと思つていることに對して、正確に答えてくださる方は少ないわけですね。最後に別れの段階になりますと、その講師の方々が、私の方が大変勉強させていただきますと、こう言つてお帰りになるわけですが、現場から三年の経験を経て、大学院に入つてこられた方々を、いまの大学の先生方が、本当に課題に對して答えられるだけの指導力を持たれるんだらうかどうなんだらうか、この辺については、現職の大学の先生方の教育が必要であるのではないだろうか、それは一体どのような形でなされるのだろうか、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 衆議院の参考人の御発言の中にも、優秀なボクシングのコーチはみずからボクシングはできなくてもいいんだという御

発言がございましたが、またそういう面は、確かに教員養成大学の教官の場合に該当することが多いとは思いますが、やはり、現在教員養成の上で非常に要求をされておりますことは、教育の実践面における指導力というものを、どのようにして身につけていくか、あるいはそういう教育の実践的な研究というものを、どのようにして推進するかというところにあるわけでございます。そういう意味では現在の教員養成大学学部部の先生方について、より現場の課題というものに密着した実践的な研究を深めていただきたいということは、私たちも常々考えております。それはそれぞれの大学の先生方にみずから御努力をいただく以外にないわけでございますけれども、私の方ではたとえば教育方法の改善のための研究を実施されるという大学に対しては、教育方法改善のための研究費、そういったものの配分も考えているわけでございます。そういったこととあわせて、やはりもっと教員養成の大学の教官の中に、現職の経験をお持ちの方を導入をする、そういう努力を教員の人事の上でも各大学が御配慮をいただく大変ありがたいと考えております。現在でも現職の経験をお持ちの方は、かなり教員養成系の大学の教官の中にはおりますけれども、もっと積極的に付属学校との交流であるとか、あるいは公立学校の教官との交流ということを進めていく必要があると思っております。そのことは、実際問題としては、教員養成大学の学部部の教官が大学が選考される場合のそれぞれの大学における教官、大学の教員というものについての資格を考える場合の基準となる考え方に問題があるかと思っております。これが一般の学部の場合と同じように、どのような研究実績があるか、どれだけの研究論文があるかということからだけ判断をされますと、なかなか現職の先生方が大学で教鞭をとるということが、実現がむずかしいわけでございますけれども、少なくとも教育の分野については、先生方の中にそういう実践的な面に着目した人事というものを進めるべきではないかというお考え

は、すでに出てきているわけでございますし、そういう方向での各大学における御検討がぜひ望ましいわけでございますが、この教員養成大学の場合も、創設準備室の方でこれから教授陣の構成にかかっていくわけでございますけれども、その場合にできるだけやはり現場の先生方が大学で教える、そういう体制がとれる配慮を望んでいるわけでございます。

○粕谷照美君 大臣に最後にお伺いいたしますけれども、なるほど衆議院の参考人の意見を出された席上では、優秀なボクシングのトレーナーは、ボクシングを自分ができなくてもいいんだと、こういう御意見があります。しかし、それはトレーナーは一人一対一なんですね、直接相手に向かっていくからそれでよろしいわけでございますけれども、この教員養成というところについては、生徒というものが主体なんですから、生徒とその教師になるべき学生間の夾雑物があるわけですから、現場のことをきちんと理解をされるような、そしてその現場の悩みを持ってこられた方々に明確に答えられるような大学の先生というものの指導体制というものが必要になるんじゃないか、それは大学自体の私は努力でもあるのではないかと考えますが、よく永井文部大臣がいまの大学には臨床の先生がいらない、臨床教員が必要だと、こうおっしゃっております。臨床先生が、仙台にあります宮城教育大学の武田先生が、青森の小学校にわざわざ行って勉強されてこられたという話、私ここで引用するのは二回目ですけども、そのようなことも文部省としては、大学の先生が現場へ行くときにも、やっぱり有給でもって、そして教育研修に行くというような条件をつくるべきであらうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そのお答えをお伺いして、もう時間が来ましたから、私は一定のことは理解をいたしましたけれども、まだまだたくさん疑問点が残っておりますので、今後も質問を続けていきたいということをお述べまして、終わりたいと思っております。

○国務大臣(砂田重民君) やはり教員の資質の向

上という問題について、今日ほど社会的要請が高まった時代はかつてないと思うんです。同時にまた教員の皆さんの中にも、より一層の勉強、研さんをしたい、こういう意欲がこんなに高まったことも私は過去になかったように思うわけでございます。ですから、この教員大学を目指して、入学を希望して来られる教師の方々のいうものは、非常に強い使命感を持ち、また教育について愛情を持ち、りっぱな素質を持った方々が、さらに勉強意欲を持って入ってこられるわけでございますから、当然その教師の方々の素養のために、教壇に立っていただく大学の先生方の素質というものを考えていただかなければなりません。りっぱな先生を集め、同時に教職経験のある方にも教壇に立たないで、もうそういう教授陣構成をしなければならぬ、同時に教職経験を体験される、そのことについてはいま御指摘のありましたようなことも当然考えていかなければならぬことでございます。いずれにいたしましても、いわば冒頭に申し上げました社会的な要請にこたえ、さらに研さんを積みみたいという教師の意欲にこたえることを目的として、新しくスタートさせようとする大学でございますから、その目的のとおり、この趣旨のとおり、りっぱな勉強活動ができますように、努力を続ける決意でございます。

○委員長(吉田実君) 本案に対する質疑は、午前中はこの程度にとどめます。

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十一分開会

○委員長(吉田実君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○高橋實君 私には国家の興亡、民族の盛衰は、教育が源泉であると思っております。その教育の最高責任者である文部大臣は、いかなる決意のもとに文教行政をつかさどっておられるのか、まずその心境をお伺いしたい。

○国務大臣(砂田重民君) きわめて基本的な御質問でございますので、明確にお答えをいたしたいと思います。

いま高橋委員のお言葉にもございましたように、私も、ある年は経済の年がありまして、ある年は福祉の年があるかもしれませんが、教育こそは永遠に国の根幹であると心得まして、きわめて重責を担いましたことに、身の引き締まる思いをいたすわけでございます。そしてまた、そのような教育という問題が、日本国全体の将来の一番大切な問題であるという認識は、政府もまた社会も持っていてくださいますけれども、必ずしも従来までは、その認識が行動とはなっていない点を多々見受けるものでございますから、こういう教育こそは国の根幹であるということが、国の施策だけではなくて、教育そのものの価値を、国も、社会も、家庭も、教師も、同じ価値感をみんな持って取り組んでまいりますように、そういった考え、行動の普及に力いっぱい働いてまいりたいと思っております。

○高橋實君 話は変わりますが、先日の成田空港における過激派の人たちによる暴走きわまりない行動、あるいは以前には不特定多数の人たちを傷害した相次ぐ爆弾事件等々、次々と忌まわしいことが起こりました。その根源をたぐりたぐっていきますれば、やっぱり教育にその一半の責任があるんじゃないかと思うんですが、大臣の見解を承りたい。

○国務大臣(砂田重民君) 私は従来の教育にもその一部の責任があると考えます。

○高橋實君 私は、一部の責任と言われましたが、それはもっと大きな責任があるんじゃないか。たとえば小・中学校における違法スト、高校

における学校の無秩序さ。これは、私の知っている高校の校長が、もう学校内で悩みに悩んで遂に病死した方があります。また校長連の意見を聞くこと、大体学校へ行くのが楽しくない、校長の言うことで学校経営のされている高校が県内に幾つもない、大多数は職員の運営によって主任を決めたり、いろんなことをやっている、そういうところで、校長はできるだけよそへ出張したくなっちゃう、こういう実情ですね。また、大学における学内紛争、大学に私は教授やっている友達がいまして、どうなんだと聞いたところが、とにかく現体制を痛烈に批判する教授ほど人気があるんですよ、こう言われました。こういう中で、小、中、高、大学と育っていった、最後に大学で左系統の教授に、現体制を打破しろ、それがおまえたちの子孫を幸福に導くもんだ、こういうふうなアジラれたら、私は火災びんを持って、警察官を追いかけ回すような現実が起こるのは無理ないと思うんですよ。そうしたら、私は、一部の責任じゃないか、大きなやっぱ責任があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(砂田重民君) 私が一部のと申し上げましたことは、その大きい小さいの問題ではないわけでございまして、私が申し上げたいと思いましたが、これは、学校の教育という問題は、子供たちを、あるいは青少年を学校の中でどのように教育をしてまいりまして、それがたとえ完璧な教育でありまして、その青少年、児童、生徒には、学校の中だけがその子供たちの生活ではございません。一般社会の中でもまた暮らしわけでございます。学校の中の教育とかかわりなく、社会からその青少年、児童、生徒たちに対しましていろいろ働きかけも、きわめて複雑な状態で絡み合っている。たとえば高橋委員が先ほどお話しになりましたような、一切の体制に反対だというような、まさに破壊的な過激派分子、そういう中に身を投じるというの、あるいは教育の至らなから端を発しているかもしれないけれども、そういう青少年に対する社会からの働きかけもまたあると

いう意味で、学校は社会から隔絶して存在するものではないということを申し上げたかったわけでございます。そしてまた、これはやはり端的に申し上げなければ、教員の資質向上について非常に社会的要請が強い。もう率直な言葉で申し上げますと、自分たちの子供は小学校へ行って、先生に当たり外れのあるのが残念だという言葉があるわけでございます。そういうことを言われる教師の皆さんもきわめて恥ずかしい思いをしておられると思うわけでございますが、もしもそういう先生があるとするならば、そこらにはやはり子供たちの指導に不十分な点があるかもしれない。また教育の内容についても余りにも知育のみに偏り過ぎて、知育偏重教育という従来のあり方が、ついていけないという子供たちを生んだ原因になっていること、その現実を認めなければなりません。これらの問題を一つ一つ絡み合せて改善をしてまいらなければならぬわけでございますが、なお最後に高橋委員の御指摘のありましたような大学の運営のあり方についても、やはり私は大学当局で、もう一遍この際その大学の運営のあり方について、大学自身で考え直しをしていただくべき時期だ、このように考えるものでございまして、

○高橋委員 私は、このような現実、そういう現状をいかにして一転させるか、こういう命題と、歴代自民党政府の文部大臣ですから、真つ向から取り組むのが当然であり、私はその一環として教員大学というものがだんだん生まれてきたんじゃないかと思っておりますが、それはどういう関係になりますか。

○国務大臣(砂田重民君) 教員大学を新たな構想として持ちまして、この大学を発足させたいと私も願っています。これは、やはり教員の資質能力の向上、そして初等教育教員の教育養成、そしてまた教員の中に非常に高まってまいりました、なお一層の研究、研さんを重ねていきたいという使命感に燃えた意欲に込められる。このようなことから純粋により高度の教育を、より資質の高い先生をと

いう願いから発足したいと考えました教員大学

でございます。そしてまた、いま高橋委員がおっしゃいました、恐らく大学の一部にございまして、うな、過激派が占拠しているような状態、成田へ出動をいたしまして、逮捕されたようなある高等学校の女の先生、こういう事態が現実にあるわけでございます。そしてまた、ある大学の自治会の運営の実際の力を持つておられますのは、第四セクターに属するような学生が握っている大学もあるわけでございます。そういう事態については、やはり強い姿勢で、理由は何であれ一切の暴力は許さないという姿勢から取り組むべきだと私も考えまして、かつてないことでございまして、私も、そこら辺のところを、東大の総長にも文部省までお願いいたし、直接そのようなことを助言、指導をする、あるいはいせんたつてでございますが、学内におけるルールを確立するべきだ、学内に一切の体制に反対だというような破壊的な過激派分子の存在を許すべきではないという旨の、この機会にこそ大学御自身で、大学の運営のあり方について御検討をいただくべきではないか、うかというような指導、助言をいたすための通知を出しまして、その通知に基づきまして、この三月の二十一日には大学の事務局局長会議を、二十四日には大学の学生部長会議を開きまして、こういった問題の解決に、大学御当局自身の、真の大学の自治を守るための大学の決意を新たにしております。いたたくような指導、助言に努めているところでございまして、そして、これらの問題は、私が考えますのは、やはり強い姿勢で臨みますと同時に、北風ばかりを吹かすだけではなくて、暖かい風が吹くところにマントを脱ぐということもあるわけでございます。それから、そこら辺のところも十分心して取り組まなければならぬ、非常に問題が複雑でありますだけに、対処いたしますもの、各種各様の問題に総合的に取り組んでまいらなければ、私は好ましい解決点を見出し得ないという気持ちがいいたすわけでございます。

○高橋委員 私は、昭和四十一年ごろからこの問題が取り上げられてずっといままで来た過程のうちには、それを法案化して通すためには、やっぱりいろいろ妥協があり、あるいは言葉を濁したり、交わしたりということ、だんだんそうなってきたような気がしたものですから質問したんですが、そういうことではないわけですね。

○国務大臣(砂田重民君) 教員大学につきまして、けさほど粕谷委員からも御質問ございましたが、昭和四十六年の中教審答申、四十七年の教養審の建議、また総務調査会の報告等を受けて、国大協あるいは特別委員会等との意見の疎通を図りながら準備をまいりました。その間に、中教審答申、あるいは教養審の建議、あるいは総務調査会の御報告なり、そのとおりのものにはなっておりません。それはやはりいろいろな各方面の意見を聞いて、これが好ましいという案をつくり上げていかなければならぬからでございます。まして、教員大学を必要としますその根本的な問題点については、いささかもその間において変更はないわけでございます。

○高橋委員 次に移りますが、受験者の三分の二を現職教員から採用するという中に、市町村教委の同意を得る、あるいは果教委の同意を得るというところで、若干食い違いがあったように聞きましたけれども、現在では結論はどうなったかお聞かせ願いたいと思っております。

○政府委員(佐野文一郎君) 一般に大学は、現に教職等にある者の大学院等の受験に際して、所属長等の同意書の添付を求めています。教員大学の場合は、大学院を受験する県費負担教職員については、その服務の監督をし、研修のための出張を命ずる市町村教育委員会の同意書の添付を求めるといいたし、と考えております。

○高橋委員 それは、確かに形式的にはそういうことだと思えますが、私は実質的には市町村教委の同意を得なかつたり、果教委の同意を得なかつた場合には、本当にその人間が適材であるかどうかというのがわからない場合が多いと思うのです。その教員が学校の仕事を捨てておいて、一生懸命受験勉強をやったから合格したというような

ことになっちゃ困るんで、やっぱり本当に教員として将来適格者かどうかというのは、これは同僚が一番よく知っていますし、校長さんもよく知っていますし、子供さんもよく知っているわけですよ。そういう者を知っている同僚なり、校長なり、あるいは子供なり、そういう姿をやっぱりよく知っているのが市町村教委であり、その市町村教委だけではまたいろいろ不公平に陥る場合もあるんで、全体的なバランスから見た場合に、これは全県的視野から県教委がタッチする、こういう形式じゃなくて、本当にふさわしい人材を教員大学へ送る、こういうことから私はむしろ県教委、市町村教委の同意を得るというのが妥当だと思ったわけなんです、この点どうお考えですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学はもとより大学でございますから、大学に入学すべき者については、大学において適切な入学試験を実施いたしました。大学において勉強を行うにふさわしい者を選抜するわけでございます。その場合に、現職の先生につきましては二年間、現職、現給のまま大学院において勉強していただくということとを本旨としてこの構想はできているわけでございます。したがって、受験に際して、あらかじめその先生が二年間現職を離れて勉強をすることができ、そのことについての保証があるということとを大学側としてはやはり承っておきたいということとでございます。実際に同意を与える場合に、もちろん基本となるのは本人の勉強に対する積極的な意欲というものでございますけれども、その本人の積極的な意欲というものを十分に尊重しながら、校長なり、あるいは市町村教育委員会なりが、その教員の大学院における研修というものについて理解をし、同意を与える。さらに、先生御指摘のように、全県的にやはり県全体の研修計画等がございます。そういう意味で、市町村の教育委員会は十分に県の教育委員会と御相談の上で同意を与える、そういうことを通じて、大学院において勉強を続けることが最もふさわしい方が、最終的に大学院において選抜されることを私

たちは期待をしているわけでございます。

○高橋善富君 話題を変えますが、私は何人かの校長と座談会やったんですが、そのとき校長連中に、こういう教員大学というものができた場合に、一体あなた方は何を望むんだと聞いたんです。そうしたら、現在一番私たちの地域で要望している人間、一番困っている問題は幹部が少な過ぎる、二十歳三十歳代で、これはもう他を指導できるような教師が非常に少ないと言っている。だから、幹部をばっちり養成してほしいという意見がありました。前に四十一年の教員養成大学に設置される大学院に関する基本方針の中で、幹部を養成するんだという意見があったら、それが大分方々から反発を受けたという話がありますが、現実の現場では幹部を非常に要求している。こういう問題との兼ね合いをどう考えますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学院においてさらに高度の研さんを続けていただく場合に、やはり本人の積極的な意欲というのが基礎になるわけでございます。その場合に、やはりその先生方はそれぞれの現場における体験を通じて、十分な課題意識というものを、積極的に大学院に進学をされるのであろうと思います。そういう方々が大学院で研さんを積まれた後に、再び現場にお戻りになる。そういう先生方は、当然それぞれの学校における教育の指導面において指導的な役割をお果たしになる。そのことを大学側も期待をするわけでございますし、また、県の教育委員会も市町村の教育委員会もそのことを期待をするのであろうと思います。

御指摘の大学設置審議会の申し合わせにおきましては、校長、教頭、指導主事という具体的な職名を掲げて、その養成を趣旨とするという書き方をいたしております。この大学院に迎える学生につきましては、経験年数三年以上ということとを考へておられますけれども、事の性質上、やはり二十代の若い方に進学をしていただくということとを期待をするわけでございます。将来指導的な地位

に立っていただくということを願うことはもとよりでございますけれども、大学院における勉強というものが直ちに校長、教頭、指導主事の養成というように誤解されるときは、それは本旨ではございませんので、校長、教頭、指導主事という例示を考へることは、大学設置審議会の方で再度御検討をいただくことと、そう考へているわけでございます。

○高橋善富君 確かにそのとおりで、校長、教頭を指すものではないと校長連中も言っておりますが、たがね。

それで次に、私は、現在どうなんだと。教員の質についていままで校長連中がずっと接触してきて、一番優秀な教員はどの卒業生だと、一番だめなところはというケースだと——私はやっぱり粕谷先生と同じで師範学校の卒業生で、視野が狭く、自主性に乏しく、創造性に乏しく、内気で従順ですがね、とにかく、その師範学校の卒業生が一番優秀だというんです、率直に言う。校長連中も師範学校の卒業生が多かったんですが、自分たちが卒業したから優秀だというわけじゃないんでしょうが、事実優秀だと言います。戦後の混乱した教育界を今日まで持ち直して何とかやってきたのは、師範学校の卒業生の努力が非常に大きかったと言います。これを単に視野が狭いとか、自主性が乏しいとか、創造性が乏しいとか、従順で職業教員だとか、こういうことできめつけることは、私は非常に酷な話だと思うんですが、この点どうお考えですか。

それで、逆にだめな教員というのは何だと言ったら、一番だめなのはやっぱり教養課程を通じてきた就職した人間、その次は大学の学部を通じてきた連中。何でも聞いていたら、教育の意欲、姿勢、こういうものが全然なっていないというんです。それで非常に私たちは困る。そういう問題で、いわば開放された、そういう自由な伸び伸びした教育をやった方が本当の教員がでけると思った、そのことが現実にはそうでない、うらはらである、こういうことを考へましたら、そういう

目的を持った大学をつくって、はっきりと教育意欲を持って、教員になるという意識を持って教育することは、私は決して悪いことじゃないと思う。ユマニズムに、目的を持たないゴルフは単なる散歩のようなものですよというのがある。たけれども、私は同じだと思ひます。教育も、はっきりした目標を持って、私は先生になるんだという目標を持って入ってくるの方が私はいいと思ひます。この御見解はいかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 戦後開放制の教員養成制度がとられているわけでございますけれども、そうした開放制のもとで育ってきた教員としての広い知識を持っているという点、それから専門的知識についての研究態度がすぐれているという点、さらに、人間的に幅と深さを持っている者が多い、そういうことが言われるわけでございます。反面で、どうしても免許教科に片寄って、他の教科の知識に乏しいという点であるとか、あるいは実際の教育指導、生活指導の技術という点において劣っている、そういう能力において劣っているという点、あるいは教師としての自覚、信念、そういうものについてやはり欠ける点がある、あるいは責任感に欠ける、そういう御指摘があるわけでございます。午前中の御質疑にもございましたように、教員の場合に、教員養成における臨床的な面に現在欠ける点があるというの、ひとしく職者の指摘しているところでございます。そういう実践的な教育というものについての教育なり、研究を深めていかなければならないということは、既設の大学についても同じように意識され、またそれについての改善の努力は行われているわけでございますけれども、教員大学の場合には特にそういった教育の実践的な力を養成すること、あるいはその研究を深めること、そういう点に力を入れてまいりたい、そのように構想では考へられているわけでございます。

○高橋善富君 これはいまのは確かに自由な学問

探求者として、そして教員としての専門性を持った開放制の原則というのがありますが、現実にはそれは使い物にならないという事実が、もともと校長だって私は全部の校長、日本じゅうの校長に聞いたわけじゃないんです、数名の校長にすぎないけれども、私はやっぱり現実にはだめだということのはつきり出ているということを認識してもらいたい。

それから、それならば現在、いまの教師に一番ほしいものは何だと、知識でもなければ何でもなくて、現在一番ほしいものは教育しようという情熱であり、とにかく自分が一生懸命教育したいという意欲を持った、そういう教育者としての姿勢、これをはつきり打ち出してもらいたいということなんです。そのためには、だから新しい教員大学では、私は一番問題になるのは教授陣営であると思う。子供に対する情熱とか、教育に対する意欲とかいうものは、これはなかなか本を読んだって生まれてこないと思うんですよ。やっぱり情熱を持った、魅力のある教授が、教員大学にいればいい、この人たちによって、学生がこの教授たちと接触することによって、一生懸命教育にすべてを投げ捨ててやろうという、そういう意欲、そういう姿勢、これが出てくる。こういうことからすれば、大事なものは教員大学の教授陣営である。教授陣営についてどういうふうに考えていられるか、御説明願いたい。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり、教員組織をどのように構成するかというのは、この大学に限らずに、新しく大学をつくっていく場合の、最も基本的な留意をしなければならぬ、またそのよし悪しが少なくとも当分の間その大学の死命を制するよう重要な事柄であると考えております。現在、創設準備室において、教員の構成をどのように進めていくかということについて、それぞれ御検討は進んでいるわけでごさいますけれども、広く国・公・私立の大学の関係者の間から、適任の方を求めるといことはもとよりございまして、さらに午前中にもお答えをいた

しましたように、現職の高等学校以下の先生方の中から、できるだけ御参加をいただきたい。これは、教員構成を実際に行っていく場合に、そう簡単にはいかない課題ではございまして、でもできるだけの配慮をやはりして、教員組織というものがこの大学の主旨に沿ったものとして構成されていくような努力を、私たちが創設準備室とともに行っていくつもりだと思っております。

○高橋善吉君 筑波大学方式ではだめだということはどういうことなんです、御説明願います。
○政府委員(佐野文一郎君) これは、筑波大学方式と申しますのは、教育、研究の機能的な分離を図る、いわゆる学群学系制というものをとってはどうかという御指摘が、総坂調査会であつたわけでごさいます。しかし、その後種々検討をいたしたところ、創設準備室でも御検討をいただいたわけでごさいます。やはり小学校の教員養成というところを考へる場合には、現在の小学校教員養成課程というものを前提とした学部というものを考へる方がベターであると、学群学系制ということには、小学校教員の養成を考へる単科大学の場合には、やはり無理があるという結論に到達をいたしましたので、教育、研究の体制として従来の学部、その上に大学院を置く、という形をとろうというところになったわけでごさいます。筑波大学方式によらないという趣旨はそういう趣旨にとどまるわけでごさいます。

○高橋善吉君 話があつちこち飛びますけれども、これはやっぱり校長に聞いたんですが、最近どうなんだと、教員の質はよくなりつつあるのか、悪くなりつつあるのかと聞いたら、知的水準、そういうものは確かに高まりつつあると、人間もすっかりした人間が多くなったと、しかし、これはどっちかといえ、文教政策とか、あるいは政策の結果じゃなくて、むしろ景気、不景気の結果じゃないでしょうか、よその会社へ就職できないので、教員志望者がたくさん出てきた、たくさん志望者の中から精選したので、やっぱり質のいい者がだんだん出てきた、教師というものが

そういう景気、不景気によって左右されるという状況は、やっぱりまずいんじゃないでしょうかと言われましたが、まあ現実には教員の志望倍率が非常にふえている、ふえている中から優秀な者を選べる、こういう立場になつていますが、今度逆にまた景気が神武景気みたいになると、教員のなり手がなくなつて、みんな会社に行つてしまふ。こういうことで、世の中の景気、不景気とは逆に、不景気になると教育がよくなる、景気になると教育はだめになると、こういうことではやっぱ大きな問題だと思ふんですが、この点どうお考えですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 人材確保法の制定等の施策が講ぜられたこともございまして、もちろん先生御指摘のような、全般的な経済の動向というものも背景として動いているとは思いますが、でも、まず教員養成大学、あるいは学部に進学しようとする者の資質というものが上がつてきていて、あるいはその希望が多くなつてきていて、したがって、そもそも教員養成大学学部においては養成されていく学生、あるいはひいては教員の資質が上がつてきていて、これは確かに御指摘に言える最近の傾向であると思ふ。御指摘のように教員に実際に採用されるという段階で、一般の大学を卒業して免許状を持つていて、安定期した教師の職というものを考へて、教師の方を他の職よりも優先して選ぶという傾向がある、そのことが結果として教師の資質を上げるといふ、そういう状況にあるというところは、私は今日否定はできないかと思ふ。そういうことは確かにあるのだらうと思ふ。そういうことは、御指摘のようにそういった景気の状況によつて、教師の資質が左右されるといふようなことは、本来あつてはならないことではございまして、教師の資質というのは、養成の段階だけではなくて、養成、研修の段階を通じてそのすぐれた資質を形成していくべきものでございまして、教員養成の段階の充実と同時に、この教員大学における大学院レベルの研さんの機会の確保ということ

を含めまして、研修の段階でもさらに資質の向上のための施策を進めていく、そういう対応をしていかなければならないと考えております。
○高橋善吉君 それでは、細かい具体的な面に入りますが、教員大学の大学院は、すべて現職教員とせずに、大学の新卒業者も入学させることにしたのは、これはどういうわけか、また両者でカリキュラムは違ふのか、同じなのか、御説明願います。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学は広く現職の先生方に研さんの機会を確保をする、その門を開くということで、御指摘のように、大学院三百人の入学定員のうち、三分の二程度は現職の先生方のために確保をする、残余の部分については学部卒業生等を受け入れるということをお考えいただいております。この大学はもろもろ教員の研修所ではなくて、大学として、大学にふさわしいレベルと内容における研究教育の機会を確保していくわけでごさいます。そういうことのために、やはり大学院のところへ、現職の先生方だけではなくて、学部を卒業している者を受け入れる方がよいというところは、これは教養審あるいは総坂調査会を通じての御見解でございまして、で、学部の先生方、学部を出た学生と現職の先生方との間で交流が行われるということ、初めはこれは問題意識を持つてお入りになつてくる現職の先生方に、あるいは御迷惑になるかもしれないけれども、在学中の経過を経て、やはり両方にとっていい影響が出てくるはずであるというふうに考えているわけでごさいます。

なお、入試の際に現職の先生方を受け入れるための入試と、それから学部卒業生を受け入れるための入学試験と、それらを同じものにしていかどうかという問題が一つございまして、これについては創設準備室で検討いたしておりますけれども、恐らくはそれぞれ別の入学試験の問題というのを考へるようになると思ふ。また、入つてからもこれは現職の先生方のためのオリエンテーションの方法というふうなことも考へていかなければ

ているということですが、この二つの性格を考えますと、この教員大学に設けられる大学院というのは、いままである教員養成大学の大学院や、また将来つくられる教員養成大学の大学院と本質的には異なつたものではないと私は受けとめております。その点いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり、すでに置かれていた学芸大学なり、大阪教育大学の修士の課程と異なるものではございませんし、これから置いていくこととなる愛知教育大学その他の修士の課程とも異なるものではないと考えております。

○柏原ヤス君 第二に、学部については、学部を初等教育教員の養成に限つたというふうに言われております。この点についてですが、やはり衆議院の審議の中のお答えの中で、初等教育の教員については毎年かなりの数の需要が見込まれると、そこで、大学には初等教育教員の養成課程のみを置くかとしていたんだというお答えですね。で、私は思いますに、ただ養成すれば解決するものではないと思います。その点で、昭和五十二年度の場合を見ますと、免許状取得者が約二万六千人ありますが、それに比べて実際に就職した者の数は約一万二千人、大体半分です。この事実を見ても、ただ養成すれば現場は解決するというものではない。先ほどのお話の中に、不足だと文部省はおっしゃる。しかし、現場の立場からはそれこそ希望者も就職できないというんだというような意見でございます。そういう点を考えてみても、この養成した者が積極的に就職するようにするには、やはり地域的な需給のアンバランスを調整する、あるいは職場をもっと魅力的なものにするというような改善がなされなければならぬ。ただ養成すればいいというものじゃない。また、教育の現場の問題は、中学校、高等学校の教育についても、生徒の非行、自殺、落ちこぼれ、受験準備に明け暮れている教育、こうした教育のあり方が厳しく問われている現状でございます。そうした中で、学部についてはあえて初等教育教員の養成

成課程のみに限定したということは問題じゃないか、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、教員大学について初等教育教員の養成課程を置いたということの中には、小学校教員の需給上の問題に対応するという観点が一つございます。しかし、それと同時に、初等教育教員の養成という点については、初等教育が学校教育の基礎として非常に大事であるということとともに、その教育に当たっては、児童等の成長と発達についての総合的な理解の上に、原則として全教科の領域におつた能力が要求される、あるいは小学校と幼稚園の双方にわたる広い視点というものも要求をされているという点から、大学においていろいろな形で、その養成については改善、工夫が必要とされ、またそれが現に行われているわけでございます。そういうことから、教員大学におきまして、初等教育教員の養成課程を置いて、この養成課程において現在指摘されているさまざまな問題点にできるだけ対応をしていくと、そして、そのことによって初等教育教員の養成について、一つの新しい方向を開くことができれば開きたいと、それが既設の教員養成大学の小学校教員の養成のあり方についても、いい意味での刺激を与えることができるであらうと、そういうことを考えてもいるわけでございます。

○柏原ヤス君 私がお聞きしていることについて納得のいくお答えをいただけないように思っています。この学部が初等教育の教員のみを限定して養成するという点について、文部省としてはいまお述べになつたようなお考えはあるとしても、それで現場の問題は解決するか。この点についてどうお考えになつていらっしゃるか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 小学校教員の養成課程を置くというものは、最も問題の多い小学校教員の養成とすることについて、この大学が積極的に取り組んでいきたいということを考えているから

でございます。

もちろん、教員大学に小学校教員の養成課程を置く、そのことによって現在抱えているさまざまな教員養成の問題なり、あるいは学校現場の問題が解消するわけではもちろんございません。既設の教員養成大学学部について、いろいろな形でこの整備充実を進めていかねばならないという点とはもとよりあるわけでございますし、また学校の現場の教育条件につきましても、これまでの改善の努力というものを引き続き行つていかねばならないことはもとよりでございます。

○柏原ヤス君 第三に、より実践的な教育研究を推進するという点についてですが、今まである多くの各大学が、それぞれ特色を持った教員養成を行えば十分対応できる、そういう問題だと思ひます。しかもその方が効果も大きいんじゃないか。この点はいかがでございますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 既設の教員養成大学におきまして、これまでの教員養成のあり方において、先ほど御指摘をいただきましたような、医学で言えば臨床に匹敵するような、そういう面での力が欠けるんじゃないか。そこを補つて、実践的な教育というものを十分な力を持った教員養成というところを行わなきゃならぬというところは言われているわけでございます。その努力はそれぞれの既設の養成大学でも行われていると私は考えます。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、既設の教員養成大学の場合には、そういう努力の方向というものはもちろんあるわけではございますが、小学校教員養成課程のほかに、中学校なりあるいはその他の特殊教育諸学校の教員養成等も行っているわけでございます。そしてどちらかというと、学生なりあるいは教官の考える方向というものが、小学校の課程よりも、それぞれの教科について専門性を深めて研究をしていくという、そういう意味における中学校の教員養成の方に傾きがちであるという点があるわけでございます。その

ことはそれぞれの大学において問題として意識されておりますし、またそれぞれの大学の小学校教員の養成課程で、いろいろな改善の工夫がされているわけでございますけれども、やはりそういう受けとめる、そしてこの教員大学の小学校教員の養成課程で問題とされている点について、さまざまな角度から工夫改善に取り組んでいく、そのことが既設の大学における教員養成のあり方についての改善についてもいい影響を及ぼしていくということが期待できます。やはりこの大学と、既設の大学の整備ということと両々相まって、教員養成の内容をいいものにしていく、そういう方向をとることが最善であると考えているわけでございます。

○柏原ヤス君 特に、趣旨として、また教員大学を新しくつくるという特徴として三つの点を挙げたいらっしゃるわけですね。そしてそれについての考えをいまただしてみますと、大学院は他の教育大学の大学院と異なつていないと、また、初等教育教員のみを養成するという点について、現場がそれで解決できる問題でもない。また実践的な教育を行うということについても、いまのようなお答えを考えますと、まあ総合してそれと一体教員大学という名前を、特に教員とつけて、そして特別な名称を特につけて、何か違つた内容のものをつくるかのような感じにとられやすいという大学、公明党としては、私は教員大学という、教員という特別な名称をつける必要はない。上越教員大学、兵庫教員大学を上越教育大学、兵庫教育大学と、いままでの教員養成大学と同じ名前ではないんだと、これは修正すべきであると主張いたしますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 既設の教員養成大学は、東京学芸大学を除きまして、すべて教育学部という名称を用いておられます。あるいは教育学部という名称を用いているわけでございます。教員大学も教員養成を目的とするという点においては、御指摘のとおり、全く新しい別種の大学をつ

くるということではなくて、教育大学の一つとして創設をしていくものでございます。しかし、先ほど来お答えを申しておりますように、大学院の段階に現職の教員を受けて入れて、そして高度の研究の機会を確保するというような、この大学が教員のためにつくられる大学である、教員のための大学であるという趣旨をできるだけ名称の上でも出したい。そういうことでいろいろ検討しました結果、法令上の用語としても、定着をしている教員という用語を用いて、教員大学という名称をつけることが最も適切であろうという判断をしたわけでございます。

教員大学という名称に到達するまでにはいろいろと名称を検討をいたしました。それは衆議院の段階で須田参考人のおっしゃった総合教育大学というのも私たちは考えた案の一つではございますけれども、やはり既設の教育大学との関係において、総合教育大学というような名称をつけることはいかかと思われる点がございまして、端的に教員のための大学であるということと名称の上でも明らかにするとすれば、教員大学ということが適当ではないかということで考えて、御提案を申し上げているわけでございます。

○柏原ヤス君 何か私は納得しません。教員大学というのは、教員のための大学である。いままでたくさんある教育大学もやはり教員のための大学なんですよ。何か教員大学が教員のための大学である。それじゃ教育大学はそうじゃないんですかと、水かけ論になりますけれども、教員のための大学だとおっしゃるなら、教育大学は教員のためじゃないというふうに、裏を返せば言いたいような御答弁ですね。ですから、そこが納得いかない。この教員という点については、私が申し上げるまでもなく、ほかの方からいろいろ御質問があったようにですけども、どうしてもこの名称にこだわるとい気がいたします。納得しない御説明です。

そこで、文部省はこの国会答弁とは別に、将来は他の教育大学、大学院とは全く異質なものと

て、性格づける意図があるんじゃないか。やはり名前というのは内容をあらわしているわけですね。そう思わざるを得ません。私は、こうした意図があるんじゃないかという疑いがありますので、このようにしつこくも申し上げますし、むしろ教育大学とした方がすっきりする。こういうふうに思っています。その意図があるんじゃないかということに対して、一言お答えをいただきたいと思ひます。これは大臣にもお願いいたします。

○国務大臣(砂田重民君) 柏原委員が御指摘のよう、この国会で答えているようなことではなくて、何か別に意図するところがあるのではないかと、何かでございしますが、そのような意図はゆめゆめ持っておりません。大学局長がお答えをいたしましたように、大学院におきます現職教育、やはり教員大学も教員養成を目的とするということでは、既存の大学と変わりはございませんけれども、大学院におきまして特に大ぜいの現職教員を受け入れる、そういう教員大学が持たます特色をあらわしたい。そういう創設の趣旨にかんがみまして、教員大学という名前をつけたわけでございします。ひとつ素直にこういう名前を考えたわけでございますから、そういう他に意図とすることはないことを御理解をいただきたいと思うわけでございします。

○柏原ヤス君 素直にどうしても受け取れませんので、くどくどく申し上げるわけで、これはこの名前をどうこうというより、むしろ内容的に漠然としていて、私たちが知りたい問題点がさっぱり示されていない。慎重に御審議くださいと言ってお出しになった法案でありながら、知りたところを示されていない。こういう疑問点が非常に多いので、いま申し上げているわけでございします。そういう点は別に意図はないという大臣のお言葉でございますので、きょうはその程度に受けとめてまいります。

次に、きょう正式にいただいたこの資料なんですけれども、設置計画が非常に簡単なんです。具体的なことも知りたいと思ひますのでお聞きす

るのですが、学生を受け入れるまでの基本的なスケジュール、これをもう少しお示しただけでないものでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) その資料において示しておりますように、計画をいたしておりますのは、両大学とも五十三年の十月に法律上の設置を行うわけでございます。学生の受け入れの時期は、兵庫教員大学の場合は大学院五十五年、学部は五十七年度から受け入れを行う。上越教員大学の場合は学部は昭和五十六年度、大学院は昭和五十八年度から受け入れを進めることといたしているわけでございます。この受け入れも、五十五年年度に大学院を全部一遍にあげてしまふわけではございません。これは年次計画をもって逐次増設をしていくわけでございます。その増設をしていく仕方というのは、これから十分に関係省庁と協議をして詰めてまいるのでございします。

○柏原ヤス君 学生を受け入れるまでのスケジュール、これについては何のお答えもございせんが、どうなんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 失礼をいたしました。十月に法律上設置されるまでの間は、現在の創設準備室が引き続き存置されてまいるのでございします。ここで創設準備室を中心としたしまして、広く関係各大学の先生方の御協力も得て、この大学のカリキュラム等についての検討がさらに進められてまいります。また、いま申しましたこれらの学生の具体的な受け入れのための専攻の設置計画等もさらに詰めてまいるのでございします。

十月に大学が創設されますと、その段階で学長、あるいは副学長の任命が行われます。ただ、その段階ではまだ教官はそろっておりません。これは創設に当たるといって準備員としての教官が、学長を中心とする若干名あるだけでございします。そして、それらの創設に当たられる方々を中心として、さらに準備作業が進められていくことになるわけでございします。大学院の学生受け入れが五十五年でございしますから、したがって、具体的な

教員の構成にかかると、全国から公募して教員構成をすることになると思ひますけれども、その時期はやはり五十四年の春ごろに公募をしていく、そして教員構成を整えて、大学設置審議会で教員の資格審査を受ける、そういう段取りになっていくわけでございします。

○柏原ヤス君 何か納得いたしません。というのは、準備室というのが、兵庫の準備室は五十年につくられておりますし、上越の方は五十一一年につくられていて、もうずいぶん月日がたっているわけですね。それなのに、ただ三行だけ示された設置計画、一体本当にこれだけしか決まっていらないのか、しかし、検討はもっと進んでいるんじゃないか。進んでいますと、それとも、決定というものは、教授会ができて、そこで決定されるものであるから、だからこれ以上は言えないんだと、こういうことになっているのか、その辺はどうでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の具体的な組織、あるいは教育課程の基本的な方向については、お手元の資料に、大学院で言えば専攻を設け、そこにどういうコースを置いていくのかというふうな、これまでの創設準備室での御検討の結果というのは明らかにしているつもりでございします。御指摘のように、現在の段階で確定をしていると切り切れないものがたくさんございします。それは事柄として今後の大学の創設にかかわる方々の御判断にまづべきものというものがあられるわけでございします。さらには事柄が確定するまでには、財政当局その他関係省庁との協議を経ないと確定をしないという面がございします。詳細をお示しをすることが事柄としてできないということはあるわけでございしますけれども、大学の基本的な方向と申しますか、構想の骨組みというのは今日の時点で明らかにしているわけでございします。

○柏原ヤス君 次に、完成時の教官は何名か、どういう方法で募集するのか、この点いかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) これもきわめてお答えのしにくい問題であることを率直に申し上げま

す。というのは、この大学の教官を最終的に完成時何名で整備することができるとかという点については、これから行政管理局なり、あるいは大蔵省と協議を重ねていかなければならない面が残っているからでございます。しかし、創設準備室が現在構想をしている事柄を十分に実現をするということをお考えますと、やはり教官の数は二百名から二百二十名程度を必要とすると考えます。ただ、それが完全に実現をするというところで申し上げておきたいのは、御理解をいただきたいと思ひます。このことで御理解をいただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 いままでの教員養成大学の教官スタッフ、予算、施設、付属施設、こうしたものと差があるかどうかという点をお聞きしたいわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) これもむずかしい御質問だと存じます。東京学芸大学であるとか、あるいは大阪教育大学のように、すでに十分に整備をされている大学と比較をいたしますれば、それは決して差のあるものではございません。しかしながら、この大学もまた年次計画を追って整備をしていくわけでございますから、最初からそういう状況で整備ができるわけでもないということと同じように、現在多くの大学においては、教員の組織その他教育研究条件について、鋭意整備を進めている途上にいはあるわけでございますから、一概に具体的な比較をすることがむずかしいわけでございますけれども、私たちは、教員大学だけを特別のものとして、それを他の大学とは際立っていい教育研究条件のもとに置くということを目指して実施をしているわけではございません。既設の大学の整備ということも十分に考えながら、両方相まって進めてまいりたいと考えております。

○柏原ヤス君 非常に答えにくい点をお聞きしたんですが、まあ筑波大学ができたときのことを思つて比べてみますと、あのときは、資料などは

私たちの手元にほとんど来たわけなんです。それで大変内容もよくわかった。それから比べると、まるで文部省から出されている資料というのはおなじやないか、お粗末じゃないか。表紙一枚入れてたつた四枚ですね。たつた三枚の紙に活字をばらばらと散らしたように、なるべく枚数を多くしようと思つて並べたかのような資料だ。表紙を取ればたつた三枚じゃありませんか。これは、書き方によつたら一枚でもまとまっちゃうわけですよ。こういう程度の資料きりお出しにならないから、本当にわからない。お聞きすればまたあまいまいな答えが非常に多い、納得できないことがたくさん多い、こういう感じを率直に申し上げるわけでございます。しかし、法案が通つてしまえばそれでいいというのではなくて、いろいろ問題が明らかになりましては、先ほども国民にも知らせるということもございましたし、私たちに少しも早くそうした問題についてのお知らせをいただきたいと思つてお聞きでございます。ひとつその点、よろしくお願いいたします。

次に、現職教員に対する研究、研修、これは資質の向上にとつて大切なことはもちろんです。しかし、その機会を与えていくやり方、これはあくまで教員の自主性というものを尊重し、上から押しつけられたり、指示されたりしていくようではない、ならぬ、こうした配慮が最も必要であると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおりであると思ひます。

○柏原ヤス君 そのとおりだということでございますので、次にお聞きしたいんですが、現職教員が教員大学を受験する場合、教育委員会などの同意が必要であるとされております。この同意のやり方、まあやり方によつては、本当に受けたい教員が受けられないで、教育委員会が受けさせたい教員だけが受けられるというようなおそれも考えられるわけですか。こうしたことが起きないような制度的な配慮、これが必要だと思ひます。たとえば、受験希望の申し出があれば、これは事務的に受理して同意書を出すとか、あるいは、希望が多過ぎて選ばなければならぬような場合でも、教員の自主性を尊重した、納得のいく基準、こういうものを示してやるべきではないかと、こういうふうにお考えですが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学院で勉強をするという場合に、本人の積極的な勉学の意欲というものをまず一番大事に考えなければいけないという点は、私たちもそのように考えているわけでございます。しかし、実際にそれぞれの市町村なりあるいは県において、大学院——この教員大学の大学院への派遣を含めて、教員の研修については全体の計画が立てられていくわけでございます。そういう全体の研修計画というものの関連で、どれだけの先生方をどのような形で現職のままで、現給のままで大学院に送り出すことができるかということについては、これは事の性質上、御本人の希望だけでは決しかねることがあるわけでございます。やはり、全体の計画を考へて、市町村の教育委員会が御判断になり、さらに県の教育委員会と十分に御相談をいただくということになります。円滑を欠くということになります。私たちは、そういう全体の同意を与えるための運用が、本人の勉学の意欲というものを十分に尊重する形で行われてほしいと期待をいたしておりますけれども、事柄として、現職の先生が職場を離れて、長期にわたつて研修を受けるという場合には、御本人の希望によつてのみ、それが実現するということとは、これはそれはまじらない点があるというように御理解をいただきたいと思ひます。

○柏原ヤス君 それでは、いままでの教員養成大学の拡充についてお伺いしたいと思います。

いままでの教員養成大学は、今度できる教員大学より一段低いというような声が聞かれます。そこで、教員養成大学の整備充実策、これが望まれるわけですか。このことはいろいろと積極的な姿勢でお示しになっているようですが、抽象的な感じがいたします。

そこで具体的に伺いたいわけですが、まず一つは、大学院については、昭和四十一年度、東京学芸大学、昭和四十三年度には大阪教育大学に設置されました。昭和五十三年度、本改正案によつて愛知教育大学に新たに設置されるわけでございますが、この十年間大学院が設置されなかつた理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 午前中もお答えを申しましたように、やはり事柄として教員養成の大学学部の研究体制の整備というものがおくれつた。したがつて、大学院を持つだけの教育研究体制というものが、教官組織等を含めて十分に整わなかつたという点があるわけでございます。このことについては、私たちも、できるだけ各大学の御努力に対応をしようということで、これまで教員組織の整備等を進めてまいつておるわけでございます。各大学の方からも修士の課程を置きたいという御要望が出てきているわけでございますが、五十三年度の予算におきまして、大学院改訂調査費の中に、教育系の大学院についての調査経費というものが計上をいたしております。各大学の御要望を承りながら逐次大学院の設置を進めていきたいと考えているわけでございます。

○柏原ヤス君 整備拡充がおくれていると、そういうお話ですが、どうしておくれたんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) やはり、教員養成系の大学学部というのは、旧制の師範学校を母体として成立をしたということがございます。そして、その後、それぞれの学部の質的な水準を上げる努力というのはいきてきているわけでございますけれども、同時に、戦後における急速な教員需要というものの対応するための量的な拡大ということに、やはり意を用いなければならなかつたという事情がございますので、全体として、既設の教員養成大学学部の教育研究体制の整備が、急速に進まなかつたという事情があります。さらに、大学院を置く場合に、教員養成の大学院の場合には、他の分野の大学院よりも関連する領域が非常に広いということもございまして、大学院の置き方が

困難だという事情もあるわけでございます。両面からやはり修士の課程の設置はおくられてきたと考へております。

○柏原ヤス君 今後については、各大学の教育研究体制の整備状況、または大学院構想の検討の進捗状況、こういうものによって、具体的な計画を立てられなければならないわけですが、現段階ではどういう状況になっているか、また今後の計画、こういうものがある程度は示されなければならないと思うのですが、これを明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) これも、医科大学をつくります場合のように、毎年何校かずつ次々につくっていくというような形では、なかなか計画をお示しできないわけでございます。これはいま御指摘のように、それぞれの大学における教育研究体制の整備の進捗状況がございまして、またそれぞれの大学において特色のある大学院の設置というものを頭に置いて、構想の検討が進められていくわけでございますから、そういった大学における御構想の内容と、それぞれの大学における教育研究体制とが、うまく対応するかという問題もあるわけでございます。したがって、来年度は何か、その次の年には何校というように、具体的に示することはきわめて困難でございますけれども、そういう大学側の努力というものを受け止めながら、逐次計画的につくっていききたいということを考えているわけでございます。

なお、大学院の設置に当たって、大学設置審議会が審査をするその基準につきましても、現在設置審議会の関係の専門委員会において、これからの計画的な整備ということを頭に置いた御検討を賜っておりますので、その点にも配慮をしておきたいと思います。

○柏原ヤス君 そうした具体的な資料というものはいただけないのでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 具体的な資料としてどういふものを差し上げればよろしいのか、ちょっと私この時点では判断ができないわけでござい

ますけれども、大学院の審査基準の点については、もちろんまだ成案を得ているわけではございませんし、専門委員会の中でのいろいろな角度での御検討が続けられているところでございまして、これはもちろん改善のための成案が得られればお示しすることはできるわけでございます。

○柏原ヤス君 次に、大学院改革調査経費が五十二年度に引き続き、五十三年度も予算化されていると思いますが、どのような調査が行われ、現在どういう段階であるのか、特に教員養成大学院の問題についてはその調査された内容、そうしたものを知りたいと思っておりますが、いかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学院改革調査経費は五十三年度で約一千万円を計上しているわけでございまして、その内容は、千葉大学の薬学系の大学院、これは博士課程でございまして、これは固有名詞を挙げてその調査に入っていることを明らかにしておりますけれども、教員養成系の大学院につきましても、教員養成系の大学院ほかということも掲げるだけで、具体的にどの大学について調査に入るといふことは掲げておりません。先ほどお答え申し上げましたように、五十三年度の概算要求を文部省で検討した際に、各大学から修士課程設置の要望があったのが十三ございまして、これらの十三の大学に限るわけではございませんけれども、大学院のない大学における大学院の設置構想というものを検討していただく、それを推進するために調査経費を配付するわけでございまして、まだどの大学に配付をするということも決定はいたしておりませんけれども、できるだけ早く大学側の御要望も承りながら、どの大学に調査費を配付するかを決めたいと考えております。

○柏原ヤス君 次に、教員養成大学学部の教官組織の充実についてですが、過去十年間で約八百三十人の増員が図られてきました。今後、大学院の拡充、特殊教育、教科教育、初等教育の分野、その拡充のために一層増員が必要であると思われま

たものをお示ししたいと思っております。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、過去十年間約八百三十名の増員を行ってきたというわけでございまして、教官組織の整備については、現状で十分だとはもちろん考えておりませんから、今後ともさらに充実に努めてまいりますけれども、具体的な整備計画につきましては、各大学あるいは学部の御意向等を勘案しながら、逐次進めていかなければならないこととございまして、現段階で今後の増員すべき必要数を具体的に算出をするというところは困難でございます。増員を行うという場合には、御案内のように、一つには各大学における養成課程を新設をする、あるいは附属学校を新設をするということに伴って、いわば新増設のために必要となる増員数と、それから既設の課程における教科教育担当の教官等の増を進めるということに伴って必要なものと、両方あるわけでございまして、全体の苦しい定員事情の中で、教員養成系の学部の整備のために、これからも努力をしていくわけでございまして、これから在の時点で、具体的にこれだけを何年間に増員するということのようなことをお示しすることは、遺憾ながらできません。

○柏原ヤス君 教員養成大学学部における付置研究所及び付置研究施設の現状、また今後の拡充整備の方針、こうした点について伺いたいと思

○政府委員(佐野文一郎君) 付属施設の整備につきましては、まず教育工学センターの問題がございまして、これを鋭意整備をいたしてまいりますが、現在三十一設置をいたしておりますが、今後ともこれらを各大学の御要望に従って、逐次設置をしていかなければならないと考えております。付属学校につきましても、養護学校、幼稚園を中心といたしまして、新設整備を図ってきておりますけれども、今後とも養護学校の新設等につきましても、これまた各大学の御要望を承りながら、積極的な整備に努めてまいりたいと考えております。

○柏原ヤス君 最後に、教育実習研究指導センター、こうしたものが東京学芸大学及び岡山大学に設置されておりますが、その内容と、今後の増設計画、そうした点について伺いたいと思

○政府委員(佐野文一郎君) 教育実習研究指導センターは、大学と付属学校の協力によりまして、教育実習指導の充実強化を図りますために、教育実習の内容、あるいはその運営、指導方法、評価のあり方、あるいは組織的な指導体制の確立、そういうことについての研究、改善を行うということを目指してございまして、五十一年に東京学芸大学、それから五十二年に岡山大学に設置をしたものでございまして、今後これを増設していくかどうかの問題でございまして、現在多くの大学におきまして、教員養成における教育課程や、あるいは教育実習の改善の問題、教育研究における付属学校の活用等の問題等が検討をされておりますので、そういった検討の結果等も考えながら、大学側の御意見を聞いて検討をしていきたいと思います。

○小巻敏雄君 共産党を代表して質問をいたします。教員大学の概要について、その趣旨を初めとして若干の内容について説明書をいただいておりますが、もとよりよく知られた一九七一年の中教審答申、七二年の教養審の建議、そして七四年の修養調査会、これら一連の事前の積み上げがあるから、その上に新構想大学院、これを中心にしながら出発をせんとする今日の大学設置であるというふうな理解をしておるわけでありまして、大筋においてはそれとおりではないでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり、基本的な方向、あるいは大筋においては御指摘のような流れに沿って構想をされ、現在もまた構想さ

れているものでございます。その幾つかの点において、審議会なり、あるいは調査会のお考えについて、修正を加えている部分があることは、先ほど来お答えを申し上げているとおりでございます。

○小巻敏雄君 ますその趣旨において「教員大学は、教員の資質能力の向上」として「初等教育教員の養成・確保」という社会的要請に対処するたため」と、こういうふうにならなければならないわけですね」と、私もこの中教審、教養審、総務調査委員会の中で指摘されておる問題点というのは、一応目を通しておるわけですが、ここに言われる「社会的要請」というものはどういふものであるのか、改めて簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 「教員の資質能力の向上」というのは、教員の養成の段階だけで実現可能なものではなくて、やはり養成、研修の段階を通じて、養成され、あるいは備わって行くべきものであり、そういう意味において、教員の資質を向上させるという要請が非常に強い。それに対して現職の先生方の研修の機会を確保するということが、現在非常に必要になっているということが言えると思ひます。

それから「初等教育教員の養成・確保」という点につきましては、先ほど申しましたように、量的にもなお養成をすべき必要がございます。さらに、初等教育教員の養成のあり方というものについても、改善工夫を必要としているわけでございます。それらを通じて、教員の資質の向上、あるいはすぐれた初等教育教員の養成という、そういう今日の強い要請にこたえようというものでございます。

○小巻敏雄君 教員のいやくも資質能力に対して、現行のままで十分でないという指摘になつておるわけでありまして、裏返して言えば、現行の大学における教員養成の中身について、それからもう一つは、大学を出て学校現場に配置されてからの研修と申しますか、資質向上の現状に

照らして不十分だという認識に立つて、社会的要請があるというふうな当然読み取るわけですねけれども、端的に言えば、これは教員の専門的力量の強化拡充に対する社会的要請と、こういうふうにとらえるなら、私もその点においては専門的力量の強化という点は、今日教育危機が叫ばれるときでもあり、また同時に量的な教育の拡充、それに対する反比例をするように内容的な諸困難の問題が出ておられますし、何と云つても、素朴な明治以来の段階に比べて、内容も非常に複雑多岐にわたる、むしろかしくなつておりますし、特に中等教育等においては、受け入れる対象も非常に拡大をしており、この点で現行の養成のあり方と、それから現場に配置されて後の、これは法律でも定めております教員というものの職務の特殊性からくる研修の保障と、その成果というものが不十分であつて、この点では各般にわたつて、一段と行政の面でも、養成の面でも強化をして当たらなければならぬというところまでは同感をするわけでありまして、これに対して、具体的にどう手をつけて、どう措置をするかというこの一翼として並べていく場合に、これがどう位置づけられるのかと。このことがこの法案審議の中心の問題になるであろうと思ひます。その点については大学協会もつづきに根本的な立場から、大まかの立場から、教員養成制度の問題のみにとどまらずに広く問題の視点を当てて、さまざまな問題を取り扱つておられるわけですね。

ここで私はお伺いをするわけですが、まず「資質能力の向上」という問題と、さらに言えば「実践的な教育研究を推進する」という、いわば現職教育という課題と、大学院における学問研究という問題についてのかかわり合いの問題になるわけでありまして、目的として、「資質能力の向上」、「実践的な教育研究を推進する」というのは、これは学校教育法六十五条に言うところの大学院設置と矛盾なく合致するものであるのかどうかという点なんです。その点についてお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の大学院は、御指摘のように現職教員の専門職としての資質、能力を高めようとする、そういう教員御自身の努力というものを助長しようとする、そのために大学院レベルにおける高度の研究、研さんの場を確保しようという趣旨とするものでございまして、大学院の性格というものは、もとより学校教育法の規定があるわけでございます。その規定に従つて、教員大学の大学院もまた構想されていくわけでございますけれども、御案内のように修士の課程につきましては、研究者の養成を志向するものと並んで、高度の専門的な職業人としてのものを養成をする、そういう側面を新しい修士の課程の考え方というのとはなつておるわけでございます。このような形で現職の先生方に、広く大学院における教育研究の門を開くというのは、新しい修士のあり方の方向にむしる積極的に沿うものであると考えております。

○小巻敏雄君 学校教育法では、学術の理論応用を教授研究して、その深奥をきわめるといふふうな記述を推進して、そして教育能力のある人をつくり出していくということとは、表現においても、内容においてもギャップを感じざるを得ないと思ひます。その点で、この点総務委員会の報告の中では、少なくともこの部分については「実践にかかわる諸科学」といふふうに記述をしておるわけですが、これは全く同じ意味に解していいのか、違ふんですか、どうなんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) その点は私はそう違ひないと思ひます。大学院は、確かに学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」という規定を受けてつくられるものでございまして、この規定の中において大学院の設置基準におきましては、修士の課程について、一つは、「広い視野に立つて清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養ふことを目的とする。」つまり「専攻

分野における研究能力」といふことと並んで「高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養ふ」といふことを、修士の課程は目的としているわけでございます。そういったものに沿うものとして、教員大学の大学院は発展をする。そのことを願つておるということをお願いしたわけでございます。

○小巻敏雄君 局長答弁になつてきますと、表現が違つても同じことだといふふうに言われるわけでありまして、実際に目的の大学として設置をされると、こうなりますと、そのところは厳格に見ておかねばならない問題であらうと思ひます。同じ研究機関であつても、たとえば各省市に所属するような目的別の研究機関、東京大学の原子力研究所と東海村にある原研とは同じく研究者が参りまして、その置かれる意味は違ふわけでありまして、こういう点については、やはり科学、学問の研究だといふことを、どこまでも今後も筋を通して明らかにしておかれる必要があるだらうと思ひます。特に能力というふうな問題では、これは学問の結果としてあらわれてくるものであつて、それ自身が大学の中で目的づけられると、業績審査の対象になるとか、卒業判定の対象になるとか、そういうものではないかと思ひます。資質というものは、これもどこに對して、産業界、もしくは実業界、あるいは国民の立場から、さまざまな要求をすることは自由だと思ひます。期待することも自由であらうと思ひます。それと、この点について特に中教審、あるいは教養審の中では、幹部たり得る資質というふうな問題も出てくるわけですね。幹部たり得る資質を大学院を設けて養成せよと、こういうのに見合ひながら、その資質、能力というふうな用語がそのまますと導入されておるのでありますから、その点については学会においても、非常に懸念を有するといふことは相当の理由があると思ひます。この点、この目的というものの、資質といふものがやはり幹部たるべき資質を有するとい

うようなことを含んで考えられておるわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) この大学、あるいは大学院、ことに大学院がいわゆる教員研修所のなものとて矮小化されてはならないということは、国立大学協会の特別委員会が懸念を表明されていたポイントの一つでございますし、また私どももそういうことでなくて、先ほど来お答え申し上げておりますように、開放制のもとにおける教員養成の一つのものとして、その中に適切に位置づけられる、そして大学における、大学レベルにおける大学としての現職の先生方の高度の研さんの機会を確保する。そういう性格をどこまでも貫いていくことが大事だということ、私どももまた創設に当たっておられる準備室の方々も、同じように意識をされておられるわけでございますし、そのことは国立大学協会においても御理解を賜ったところであると思ひます。資質、能力の向上というものは、御指摘のように、ある意味では大学院における勉学の結果として出てくることであり、さらに言えば、この大学院はそれぞれの先生方が専門職としてのみからの資質、能力を向上させようという、そういう努力を、それを助長するということを目的として研さんの場を提供するということになるんだらうと思ひます。そしてこの大学院を卒業された方は、もちろん現職、現給のままで長期にわたって研さんをされるわけでありまして、再び教育の現場に戻って指導的な役割を果たしていただく、それはいろいろな面で指導的な役割を果たしていただく、ということに念願をいたしますけれども、いわゆる校長、あるいは教頭、そういった限定された幹部の養成のための機関というようには、もとより考えていないわけでございます。

○小巻敏雄君 受験者の方の処置等から、そういう特色が出てくるという以外に、大学の方のキャリアラム、教育内容、教員構成等でもそういう要素が出てくるかどうかということが問題になってきますので、ここまでの御答弁の中ではひとまず

いただいて、内容を明らかにする必要があると思ひます。

この段階でお尋ねしておくわけですが、いままで説明された要素は、社会的要請はひとしく教育界、あるいは大学に向けられた要請であつたはずだ。特に教員養成大学について、大学院設置についてなされるなら、先ほどの質問者からありましたが、東京、大阪には修士課程がすでに設置をされておるわけでありまして。特に私も大阪の設置について少しく経過を調べてみたわけですから、この場合にも現職者の入学、研究と、そして現職教師に対する研さんの場として、大学院を設置するという考え方があつたやに聞いておりますし、その点はどうなのかということ、そして改めてここで新しく大学を設置するについてうたわれる目標、あるいは性格というものは、すでに、そう古い段階ではありまじやうな、東京、大阪の教育大学に修士課程が設置されたときと違ふのか、一致しておるのか、その点もあわせてお尋ねをしておきます。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のとおり大阪教育大学、あるいは東京学芸大学を通じて、これらの大学に修士の課程を設置をいたす場合には、現職の先生方を積極的に受け入れて、そして現職の先生方の高度の研さんの場を確保しようというところは、文部省も考えておりましたし、大学側も構想の中にはそれは積極的にうたつていたことであると考えております。ただ、その後の経緯を見てまいりますと、現職の先生方が実際に、これらの大学院に在学されるケースというのは非常に少ないということがございます。それは一つには、学部を卒業して大学院で勉強をしたいという者が、やはり教育学部の場合には多数に上りますので、それらが進学をしていくということがあり、それをやはり大学としては積極的に受け入れていく。これはこれから教員養成を考えていく場合の大事な方向でもありますので、大学としてはそれに対して積極的な対応をしていく、あるいは現職の先生の場合になかなか大学院で長期にわた

って勉学をするということについての理解が得られなかつたという、両方の理由があると思ひます。

○小巻敏雄君 改めてこの大学院が設けられるに ついて、かなり中教審、教養審等では露骨に幹部教員養成ということを言い始めまして、それが動機となつてつくられたのは、この点、経過についてはお認めになつたとおりでありますけれども、現段階で幾つかの問題について状況をやわらげられて、まず第一に学部を設置するという問題と、あるいは教授会方式、さまざまなことで説明が行われておるわけでありまして、私も大学協会側のこれについての見解をながめておるわけでありまして。今度は、新しく設置されるにつきますし、新構想大学と言われますので、それじやどこが新構想になるのかという問題であります。いまお尋ねしたところでは、少なくとも設置の目的とか、大学院の側としての設置状況においては、在来の大学とその目的においても、内容においても、特段に趣を異にするものではないというふうに御説明を聞いておるわけでありまして、大学院の三分の二まで現職教員を受け入れて、そしてこれに対して、いわば、目的を教育を施そうという動機で設置をされるわけでありまして、専攻分野あるいは内容、カリキュラム、こういったふうなものについては、ここに「組織・教育課程」特化の方向でなく総合的で高度の教育研究」というふうに包括的に書かれておるわけでありまして。これらの問題について、新構想としての特色はどこにあるのかということをお説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) やはりいま御指摘の点になるわけでございますが、この教員大学の特色は、一つには、大学院につきまして主として現職の教員を受け入れて、研さんの機会を確保をしていく、それについて三百人の入学定員の三分の二を当てるといふような積極的な考え方を持っているとこの点がございまして。そして、そこにおける

る専攻の種類、あるいは教育課程につきますし、いま御指摘がありましたように、従来の大学院の場合のような学科別に専攻を立てていくというところではなくて、学校教育専攻であるとか、あるいは教科、領域教育専攻であるとか、そういう形で学校教育に関する実践的な教育研究をいわば総合的に、しかも高度に推進できるように編成をしようという努力をしている点がございまして。さらに学部のところでも、これまで先ほど来お答えをしておりますように、初等教育の教員に限った養成を行うと、そして教育課程も教育実習の拡充など、学校教育の実践的な面での教育指導に重点を置いて編成をする、こういったところが、やはり同じように教員養成のための大学ではございましてけれども、従来の大学とは異なつた特色を持っている点であり、全体として大学院にウエイトを置いた大学として構想されているという点が特色になつておるわけでございます。

○小巻敏雄君 この程度の御説明では、どうして東京もしくは大阪の教育大学の修士課程において行っているものに比べて、著しい特色を持つ新構想であるのか、十分理解できないわけでありまして。言語系教育コースというのは、国語とか、英語とかいふふうに分かれておるものと、一体どう新構想であるのか、講座制をとるのかとらぬのか、具体的に、その辺については違ふわけなんです、それがそれと似たようなものであるのか、聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) やはり既設の大学院の場合には、教科別に細分化した専攻を置いておるわけでございます。したがって、どちらかと申しますと教科別の学問研究の深化というところに、大学院のいわば教育研究の方向があるわけでございますが、この大学の場合には、専攻を大きく総合的に立てていく、そしてそのことによつてそれぞれの専攻の中での教育研究のあり方というものを幅の広いものにしながら、しかも、それぞれコースに応じて立てるべきピークは立てていくというところでございまして。講座の置き方につ

ましては、いわゆる大講座制と申しますか、そういったものとしてこの大学院の場合には考えられていくことになりす。

○小巻敏雄君 もともと講座の置き方とか、コースあるいは課程の決め方というものは、大学が自主的に決定するものでありますし、この程度の違いであるなら、大学のサイドで状況に合わせ、あるいは大阪なり、東京なりで、こういう方向を教授会の合意があるなら施行することもそんなに大きな変化ではなからうかと思ひますし、言語系教育コースといつても、中には国語があり、英語があり、具体的にはおおよそ似たようなものになるのではなからうかと思ひより以外に、私のイメージの中には具体的なあらわれてこないわけでありすが、この点については新しい試みというほどのものになるのかどうか、また、付属学校等についても、特段に新しい教育改革を反映したものかどうかあられるのかというようないことも、この概要説明の中では必ずしも明らかでないように思ひわけです。付属学校についてはいかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) もちろん付属学校について、この大学の場合に他の大学と違った付属学校というものを考えているわけではございません。同じような形で付属学校を設置していくわけではございませんけれども、その付属学校というものを、いわゆる学部の教育研究に協力をする、あるいは教育実習を受け入れるという付属学校本来のあり方に沿つたものとして、整備をしていくというのを考えてまいるわけでございます。実際にそれをどのように活用していくかというのは、具体的に大学が発足をしてからいかにあるところが多いわけではございませんけれども、学校教育研究センターを置く等の措置を講じながら、できるだけ付属学校を本来の設置の趣旨に従つて活用しようというところで考えているものでございます。

○小巻敏雄君 大学協会が出された文書を見ますと、新構想大学というのは、どこが新構想であるのかという点を検討された上で、新大学院の専攻

分野、その内容、カリキュラム等については、別に新しい構想が見当たらないというふうに見えますし、むしろ現在の大学の教育の協議の中から、さまざまな現状のあり方の分析と、将来に向かつての模索と試行が行われておるの、これは私どもも承知するところであります。その範疇の中でも、特に新構想というふうにも私はいまの御説明では聞き取れることはできないわけでありすが、特に教育の内容、あるいは原理、現職教育といふものを根本的な教育基本法、あるいは学校教育法の理念に照らして、大きく全体を開発していくための一環というふうな考えてなされるべきは、むしろ陳腐の印象が与えられ、なかなか酷評されておるわけでありすが、私もいまの段階の御説明を聞けば、その見方の方に同調せざるを得ないわけでありすが、何といつても、今度のこの新大学院構想の中の最大の問題点は、むしろいままで言われた大学の教科の方に

違ひがあるのではなくて、この受験の方式と、その受験をする学生の方に違ひがあることになると思ひわけです。この点であつたところに問題が出てくるわけでありすが、大学院につきましても、その他」のところを見ますという、いままでの説明がありましたように、教職経験三年以上を有する者を三分の二程度を充てると、こうありまして、これが異教育委員会等の同意を得たものを、これを出願の要件にするということ、副学長を置き、学外の教育関係者等の有識者の意見を求めるなど工夫を図ると、こうあるわけですが、教育関係者の有識者の意見を求める工夫というのは、具体的にいまどこまで煮詰まっておるわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 非常に端的に申し上げまして、要するに新設の医科大学、あるいは技術科学大学と同じように、参与という形で置くかあるいは参与という形ではなくて、連絡協議会というような形で設けるかという点についての御検討を創設準備室では行つていてと考えております。いずれにしても事柄は参与と同じ性質のもの

であると考えております。

○小巻敏雄君 筑波大学には参与会というのがありまして、これが私どもが賛成できない大きな力を持つておるというわけですが、大体そういう性格を持つものを見ていいわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 筑波大学の場合には法令をもつて参与会というものを設置していただいたわけではございません。新設医科大学、あるいは技術科学大学の場合には、省令の規定に従つて参与を設けています。参与会ではなくて参与といふものを委嘱しているわけではございません。新設の医科大学、あるいは技術科学大学の場合における参与と同性質のものが、いずれにしても置かれることになると考えております。

○小巻敏雄君 省令をもつて参与を置くという考え方では進めておられるということなんですが、具体的にこれはどういう権能を持つことになりま

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の場合について申し上げますと、やはり、たとえば教育実習その他を通じて、地域の学校との協力というのは、非常に大事な課題になつてまいるのでございまして、あるいはこの大学のさまざまな運営の問題について、近隣の大学の御意見を伺つていくということも必要になるだらうと思ひます。そういうことと着目をいたしまして、学外の有識者、特に教育関係の諸機関、あるいは教育関係者の適切な御意見を大学の運営に生かしていく、そういうことを考えているわけでございます。

○小巻敏雄君 当然大学運営全般にわたつて、地域の意見あるいは近隣大学の意見を反映をさせるというたてまえで、省令をもつてこれが設けられるわけですから、大学の入試選抜等に対しては一定の相談をされるということはある得るわけでは

○政府委員(佐野文一郎君) 大学の入試のあり方について意見を聞いて悪いということはなからうと思ひますけれども、やはり参与という制度は、大学と地域との関係で協力を要する問題等について、意思の疎通を図つたり、あるいは連絡協議をするといふところに重点があり、またそのように各大学ともこれまで置かれてる参与は機能をしておりまして、教員大学の入試のあり方について、参与が物を言うというふうなことはちよつと考えられないのではないかと思ひます。

○小巻敏雄君 いまここでお伺ひをするわけでありすが、現職教員が受験をする受験資格とかかわつて、これ世論でも最も注目しておるところは、入学資格要件として、教育委員会等の同意を得た現職の教職員がやつてくる、この同意というのが、どういう要件になるのかという問題であります。当然のこと、私も学校職場におつた経験はあるわけですから、いままなかな財政的にも逼迫をした果が、二年間も月給を払いながら教職員をわきに派遣をするというのは大変なことでありまして、現職を続けていくための要件として、この同意が必要になる、入学したときにやめるのではなくて、そのまま現職として派遣されるためには、同意がなければそれはできないと思ひわけです。しかし、大学の側が受け入れる条件に、同意書が要件になるのかどうかというのは、また別

は、大学卒という事で足りるわけでございませう。ただ、現職の先生が御指摘のように、二年にわたって現給のままで職場を離れて勉強をされるわけでございいますから、それに伴って当然に所属長の同意を得るという事は必要なのではないかと存じます。大学の方からすれば、二百名の定員をもって現職教員を受け入れる場合に、実際に出席をされてきた方々が、現職のままで勉強をされるという事について、市町村の教育委員会の保証を得ていないという事になりますと、二百名の入学定員に対して二百名の入学を選抜を行って許可をいたしまして、実際にどれだけの者が入学をします。勉強を継続するか分からないという事が生じます。そういうことでは入試の事務処理上大変困りますので、他の一般の大学、あるいは大学院が行っていると同じように、受験に際してその書類に同意書の添付を求める、そういうことでございませう。しかし、同意書がなければ、大学院に入れないというわけではもちろんございませう。大学院に入るために現職をやめて入るという人だつてももちろんあるわけでございませう、そのことは一向差し支えないわけでございませう。

○小巻敏雄君 どうもその辺のところがむずかしいところだと思ふんですけれども、入学資格としては三百人大学院修士過程の募集をやったうちで、二百人が枠になっておりますから、二百人の範囲内で書面を受け付けて、ここへ同意書のある者となつて願書が出された場合には、この点は差別をつける要因にならないのか。どうも説明を聞いておりますと、あらかじめどうして合格はしたけれども続かないという事になつては困るから、同意書のあることが必要だとなつておられますと、点数のほかに、同意書があるかないかという事が採用の条件になるというふうには必然的に聞かれます。この辺が非常にあいまいではなからうか。現実的には同意書がなくても、大学卒三年の現職経験があれば、いわば公費留学生と、私費留学生のようになつて、並行して入ると考えるわけでありますけれども、同時に一面

では同意書というものの、いわば大学にかかわりのない問題を要件とされるというのは理解に苦しむわけですね。もう一遍伺いますけれども、この点は全く同意書のある者となつて、同列で入学試験が行われるというふうな、きつぱりとそこは割り切っているわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 現職の先生が現職のままで大学院で二年間勉強されるということであつたらば、これは現職を離れるということについて所屬長の同意を要するという事は当然のことであると思ふ。大学のサイドからすれば、それは入学試験の添付という形で求めるか、あるいは入学試験を行つて、入学の許可をした後に、その人が実際に大学院に来れるか来れないかは市町村の同意を得られるかどうかにかかるといふ割り切り方をすることかというものは、確かにそれは問題になると思ふ。どうも申したように、他の一般の大学が行っているのと同じように、やはり受験の段階で、その先生方が大学院において継続して現給、現職のままで勉強ができるかどうか、その保証という趣旨で、同意書の添付というのを求めたいと考えているわけでございませう。しかし、同意書の添付がなければだめかという事になりますと、これは大学でございませうから、同意書の添付の有無ということでは、大学の受験ができるできないという事ではなないわけであります。それは同意書の添付ができなない場合でも、やめていきますという事がはつきりしていれば、それはそれで一向構わないわけでございませうから、恐らくはこれから入試の手続というものは、大学がお決めることになることではございませうけれども、同意書の添付がない場合には、その理由を書き添付したくないという事で大学側は対応できることであらうと思ふ。ただ、現職の先生が受験をされる場合には、そういう同意書の添付が得られないというものは、あくまでも、何か例外的な場合なのであつて、原則としては、それは市町村の教育委員会の同意を得、都道府県の教育委員会の研修計画に従つてやはり送り

出されてくる、それについて大学は適切な入試を実施する、そういう対応になる、そのような事柄のものであると考えております。

○小巻敏雄君 どうもいまの御説明を聞きますと、たてまえとしては同意書のある者も、ない者も、同様に入試に対して受験をする権利はあるけれども、同意書のない者は足切りをされてしまふ。実際には足切りの道具に同意書が有効に働くというふうな聞かざるを得ないというのが一つであります。また、入学させる場合には、必ずしも一点を争う入学試験が、これは選考の場合には有効でしようけれども、入つてしまつた研究は、必ずしも入学試験の点数と比例するかどうかはわかりませう。その点ではさまざまな点で、大学院の採用か、不採用かを決定するためには要素が働く。この場合に同意書を持つて、現職をやつてくるのが設置の趣旨にかなうという事な事。経験があつても、現職をやめて退職をしておる場合には、やや大学院からの進学者に似通つた状況になつてくるからと言ふので、そこで条件を付せられたりするならば、実際問題としてはあらかじめ教育委員会の同意を得た者以外には受験資格がないのと同様な結果になつてくるんではなからうか。この点は、どこまでも大学で研究をする条件以外のものを、入学資格としないようにしなければ、既設のものや新設のものとのその点では違ひが望ましくない方向ではつきりしてくるんじやなからうか。同意書は、私は必ずしも同意書が必要だという事には形式的に反対しようとは思ひません。大阪教育大を受験する者でも、現職が受験して退職する場合にも同意書はやつぱり取つておりますから、同意書を添付しておつて受験をするけれども、しかしながら入学のときのこれは要素には取り入れていないわけでありませう。この点が局長の答弁では大学に任せられるという姿で、非常に不分明でありますし、あわせて先ほど申し上げましたように、参事会というふうなものがあるが、実際上完成した形では、ブロック内の教育委員会の顔ききの方が参事になつておつて、實際上

県が責任を持つて推薦した者を排除して、自分勝手に受けて、ただ入学試験の成績がいいというふうな者を、これの方に県のひもつきが任されるようなことでは、かつこう悪いというふうな事になりまして、研修計画に従つた派遣教員が大勢を占めていくということになれば、まさにこの点では大学協会が要慮を持つて指摘をしておる、任命権者の推薦を必須の入学資格の前提とする、こういうことになれば、一種の教員研究所に墮する懸念がある。こういう点がぜひ当たつてくるわけではなからうか。しかも、その上に教育委員会等と密接に連絡をするなどとして、教員人事行政の手段と化するおそれがある。この疑問点はどうしても解消されることができないと思ふわけであります。

再度たゞしておくわけでありますけれども、同意書を得た者と、同意書を得ない者は、全く同列で、入学の際には差等をつけずに行われるということが基本であると言へますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 大学でございませうから、大学がまさに主体的に大学に入学すべき者を選抜によつて決定をするわけでございませう。この大学院はいわゆる教育委員会から推薦を受けてその者を入学させる、受け入れるということではなく、それは、広く全国から希望をして受験をした者について、適切な選抜を行つて入学すべき者を決める、そういう一般の大学と同じ入学者の選抜を実施するわけでございませう。

そのときに、現職の先生については、その性質上、あらかじめ同意書の添付を求めるということにとどまるわけでございませう。これは、どこまでも、入学試験を実施する場合の事務処理上の必要から、大学の方からすればそういう取り扱ひをすると言つてはいるわけでございませう。しかし、同意書の添付がない者について受験を拒むと言つてはいるわけでございませうけれども、受験を拒まないうという事が、今度は逆に、大学の意思に反して、およそ現職の先生であつても、同意書をとつてもとらなくてもいいんだというふうな形で運用

されることは好ましくないわけでございますが、先生、やはり、同意書の添付というものが、現職の先生についてないというのはきわめて例外的な場合であろうと思います。そういう意味において、同意書の添付があるかないかということ、その人が入学者選抜においてどのように取り扱われるかということとはかわりがない、事柄が別なことでございます。

○小巻敏雄君 現在の状況であれば、やっぱりこの点については、同意書は足切りとして入学試験の際に作用を果たすおそれが濃厚であるというふうに聞かざるを得ないわけです。

あわせてお伺いをしますけれども、いままでの衆議院等の審議の中でも、各府県が給与を支払い、内地留学のかっこうで派遣するについては、研修計画を定め、そうして大学に派遣する、こういうふうな方向で措置をされていく向きの答弁が出ておるようですが、現在の研修計画等を行政官についてなされてみまうと、人事院で「行政官派遣研修要綱」というようなものが出ておりますが、これは、官職の職務と密接な関係のある分野において、省庁として公務員を研究、調査に従事させて、そして機関に送り届けるというふうなことで出しておりました。そして研修計画とは、研究員の数、研究員の選考方法その他派遣研修の実施について、必要な事項をあらかじめ定めておく、管理局長が決めて派遣をする、こうやって大学に受け入れさせておるわけであります。

人事院としてはさまざまな条件を付しております。同時に、文部省においても、今日までのいわば大学への内地留学については、障害児教育で一定の計画を定めて、留学派遣をやっておりますが、各県がこういうことをやることを期待をして、そういう行政指導のもとに全体を進める計画を持っておられるわけですか。どういうふうになりますか。

○政府委員(諸澤正道君) 現在やっております現職教員の長期研修というのは、まず、予算定数の関係からいいますと、研修等定数ということで、

全国的に千二百名ほどの教員定数を各県の実情等に依りて割り当てております。そして、その定数等を各県の教育委員会では念頭に置きながら、いまの特殊教育教員であるとか、理科担当の教員であるとか、職業教育担当教員であるとかいうようなものについて、特定の大学等と連絡をして、その大学の学部等で、六カ月ないし一年受け入れて研究をしてもらいましようということになれば、県内の学校から希望者を募って研修をしてもらおうと、こういう仕組みになっておるわけでござい

ます。今回の問題は、教員大学という特定の大学が設置されて、そこへ行って勉強をしたいという人は、そういう意味では、いままでやっておるような、県が一定の人数等を予定して、特定の大学に行つて研修してもらうのとはちよつと違ふと思います。思いますけれども、しかし、県にしては、やはり予算、財政の問題は同じことでござい

ますから、そこで、市町村の段階で同意をするという場合に、やはり、それらの代替定数の問題等も念頭に置いて相談にあずからしめてもらう、こういうことになるかと思うわけでござい

ます。○小巻敏雄君 予算的には国で裏づけなり、めんどろを見るということはやる予定があるわけですか。○政府委員(諸澤正道君) 両方の教員養成大学で、それぞれ現職から二百名ずつ採るとい

う計画であれば、当初の年度、学年進行になるわけですから二百名、四百名というふうに、その分の研修定数を別途国庫負担の定数の上に積みまして、計上するように私も努力をしたい、こういうふう

に考えております。○小巻敏雄君 大体予算の裏づけがつくように努力をされるということですから、政府がこうやって法案を提出しているんですから、私は美事のはなからうかと思つてすけれども、実のところ、納得がいかなければよくない場合と

あるわけでありまして、こうなつてまいりますと、県の方では多分全体的な計画に従つて派遣計画を決める、自分のところから出した選手が、他府県の者に負けてみんな落つてしまつたり、あるいはよそに比べてたくさん入つたりすること

はあるのかしれませんけれども、こういう計画が出てくることになると思ふんです。その場合にどうなんでしょうね、この大学に行く者だけは別格な扱いになるのか、それとも、たとえば大阪から現職のまま教員を派遣するときには、何も社

までやつて下宿しなくたって、大阪教育大もあるわけですけれども、こういうところで修士課程に措置をしたら、同様の範疇で見つかれるのか、それとも、いま努力をして措置をしようとして

おる財政的な裏づけなどは、上越大学と、そして社の大学だけに作用させられるつもりなのか、そこはどうかでしようね。○政府委員(諸澤正道君) いま申しましたよう

に、現在千二百七十名ですから、一県に割り当てられる定数は三十名、あるいは四十名くらいのものでござい

ます。その中身は、先ほど申しましたように、いろんな勉強したいという方がおられるわけですから、それに今度教員大学の定数相当分が割り当てられるということになりますと、やはり県としては、一人一人の研修をされる先生の研修の内容なり、程度

の希望というものは、大学院に入る場合と、学部程度へ半年くらい行く場合と比べて違つて

すから、それをどうというふうにならかじめその数をセツトするのではなくて、やはり総合的に見ながら、できるだけ各関係者の希望が入れられるように努力をしながら、その定数を運用していくべきだろう、こういうふう

に私は思つてござい

ます。○小巻敏雄君 どうもちよつとあいまいな答えで

わかりにくいわけですが、納得いきません

と、こう言わなくちゃならぬところだと思ふん

です。○政府委員(諸澤正道君) いまの答弁は、それは各県で研修計画を立てる際に、資質向上のため、現職教員で自発的に研修を希望する者に対して、研修の機会を与えると、こういうことですから、愛知に任

と思うんです。先ほどからもたしましたようにもともと教職員の資質向上、これに対して意欲ある教員に機会を与えることと、大学が現職教育に對して大学の研究機関を開放すること、これは非常に大切なことなものであります。しかしながら、少なくとも行政ペースで進めてきた問題は、大学を現職教員に開放するの、教育委員会の行政に開放するの、この点ではわからぬわけですね、行政でもってひもつきをつくり、それで幹部教員養成の方策を定め、それに適合する者だけを送り込む、それに対して定数が準備をされる、このところは、もし成績が悪くて定数が埋まらなければ、かわりに学部出身者のより成績のいい者が、その定数に入りたいと思つても拒絶すると、こういう状況になっておきますと、大学協会が指摘した一点、二点、まさにそのとおりの懸念と言わざるを得ないのではなからうかと思うわけです。この点はぜひとも進められる場合に、もしいまから計画が進行中であるなら、当然これは教員養成大学として、すでに熟して出発をしておる大阪、東京と並んで、新しく発足する愛知に對しては措置をされる必要があるし、大学側は要求する権利があるんじゃないかと私は思うわけです。そこまでするとどまらなないと思つた。本

当は教員養成大学のみならず、大学が現職教育の養成にこたえるか否かという点では、大学協会側は最初にアンケートを求めて協会の意見を出そうとする際に、現職教育はどが引き受けてやるべきかという点のアンケートで、わざわざこれは教員養成大学がやたらよろしいというのか、各大学一般でやるのかという点は、広く意見を求められたのですけれども、学界の関係者のおおよその動向は、当然各大学は等しく現職教員に向かつて門戸を開放し、それに対して行政措置をしなければいかぬということを記述をしております。この点については、局長はこれをどう受けとめておられるのか、ひとつお伺いしておきたいと思つますし、同時に、現在すでに既設大学がこの点の目標を掲げ、努力を重ねておるわけですね。しかし

ながら、現職教員を受け入れても、それにふさわしい裏づけは行われないし、大体これの受け入れをやった限りでは、いわば大学側の出血、持ち出し、いわば過重負担によつて、当座の負担によつてしか行われず、それは放置されてきたわけでありま。そうして成果が上がっていないというの、それをそつちの方へ手当てをしない、特別なキングロードのようなものを——キングロードかスレイブロードかわかりませんが、こういうものをつくつていくというの、一体どうなのかという点に、今日の問題が指摘をされている。この点は局長の意見を伺つておきたいと思つた。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように大学、大学院が広く現職の方に門を開くべきであるということは、私はそのとおりであると思つて、これからの高等教育のあり方を考えていく場合にも、大学あるいは大学院において学部者といふのは、十八歳のときに大学に入つたり、あるいは学部を卒業してすぐ大学院に入つたりする者だけであつては困るのであつて、もっとそこは柔軟に、一たん社会に出た者が再び学部、あるいは大学院で勉強をするという体制をとっていくことが、これからの高等教育を整備していく場合の非常に重要な点となる点だと考えております。教員大学の場合にも、そういう意味で現職の方に大学院における研さんの場を開くということの、一つのプロジェクトとして進むわけでございまして、先生方の中には、教員大学ではなくて、既設の教員養成大学の修士課程をお選びになる方もあるでしょうし、あるいは他の一般大学の学部の上に置かれて理学的研究科なり、あるいは工学の研究科なり、文学の研究科なりを自分の研さんの場として選ばれる方もあると思つた。それは非常に好ましいことであり、結構なことなんです。それから、それに対して同じように行政側としては定数の面、給与の面等においても積極的な配慮をしていく、そういうことが必要であると思つた。ただ、私は大変残念なことだと思つた。

でも、現在の大学、ことに国立大学の一般の学部の大学院は、現職の方に對して門を開いていない場合が非常に多い。これは現職の方が大学院に入らうと思へばやめていた方がいいということも言っているものが多いわけでありま。私はこれはぜひ大学の側で反省をして改めたいだきたい、現職の方をもっと広く、現職のままで受け入れる体制をとつてほしい、そういう希望を持っておりますけれども、そういうことについての大学側の理解を求めながら、学部、大学院を通じて、一たん社会に出た方が再び勉強をするという機会を確保していく、そういう努力をしてまいりたいと思つた。

○小巻敏雄君 なかなかりっぱな答弁をされるわけでありま。けれども、少なくとも大学側の無理解というのをいま指摘されるのは、私は現実に本當にマッチしないんじゃないかと。意欲ある大学側には、それでは行政がこたえることになつておるのかという、今度改めて新設大学院にだけは措置せんとするけれども、既設の教員養成系の大学院、これに對して措置をする保証は何一つない。こういうものをあわせて提示される必要がある。このことを申し上げておくわけです。概論だけで済むは終わつてしまふわけですが、もう一つ、この目標の一つとして、初等教育の充足のためにというのを言われるわけですが、しかしながら、実際に今日、教員養成大学を出て、小学校の教員免許状を持った者が、かなりあふれているという現実があるのではなからうかという点について、ひとつ具体的に訴へるわけですね。

アを占めておる、大学といつても二年制課程の方々、これを相なるべくなら基礎を四年制にするにと、二年制の方が何もうつておるというのではありませんが、これが二年制で現場におられる方に対しては、手厚い研修の機会を全体として保証するといふようなことをやつていくのが、急務ではないのかというふうに考えるわけですね。現実に小学校の免許状取得者、これの何%ぐらいが現に採用されておるのか、私は大体六〇%ぐらいが採用されて、後の四〇%、これはダブル免許で中学へ行つておるような方が少しあるとしても、三〇%というふうな方が現に浮いておるのではないのかということ、短大出の人が二〇%以上のかかりのシェアを占めておつて、これに對しては行政の方で手当てを十分に考えていないのではないかと、こういうふうな現状を見ておるわけですが、いかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 実際に小学校の教員免許状を取得をした者の数は、先ほど御指摘のありましたように、五十二年の六月現在で二万五千九百三十三名ございまして、そのうちで、教員に就職した者の数は一万二千九百九十名というわけでございまして、もちろん教員養成大学学部の場合には、一万二千九百九十一名が免許状を取得をして、七千八百二十七名が教員に就職をしていて、この状況にございまして、さらに、先ほどもお答えをしましたように、免許状を取得をした者というのは、これは同時に他の種類の免許状も取得をして、その延べ数になつておるわけでもございまして、実数としてどれだけの者が教員を志願をして、それがどれだけ就職しているかというパーセン

時二七・八%であったものが、五十二年度では小学校で一三・一%、中学校では、四十五年に一・六%であったものが、五十二年度には四・三%という形で減少はしてきております。御指摘のように、短大卒業の方で小学校の先生になられる、あるいは中学校の先生になられるということは、実態としてまだかなりこのようにあるわけでございます。短大の教員養成としての機能というものを否定するわけではもちろんございませんけれども、これは教養養成の建議も指摘をしておりますように、やはり教員養成というものは四年ということを原則に据えて考えるべきだと思います。短大の卒業生については、卒業後さらに研さんを積んでいただく、研修を積んでいただくというところ、その機会を確保していただくための努力を行政の側においてもすること、それが必要であることは御指摘のとおりであると思っております。

決して見られないわけではなからうと思っております。そういうことを通じて、先ほども御指摘がございましたように、教員としての自覚なり、あるいは教育の実践に関する指導力が十分でない、そういう教員が養成される結果となつていっているという御指摘があるわけでございます。こういうことに対応いたしまして、現行の教職員免許法において、免許の基準として定めております修得単位数を引き上げること、あるいは中学校以下の教員について大学院修了段階の免許状の制度というものを創設すること、あるいは初級免許状、そういう上級免許状、あるいは初級免許状、そういう上級の種類の種類を改めた方がよいという御指摘がございったり、あるいは短大で免許状を授与する制度が、四年制の大学をもって養成をするという制度に十分即してないもので、短大の養成に続く教員の資質の維持というのについて、さらに配慮をすべきであるとか、あるいは一定の経験年数だけで上級の免許状が取れるという、いわゆる十五年ゼロ単位の制度、こういった問題についても検討を加えた方がよいのか、あるいは養成の段階だけでなく、教員となつてからの資質向上ということとを固める見地に立つて、一年程度の実地の修練なり、あるいは試補の制度等を設けるべきである、そのようないろいろな御議論があるわけでございます。これらは四十七年の教養審の建議において指摘されていることでございますし、確かに、今日の教員養成制度における問題を指摘をされていることであると考えております。

部、あるいはその他の一般大学、こういうところからたくさん先生の教師が生まれるわけですから、その改革に着手をしないで、教員大学だけつくつてみたところで、問題の解決にならないと思ひますが、この点はいかがですか。

ものに教員大学をつくる以上の熱意と力を入れなきゃならぬと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 戦後、わが国の教員養成の制度は、幅の広い教養と、高度な専門知識を備えた人材を求めるといふ見地に立ちまして、広く各大学の大学教育を通じて養成を行うという、いわゆる開放制の制度がとられて、そのもとで一般大学と、それから教員養成大学とがそれぞれの特長を発揮しながら、両者相まって教員養成を行う、そういう構えになつていっているわけでございます。この基本はどこまでも尊重をしていかなければならないと思ひます。しかし、そういった開放制のもとにおきまして、第一に、大学教育が著しい普及を見ましたために、免許状の取得を希望する者が、実際に教員になるかどうかを問わずに、非常に増加をしております。そのために、大学によつては、教員となるために必要な単位の履修が形式的に流れる、あるいは特に教育実習について受入校の確保が困難である。そして、場合によつては、実の伴わない実習が行われる、そういった批判がございまして、また、そういう事実が

○田淵哲也君 いまお答えいただきましたような数々の問題点があることは事実であります。したがつて、今回の教員大学の創設の問題も、いままでの教員養成の欠陥を是正するというような方向で考えられたのだと思ひますけれども、私はやはり基本は、教員大学をつくつてみたところで、そこから卒業するのは年間一校二百名ですから、二校で四百名、三校で六百名にすぎない。全体の教員の中のごく微々たるものにすぎないわけですから、だから基本は、やはり現在の教育系大学で

○田淵哲也君 確かに現在の大学のいろいろな改善というものは、なかなかむずかしい面があると思ひます。しかし、私はそれがやはり基本である。いまの大学が社会のニーズに沿っていない面を放置しておいて、だから、社会のニーズに沿つたような新しい大学をつくるのだということをやつておいたら、大学は幾らつくつても切りがないわけですね。そういう面では現在の既存の大学の改善、充実、さらには大学院の増設、こういう

○田淵哲也君 先ほどの質疑の中の御答弁にもあ

りましたけれども、この教員大学の構想というのは、中教審の答申、あるいは教育職員養成審議会の建議、さらには新構想の教員養成大学等に関する調査会、基本的にはこういうものの線に沿ったものだ、こういうことがありました。その後いろいろ折衝の中で若干変更が加えられておりますけれども、その基本的な考え方は変化があるのかないのか、あるとすればどのように変わっているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員が専門職としての資質を向上する、そういう努力をされていく、その努力を助長するための研さんの場としての大学院を設けていこうというその基本の考え方は、中教審の答申、あるいは教養審の建議、終極調査会を通じて一貫しております、また今度の具体的教員大学の構想においても変わっていないわけでございます。ただ、変わっております点は、一つは中教審の答申の際に、そういった大学院の構想というのは、教員のうち高度の専門性を持つ者に対して特別の地位と給与を与える制度を創設するための一つの方法として構想する、という、そういう考え方があったわけでございまして、教員大学についてそういう考え方はとっておりません。

それから、この大学の学部の教育研究組織の構想について終極調査会は、いわゆる教育研究の機能的分離ということとを前提とした構想を立てておりまして、先ほどお答え申し上げましたように、教員大学の場合には、従来と同じ学部を、初等教育教員の養成課程を置いてつくるという考え方になりましたから、そのところは違っているわけでございます。

○田淵哲也君 当面の設置計画は兵庫と上越と二校ですね。それから徳島については五十三年度で創設準備費が計上されておる。したがって、これはやがて実現すると思っております。

それから、その後の構想はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように、兵庫、上越に続いて鳴門については、創設準備を今

年度から行おうと考えております。それら三方所以外の教員大学の設置につきましては、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、既設の大学における修士の課程の設置、整備の進捗状況というものも見てまいらなければなりません、また、今後における小学校の教員の需給状況の推移も見定めてまいらなければなりませんので、現時点では、教養審建議が御指摘になったようなブロックごとの設置というふうなことを考えて、三校に続くものを考えるということではないわけでございまして、三校以後のものについては、いま申しましたような事情を考えて、慎重に検討させていただきたいと考えております。

○田淵哲也君 教員大学のこの大学院の目的ですね、これはどういうことになりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の大学院は、主として現職の教員を受け入れて、学校教育に関する実践的な教育研究を重点に置きまして、とり進めてまいりたいということでございます。もちろん現職の教員だけではなくて学部を卒業した者等を三分の一程度は受け入れる。そして両方相まって、大学院における教育研究の充実、発展を期したい。そのように考えているわけでございまして。

○田淵哲也君 当初は、この大学院で研修した者は指導的な役割を果たす教員というものを養成するんだ。そういう考え方があったと聞いているわけですね。その後その項目、その文章が修正されて、資質の向上ということになったわけですね。これも、これは非常に大きな違いがあるわけですね。

それから、資質の向上ということを図るならば、ただ単に三つの大学院をつくって、そこで現職の教員を研修してもらう。これだけでは余りにも数が少な過ぎると思うのです。三カ所合わせても、一校三百名としても九百名、全体の中のこれも微々たるものですね。だからその資質の向上を図るといふならば、もっとたくさんの方を受けざるを

つくって、たくさんの方を受けざるを

つくって、たくさんの方を受けざるを

つくって、たくさんの方を受けざるを

つくって、たくさんの方を受けざるを

つくって、たくさんの方を受けざるを

つくって、たくさんの方を受けざるを

つくって、たくさんの方を受けざるを

うにしなければ意味がないのではないかと。また、エリート教員をつくる目的なら、その管理者とか、指導者に必要な数だけあればいいわけですね。こういうことになるわけですね。これはどうなんですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 衆議院における参考人の御意見の陳述の中で、学校の先生の中には三つのタイプがある。一つは、いわば管理職に非常に向いている方。それから一つは、教育研究を推進していただくというそのことについて非常に情熱を傾けられるタイプの方。それからもう一つは、現場において子供たちに授業をし、教えていくということについて生きがいを感じ、そしてそれに練達であらうとする方。そういったタイプがある。教員大学の大学院の場合には、その真ん中の教育研究に非常に熱心な方に進学をしてほしいというふうなことを、大学の教育で受け入れておっしゃってございまして。私は、必ずしも教育研究型の方だけが、この大学院に進学されるということではなくて、もちろん教育の現場で子供たちに十分な授業をするというのを考える方々にも、進学をしていただくというのを考えています。しかし、いずれにしても、それぞれ学校の現場において経験を重ねられて、問題意識、課題意識をお持ちの方が、それを持って大学院に進学をされて、そこで高度の研さんを積まれるわけでございます。教育の面において、いろいろな形で指導的な役割を果たしていただく、またそういうことを期待するわけでございまして。しかし、それはもちろん狭い意味で校長であるとか、あるいは教頭であるとかになることを期待し、そういう方を養成するということのような趣旨で大学院を考えていくものではないと。御指摘のように、大学院における現職の先生方の研さんの機会というのは、教員大学に限らず、より広く広げていくべきであると考えております。

○田淵哲也君 この大学院の問題と教員免許との関係というのがあると思うんです。

免許の改善について、四十七年の教育職員養成審議会の建議というものが出ておるわけですね。でも、また、委員会の審議における御答弁でも、将来の問題として、やはり、上級免許というものを設けていく、それから、上級免許というものを設けた場合には、それに伴って待遇の面でも考慮せざるを得ない、こういうようなニュアンスがあったと思うんですけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の大学院修了者のみについて免許、あるいは給与の制度改正は、もちろん考えておりません。

また、先ほど申し上げておりますように、免許制度の改正なり、あるいは大学院を出た者に対する給与、ことに現職で大学院での研さんを積まれている、現場に戻られた方の給与というもののあり方というものは、私たちがどのように考えておられるというところは、私たちもそのように考えておられるけれども、実際問題として、現在大学院において勉強をされて先生になられる方の比率というのは、まだまだ非常に小さいわけでございまして、また大学院における現職の先生方の研さんの機会というものは、事実上ごく限られてしか開かれていないわけでございまして、やはり、大学院の卒業というのを前提とした制度なり、あるいは処遇なりの改善を考えたとしても、そういう実態の整備がかなり進行した段階で考える方が適当であるし、そういう意味ではなかなか、将来の課題といつてもかなりその将来は、まさに最近ということではなくて、かなり時間を置いた話にならざるを得ないと思っております。

○田淵哲也君 四十七年の教育職員養成審議会の免許に対する建議の中身についてはどう考えておられるわけですか。そういう線に沿っていききたいという方針ですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 教養審がいろいろな立場から検討を加えられて、免許基準の引き上げなり、あるいは教育実習期間の延長なり、あるいはいま御指摘の上級免許状等の免許状の種類の改正なり、そういった点を御指摘になられているわけ

でございます。それは現在の免許制度が抱えている、それぞれ重要な問題点であり、その改善の方途を示されたものと理解をしておりますけれども、こういった御指摘が現在の開放制のもとにおける大学の非常な拡大というに伴って生じてきた問題に対する改善の方途であるだけに、それはかえって現在の状況のもとで、直ちにそれを実施することについての逆の面のむずかしさを持っているわけでございます。

たとえば、免許基準の引き上げにいたしまして、御指摘のように、現在の四十五単位程度のもので七十単位に引き上げるといふことは、それとて確かに実質を前進をさせるということになると思ひますけれども、しかし、これもただ形式的だけにそれが処理されますと、教員養成大学の場合には、すでにその程度の単位は開設をいたしておりますし、一般大学の場合には、一つには教職の課程を、教職の単位をふやすことがその大学の専門教育を圧迫するのではないかとこの問題が出てきたり、あるいは専門科目につきましても、場合によっては現在の専門教育の面でその大学が開設している単位を、いわば形式的に振りかえるということ、達成可能な面がございまして、そのようなことでは、実質的な免許基準の引き上げに伴う内容のある改善というのが実現できないというところになるわけでございます。そういったむずかしさを持つて改善の御提案でありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、そういった改善を実現するために必要な前提となる条件というものを整えながら、やはり方向としては教養審の建議というものを受けて、免許制度の改善というものを引き続いて検討していかねばならないと思っております。

○田淵哲也君 それから、先ほどから問題になっておりました任免権者の同意の問題でありますけれども、これは予算の制約がある以上、やはり人数は限られてくると思うんです。したがって、たくさんの方に入学者希望者があつた場合には、同意する人と同意しない人と分けなければならぬ

い。これはどういう基準と方法で行うのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 先ほど来御議論のございますように、教員大学の大学院というのは、もちろん大学院として全国から希望者を求めて、それについて適切な選抜を実施して入学者を決めるわけでございます。

その場合に、基本となる考え方は、大学において勉学をしたいという本人の積極的な意欲というものを尊重するということに、大学の側からすればあるわけでございますが、御指摘のように希望者が非常に多数にわたる場合、あるいは特定の市町村なり、あるいは特定の専門領域に偏る場合等、いろいろな事態が具体には出てまいるのであると思ひます。そういうときには、やはりそれぞれの学校、あるいは市町村における状況というものをも十分に御判断の上で、本人の意欲というものを尊重するという観点に立つた同意の運用というものが望まれるわけでございます。県全体として、いろいろな態様でございまして、県全体としての計画をお持ちでございますから、そういう意味において、市町村の教育委員会が県の教育委員会と十分に御相談になって、同意を与えていかれるということになると思ひます。

具体的にどういふ場合に同意を与え、どういう場合に同意を与えないということをお願いするとは、きわめて困難でございます。それぞれの県内の事情というものを考えて、できるだけいま申しましたようなこの大学の設置の趣旨に沿った同意の運用が行われることを、私たちは期待をしておるわけでございます。

○田淵哲也君 もちろん本人の意欲が重要でありますけれども、意欲というものはきわめて主観的なものでありますから、客観的になかなかそれををはかれないわけですね。したがって、また全員に同意を与えられたらいいけれども、やっぱり入学定数に制限がありますから、そうもいかない。そうすると、やはりこの選考の客観的な基準というものをつくっておかないと、いろいろな面が起る

んじゃないかと思うんですね。だから、選考の基準とかそういうものをやっぱり文部省でつくられるべきだと思ひますけれども、そのお考えはありますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 文部省の方で、こういう選考基準で実施をした方がよろしいという方針を決めて指導をするということが可能かどうかについては、私はいささか疑問ではあると思ひます。ただ、教育長協議会の方でも、どのような形で同意を運用するかという点については、いろいろと御検討を進められていくと聞いております。果全体の研修を進めていく中で、こういう長期にわたる勤務場所を離れての研修というものについては、それぞれ県の教育委員会がその基本的なあり方というものを決めていく法律上のためにならざるを得ないわけでございますから、そういったこととあわせて、いわゆる大学の設置の趣旨に合った形で同意が行われるように、いわゆる推薦制というようないふことが研修所的なものとして矮小化していくという懸念を受けることのないよう、そういう運用を今後期待をしていく、そういう趣旨で初中局の方においても、また私たちが、教育委員会側と十分に相談をしてまいりたいと思ひます。

○田淵哲也君 それから、学部の方の教育課程の問題ですけれども、教育実習の問題は先ほど御答弁がありまして、教員大学におきましては大体十六週ぐらいの実習が確保できるという御答弁があつたわけですね。これは非常に結構なことだと思ひますけれども、先ほど私も触れましたように、教員大学だけこのような実習が充実されても問題の解決にはならないわけ、問題は、現在の免許取得者、二十万人近いこの免許取得者に対してだけこの実習の機会というものを与えられるか、それが私は本筋だと思ひますね。したがって、それについて今後具体的にどう進められるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(佐野文一郎君) 開放制のもとにおいて免許状取得を希望する者の数が非常にふえてき

ております。そのためにいわゆる実習校の確保というものが非常にむずかしくなつてまいりまして、特に一般の大学学部においては、ともすれば学生の出身校において実習をすることを求めるというふうな、そういういわば形式的な実習というものがかなりふえてきているという状況にございまして、これに対してどのように対応するかということとは、基本的には現在の免許制度というものをどのように考えるかということにかかつていくわけでございますが、しかし、制度の改正を行わなくても、現行の制度のもとにおいても教育実習について改善を図ることは可能な面があるわけでございます。

たとえば、大学として教育実習を受けるいわゆる実習生の精選を図る。これは教職の単位なり、あるいは教科専門の単位というものを十分に修得をしているのかどうかということについて、大学側がいろいろ工夫をしてチェックをし、本当に教員にならうとしている意欲のある者を、また、それだけの十分な単位の修得をしている者を、実習生として送り出すというような精選の努力をさらにすることができないか。あるいは一般の大学の場合には、それぞれ文学部なりあるいは理学部なりで課程認定を受けて、単位を出していくわけでございます。したがって、それぞれに教育実習を行うわけですが、大学の中の教育実習を実施していく体制というのが、学部ごとにばらばらに過ぎる。これを何らか学内で統一的に処理するため学内の機能的な体制の整備というものを図ることとはできないのか、あるいは地域において連絡協議会のごときものを設けて大学と、教育委員会と、それから受け入れの学校側との間の連絡協議の体制をさらに整備をする、そしてそのことを通じて、教育実習を受ける者に対するさらに行き届いた指導というものが可能であるような配慮をする、こういったことは、これまで問題として指摘をされていることであり、かつ関係者がその方向で努力をすれば実現の可能な点でございまして、こういった点について私どもは努力をし、教育実

習が現在の制度のもとにおいても、より実質的に行われることになるような努力というものを続けたい。田淵哲也君 四十六年の中教審の答申の中には、一年ぐらゐの任免権者の計画のもとに実地訓練をやらせる、こういう試験制度というものが提言されておりますが、こういうものについてはどう考えておられますか。

○政府委員(佐野文一郎君) これまた、開放制のもとにおける教員養成というものがどうしても行き届かない面が出てくる。ことに教育実習の面であるとか、あるいは実質的な教育の能力という面において欠ける点が出てくる。それに対する対応として、採用後一年程度の実地修練というものを課す。あるいは中教審の答申が御提案になつてゐるように、特別な身分において一年間試験として実地修練を積んでもらう、そしてすぐれた成績の者については正規の教員として採用していただくという方向である。確かに非常に示唆に富んだ方向であり、また、現在の教員養成のあり方が検討される場合には、必ずそういう方向が、一つとることのできる方向として御提案になるわけでございます。

ただ、実際問題として非常に困難なのは、これを実施をいたしますためには、やはり非常に大量の教職員の定数を必要とするわけでございます。一年間まるまる新しく入ってくるものとなるはずの者を別途に抱えるということになるわけでございます。現在、御案内のように、児童、生徒の数が増加をしておりますし、それに伴つた教職員の自然増というものを定数上当然に予定して措置をしなければなりません。また、そういう自然増以外にも、学級定数の問題、その他、いわゆる政策的に現在の教育条件を改善をする、そのために必要な教員定数の増の問題も課題としてあるわけでございますから、今日の時点で試験制度のためにたくさん教員定数を確保することができるといふ問題があり、これについてはかねて初中局のサイドでも検討はされておりますけれども、事務的には消極的な御見解をお持ちだといふふうな承知をしていただいております。

○田淵哲也君 時間がなくなりまして、最後の一問だけで終わりますが、教員大学の大学院の教授の確保の問題です。既存の教育系大学において大学院を設けるにしても、なかなかその教授陣というものの体制が整わない。これも大学院設置の大きな障害だといふふうに聞いております。今回の場合、教員大学の大学院の教授の確保は、果たして優秀な人材の確保ができるのかどうか。

それからもう一点は、現場の経験者から採用すべきだといふ声がかかなり強いわけですが、これについてどう考えておられるか伺いをしたいと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) 教員大学の教員構成というのは、これから大学の創設に当たつての方々に慎重に検討をされるわけでございます。先ほどお答えをいたしましたように、広く国公立の大学の関係者を中心として、教員大学の創設の趣旨を理解してその実現に努力される方、そういう方々の協力を求めるということの中で、適切な教員組織を構成することができるよう努力をしてみたいと思ひます。

そして、その場合にやはりこれは大学設置審議会の教員の資格審査なり、あるいは各大学における教員の選考についての考え方にかかわることでございますけれども、教員養成に当たる教官の場合には研究業績、いわゆる研究論文の質、量というだけでは研究業績、その適否を判断するのは難しく、やはり十分な教育の経験というものを評価をして、そして大学の教官に迎へ入れるような配慮というものが必要であらうと思ひます。そういう点の配慮もしていかねばならないと思ひます。

教員大学の教官に初等中等教育に携つた経験を持たれる方を迎へ入れるということは、この大学の創設の趣旨にもまさに合致をするわけでございますし、創設後の大学がそうした経験のある方を迎へ入れるということについて、積極的に検討されることを期待いたしております。

○有田一寿君 最初に、朝から論議されております教員大学の名称について私は適切でないといふふうに考えますので、以下それについてお尋ねします。

先ほど大学局長が言われておりましたが、いろいろここに至るまでの過程において、それぞれの協議会等が出た名称を教へていただきましたと思ひます。

○政府委員(佐野文一郎君) これは審議会であるとか、あるいは公の機関で議論をしたわけではなくて、創設準備室とも御相談しながら大学局の内部で検討し、あるいは文部省内のさまざまな会議の機会にお知恵をちょうだいしながら、最終的に教員大学という名前になったわけでございます。その途中では非常にいろいろ案が出ておりました。たとえば学校教育大学というのはどうかとか、あるいは須田先生が御指摘になつた総合教育大学というのはどうかとか、あるいは教師大学の方が教員大学よりもいいのではないかとか、あるいは師範大学という名前が不適切であるとか、あるいはいろいろな御提案があつたわけでございますけれども、やはりいずれも現在の状況のもとで、この新しくつくる大学の趣旨をあらわす名称としては、適当でないという判断をしたわけでございます。教育大学という名前をとると、上越教育大学、あるいは兵庫教育大学ということでございます。いいのではないかと意見もなされたわけでございます。大学である、従来教員大学院というところで準備を取り進めてきた経緯もございまして、これはむしろ素直に教員大学という名前を採用すること、これがいいのではないかと考えたわけでございます。

○有田一寿君 率直に意見を簡単に申し述べて、さらに御意見を伺いたいと思ひますが、教員という名前は、これは法令その他でも使用されている半ば公式の名ではありますけれども、この教員に

対して教育者だとか教師だとかいふ名前がありまされども、その中で教員というのには若干の尊敬の念も入つていないわけですよ、これは。それで、かたいということですよ。

それから、私が非常に割り切れない点は、教員という言葉を聞きになつたことがあると思ひますが、西洋の教育の源流は、やはりギリシヤ等で見られたように、教員、すなわち極端に言えば奴隷の中でも頭のいいやつを採用して、それに自分の子供を教へさせたといふ、教員。しもべです。それが金を出して教師を雇つて教育させるといふ、これは西洋教育の源流になつてゐる。ところが、東洋あるいは日本ではそういうことではなかつた。これはまた別の意味で非難する人もおりますけれども、師といふ言葉であらわされるようなことであつたと思ひます。それで、西洋の教育学が明治初年に入つてきて、そこで本来ならば、西洋のまねをする日本の教育ですから、その教育思想も入りやうなところを、これは東洋の伝統的な教育に対する考え方の方が克服したと私は思ひます。なぜ克服したかと言へば、発展途上の富国強兵をとつていたということが背景にあると思ひます。で、師範学校といふ名称もそれに比べて生まれてきたと思ひます。ところが、名前というものは、素直にとさつきおつしやつたんですけれども、大変大事でありますから、本当に検討した上でつける必要があると思ひます。ただ私が、ここで私なりの考えを持っています。これは、教育者は労働者であるという考えが一方にあります。私は労働者だと思つてゐるんですけれども、労働者という概念に伴う内容は、教育者にはふさわしくないと思つておるわけですが、あえて労働者だといふことを強く主張するのなら、私は教員労働大学でもいいと思ひます。しかしながら、私はそういう立場をとつておりませんので、名前は別に考えた方がいひだらうと思ひます。

これは国連大学の場合も、国連大学といふのは、一部の人は知つておりますけれども、一般の人にはあはれは学生を採用する大学だと思つてゐます。

これは国連大学の場合も、国連大学といふのは、一部の人は知つておりますけれども、一般の人にはあはれは学生を採用する大学だと思つてゐます。

これは国連大学の場合も、国連大学といふのは、一部の人は知つておりますけれども、一般の人にはあはれは学生を採用する大学だと思つてゐます。

ところがこれは、国際的な研究成果を分配するネットワーク大学でして、国連本部でも大学という、ユニバーシティというものは名前と実態が違ふ。これは早く言えばインスティテュートですから、研究所とつけなさいかぬ。ところが日本では、研究所とつけたと何か小さなものを想像するから、あえて大学とつけたというのが実際のところだけれども、いまになってみまうと、これは国連知的研究機構というふうなものであるうと私は思っているわけです。それで、いずれの日か、場合によっては名前を変えた方がいいのではないかと気がえしておるわけなんです。

それからもう一つ、昔、癪狂院というのがあったんです。気の狂った人たちを入れる癪狂院。ところが、それを松澤病院と変えたんです。きれいな名前。ところが、実際は松澤行きだというふうなことを言い始めたから、まあ同じじゃないかという人もおるんですけれども、しかし、癪狂院というよりも松澤病院とした方が二歩も三歩も明るいイメージを与えたことも間違いない。だから名前は、この教員大学というのに関しては、私はどうしても適切でないと考えておるわけなんです。で、名前をおまえが挙げてみよと言われても、私もこれ果たしてそれがいいかわかりません。一長一短だろうと思うんで、その御苦心のほどはわかりますよ、私も。たとえば教育研究をやるといふのが教員大学だとか、そうすると狂大病と間違えられるかも知れませんが、いろいろ挙げてみるとなかなかおっしゃるようにはむずかしい。しかし、教育研究大学というのもあるだろうし、あるいは教育専門大学というのもあるかも知れません。私は教員大学というのにはどうしてもこだわるといふことを最初に申し上げて、続いてお尋ねしますが、戦前の師範学校というのについてどう評価しておられるか。これは文部大臣に伺った方がいいかも知れませんが、そう専門的なことでもないわけですから、明治以来のこの国に見られないような開放された教育

体制というものを確立された、その基盤に立たれた方々であると思ひます。そしてその師範学校は、そういう意味では教育というものの目的というものをまさに知徳体のバランスのとれた教育という面から言えば、私は師範学校教育というものはりっぱな教育だったと、かように考えるわけでございます。ただ、いささか時代が時代でございますから、たとえば国際的に開放された社会ではない時代の教育が行われていた。やはりそういうことを身につけて教壇に立たれた、そういう方々が今日の時代から考えれば物足りない点である、そういうふうには私は考えるものでございます。

○有田一孝君 いまおっしゃいました、国際社会、自由社会で望ましい人間像と、望ましい日本人像というものとあると思うんですが、それと、望ましい教師像というものは、私は七割まではオーバーラップすると思ひます。ただ、三割程度は専門職分野が強く出ていくべきであると思う。だから、少なくとも半ば以上は特殊の専門職だからこうだということではない方がいいのではないかと、このことを考えるわけです。師範学校について長所を挙げずに短所だけを挙げてみまうと、閉鎖的、視野が狭い、心情的な柔軟さなし、遊びがない、権威主義的、師範タイプという言葉にあらわされたイメージがそれにある。これはどうしてそうになったかというところは、いわゆるあの当時一部というのは十五歳から入っておりました。そして五年間、そうすると一番青春を教師であるという自覚を求められる。言いかえれば青春を十分に謳歌するといふようなことではなくて、小さく小さく自分を固めて、聖人的でなかなかならぬ、説教的、しかも模範的、そういうことで抑えられるから、結局で上がった人間はかたい人間になる。以上は短所の面を言ったが、その反面から言えばまた長所があったことはこれはもう事実だと思ひますが、ただ、教養が狭くなつていったということ、これは大変重大だと思ひます。したがって、今後できる教員大学に、そういう師範学校の延長線のイメージというよりも、この構想を持た

ない方が無難ではないか。

なぜそういうことを憂えるかといふと、じつと振り返つてみまうと、戦前皇國教育といふことを一番先に言い出し、唯々諸々と従つたのは師範学校を出た先生方並びに師範学校そのものである。それはそれとして、私は非難している意味ではないんです、事実を言っているわけなんです。ところが、戦後アメリカの教育が入つてきて、新教育といふ言葉が叫ばれるようになったとき、一番先に付属小学校等で新しいわからないうような言葉を使つて新教育、新教育と言つてまた一番先にこれに傾いていったのも師範学校であつた。言いかえれば振り子の振動幅がきつめて大きい。そして、さらに教職員組合についてもいまここで申し上げるのはちよつとあれですけども、やはり極端に行き過ぎる。そういうことを考えまうと、これは柔軟さ、ハンドドルで言えば多少の遊びがあることが、言いかえれば教養の広さがあることが、それから防衛歯どめになるものであつて、それがそうでない場合には、この新構想大学の卒業生は全体主義社会にまた突進していく要素を持つことになる。杞憂に終わればいいわけですけども、率直に言つてそういう心配を私は持つわけです。いまはもう学際時代といふようなことですから、もっと広く考える方がいいだろうと。名前のことばかり申し上げておられますけれども、名前に伴う考え方を私は批判しているわけです。

ここでこれと対比して考えたいんですけれども、昔あれほど封建的と言われたけれども、東京大学であつたわけですよ。その哲学コース、文学コース、史学コースの中の哲学コースの中に教育学は入れてあつたわけですよ。だから、あの中には倫理学、哲学、心理学、教育学等が含まれて、あとはそれぞれ文学には文学、史学には史学が含まれておつた。それで、ほかの講義も自由に開けるようになっておつた。だから、あのとき余りかたい教員タイプになつてはならぬ、教育学がオンリーではないという証拠に、大学出るのに二十一単位必要なら

ち、教育学関係は八単位取るようにしかなつてないわけですよ。あとは自由に他の講義を聞いていいようになつておりましたね。それと、それに付随して、ほつておくとか教育学といふのはひとりよがりになるというおそれがあると思ひます。したがって、学者の名前をずつと固有名詞を挙げて恐縮ですけども、挙げないとはつきりしないから挙げてみまうと、すばらしい学者であつたといふことで、学問の業績と、それからその深い人柄が評価された人というのは教育学関係にはないんです。よね。和辻哲郎、それからグーテを研究した木村謹治博士、仏教の宇井伯寿、それから社会学と経済学の高田保馬博士、それからマルクス経済学の河上肇博士、西田幾多郎博士、阿部次郎、穂積重遠、フランス文学の辰野隆、まだ幾つも続きますけど、どんなに続けてみても教育学の分野でそれに相当する人といふのは出てきませんね。これは教育学自身の中に短所があるのかもわからない。それは、目的は倫理学で方法は心理学だと言われている。だから、寄せ集めの継ぎはぎの学問が教育学で、果たして教育学が学問として本場に成り立つものかどうか、私は実はいまでも疑つておるわけです。これは教育学者からはしかられると思ひますが、正直なところそうだと思う。それは、あらゆる面で卑屈な面になつてあらわれてきている。だから、これを教員大学と規定して、昔の師範タイプというか、師範学校の延長線上で、これが国家の教育を担うんだといふことで進めていくと、私は大変な時代錯誤的なことになるのではないかと、私は大變な時代錯誤的なことなるので、なつてなければ幸いです。そこら辺についてどういうふうにかを考へておられるか、大学局長の方から伺ひましょうか。

○政府委員(佐野文一郎君) もちろん開放制のもとにおいて、設けられる教員養成のための大学でございます。したがって、開放制のもとにおいて言われておりますよ、教養としての広い知識を備へている、あるいは人間的に幅と深さがある、

あるいは専門の教科についての研究態度がすぐれている、そういうような開放制のもとにおける教員養成においていいと言われているものというところは、教員大学の場合にもできるだけ伸ばしていくというのを考えていかなきゃいけないと思います。もちろん開放制のもとにおいて、今度は逆に欠けていると言われている教育に対する情熱なり、あるいは教育者としての自覚なり、そういうものがあるとか、あるいは実際の教育の指導能力、そういう面については、この大学の場合にはよりそれを充実するような努力をしていかなければならないと思いますけれども、もちろん従前の師範教育のそのままだけで延ばすという決意を、教員大学という名前を選んでいくことは、決してそういつた狭い閉鎖的な大学というものを頭に置いて名前を選んでいくわけでは毛頭ないわけで、さつきも申しましたように、教員のための大学ということであらわすいい言葉はないかということ、いろいろと苦慮したあげくに、名案がなかなかない、やはり教員大学ということがよからうということに落ちついたということにとどまるものでございます。

○有田一壽君 具体的に申しますと、単位制の他大学との互換制、それから講義方式でなく、ゼミナール方式をどの程度取り入れるかということ、それから他大学、他学科との交換教授方式というものがある、それはどうなっていますか。

○政府委員(佐野文一郎君) 一般に単位の互換という形で大学の交流、あるいは教員の交流による大学の交流ということは積極的に進めていくべき方向でございますし、新しい教員大学の場合であっても、できる限りそういう工夫をすべきことについてこのようにいうことを考えているわけではございません。その点についてはこれから実際の運営にかかってくるわけでございますし、また教員大学との間の単位の互換をやるという

いう相手方の大学の御事情もあるわけでございまして、大学をつくっていく場合の心構えとしては、そういう形で、閉鎖的でなく、できるだけ大学間において開かれた大学にしていく努力というものも必要であると考えております。ゼミナールのようなそういう教育の進め方についての工夫も、それぞれ今後この大学をつくっていく過程で、大学側では御工夫をいただけるものと考えております。

○有田一壽君 できる限り工夫をして、広い意味の開かれた大学にしたいというふうに考えます。

これは自分のことで恐縮ですが、私も十五歳で師範学校に入って、十七、八ごろのことですが、あのころその師範学校制度に反逆を試みた人がおるわけですね。田淵藤二という人で、「師父に弓引く者」というのを書いておられる。これはルソーの賛美者で、私もそれに全く共鳴してしまつて、だから退学しなかつたけれども、高等師範とか一切そういうところはもう行かずに、普通の旧制高等学校に逃げたというところで、それを振り返ってみても、あのときの望みするような師範学校の全寮制度と、それから権威主義的に教え込んだ、おまへたちは学校の教師になるんだからこうじゃないかと言つて、あの十五、六のときからあれだけ言われると、やはり反発する者もたくさんいる。しかし、結果的には反発できないというのは、あのとき義務年限というものがあつた、二十八歳まで学校をやめたら学費を全部返せと、こういうことでした。貧しいから行つてゐるのが師範学校の当時は生徒でした。それに学費を返せと言つちやできない。それから、軍隊の短期現役兵という五カ月の特典があつた。そして五カ月終わると第二国民兵役に編入されて、戦争のとき長男とかもいふようになっていた。だから農家の長男とかよく行つたんですが、ところがそれを剝奪するといふことでありまして、私自身も剝奪されたわけなんです。だからこの太平洋戦争には四年間行つたわけですが、そのことは構わない。戦争はひ

とつも構わないけれども、そういうのが師範学校というもので、だから、私は師範学校の制度を延長しては危険だ。それは長所はたくさんありますが、あまりしたけれども、師範学校に行かない人が、師範学校が日本の教育を支えたんだという多くの人の言葉に迷わされて、やはり狭い意味の教員大学をつくつてよしとするようなことはない方がいいのじゃないかと思うから、多少意見を長く申し上げていただけたわけで、あるいは当たつていないところもあると思いますが、それは御訂正をお願いしたいと思います。

それから、入学定員の問題についてお尋ねしますが、これ先ほどお聞きしております、もちろん男女の合格比率は、区別はつけないということですが、ところが小学課程の場合にどうでしょう。ほううておくと、七割ぐらゐまでは女子学生になるというお見通しではありませんか。どうでしょう。

○政府委員(佐野文一郎君) 現在一般的に教員養成大学の場合の在學生は七割程度が女子の學生でございまして、この大学の場合に、初等教員養成課程、学部段階がそのような状況になるかどうかは、これはわかりませんが、一般的にそういう状況は確かにございまして。

○有田一壽君 もちろん女子で悪いとは言いません。粕谷委員から怒られるかも知れませんが、私も口が重くなるんですけども、あえてやっぱり言うことは言つておきたいと思つてます。それは父兄が現在小学校で、四年生以上になつてきますと男の先生を望むという現象がこれはもう非常に強いわけですね。どうしてそうなるということ、女子教員の場合はちゃんと考えないと、やっぱり適当でないんじゃないかと。それを詰めていきまうと、いわゆる入学定員は少なくとも半々でとめちやうと、五割五割ですね、ということにした方がいいのじゃないか。そうすると女子の優秀な者が落とされて、男子のそれは優秀でない者が通るといふことになるから、これは性の不平等であるというところで憲法違反だということに多分な

と思ひますから、それはできにくいと思ひますが、しかしそれならば反面、女子の教員はやはりこれから考えなきゃいかぬ。どうして父兄が女子の先生をきらうのか、それを私がお聞きするのは酷ですから、私が言いますから、当たつておると思ひます。そうかと言つていただければいいんです。一つは職業観に乏しいんですよ。一生かけてないですよ。それから二番目に、これは生理的事からきて感情的ですね。それから好悪が激しい。裏返しにすれば理性的でない。これは女性の特色ですね、いい意味でも悪い意味でも。それと日本の家庭生活、これは共働きがある。そうすると家庭労働というものが男子よりも女性の方が多く担つてゐるという現実の姿から、婦りを急ぐとかいうようなことになるのだらうと思ひます。それから家屋の構造からきてゐると思ひます。すよ。これはもう申しませんけれども、だからす野の広い理由があるから、一概にいい悪いの批評は差し控えますけれども、そういう万般の事情を含めまして、父兄からも、男の先生もい

が女先生もいふじゃないかというように皆上がるようにならないと、これはだんだん小学校の女の先生が八〇%を超し、九〇%なんという事になつてきましたときに、これは大変な声が一般父兄から起こつてくると思ひます。だから、そこら辺について、それは言いかえりや採用定員の問題にも響いてくるのではなからうかと思ひます。その考え間違つてましようか。

○國務大臣(砂田重民君) 先生のお言葉のとおりで、それで何かと伺つておくりたいし方がないと思ひます。

○有田一壽君 教員大学の長所を私は考えてみた、これはあると思ひます。いままで一遍社会に出て、何ほどの経験をj得て、もう一回学ぶといふことは理想だとされながら、日本の社会ではこれはなかなか行われにくかつた。アメリカ等ではサンドイッチシステムといふのが相当行われております。だからこれのいい一つのひな形になるであらうということ。

それからもうと言え、三年以上ですから、年をとって入っても、拒否しないようにこれはしないと、四十で入っても、四十五で入っても、もうあと定年までこれだけだから国費がばからしいから、これはもう落としておけというふうな、いわゆる足切りの対象にはしないようにしてもらいたい。ほうっておいとそういうことが再教育の場合には行われやすいんです、大体二十代の後半から三十代前半までと。ところがこれには何もそういう年齢制限は書いていませんね。だから、そこら辺を余りかた考えられない方がいい。というのは、実業界等でも四十、五十過ぎてからもう一回大学に帰る。あるいは大学院に入って、ギリシア悲劇だとか、ラテン語だとか、そういう難解なものに取り組んで勉強する。言いかえりや、これがいわゆる人間の判断力を老化させないんだとか、そういうことで、日常のことには役に立たないけれども、そういう基本的なことで頭をリクリエーティングすることが実際にアメリカで流行するようにやり始めている。日本もこれは大変いいことだと私は思うんです。

それでお伺いします。修士課程二年終わって、学校に復帰しないで、言いかえれば現場に帰らずに、他の職業につくという場合の罰則等がありますか。

○政府委員(佐野文一郎君) これはございませう。ただ恐らくは各県で、長期にわたる勤務場所を離れての研修についてのいわば基準というものを、各県の教育委員会が、教育公務員特例法に従って決めることになると思えますけれども、その場合に、大学院を出てから再び県で積極的な活躍をしようとする、そういう意欲を持っている人ということをおいば派遣の基準の中に入れて考えるということとは考えられます。これは現在各県において行われている長期研修の場合の基準の中によく見られる文言でございます。しかし事柄として、大学院を終えて、現場に戻ることをやめて、さらに学問研究の道に入っていく、あるいは他の分野に転進をするということについて、制度的にこれを

チェックすることは方法としては何も定めておりません。

○有田一寿君 いよいよこれ充足して修士課程の卒業生が出てみないと先のことはわからないことですから、ただそういうことをお聞きしておいた方がいいかなと思ってお尋ねしたんです。これは二年間月給をもらって勉強するわけですから、それに対する精神的な感謝の念だけでいいの、あるいはもうちょっと義務が、二年間は教職を離れないとかいうことがあった方がいいのか、そういうことは今後やはり考えておかなければならないことではなからうかと。それから学費、特に授業料というものがこれはどうなるんでしょうか。普通の大学と同じことを考えていらっしゃるわけですか。

○政府委員(佐野文一郎君) 普通の大学院の場合と同じように授業料の徴収は行います。

○有田一寿君 それも大事な問題ではないかと思うんですが、この学費は同じでいいと、同じでいいけれども、教員人材確保法案のもとになった考え方、教育界にいい人材をという考えがあったことは、これは争われない事実だと思えますが、それならばこの教員大学という名前を、自分が否定しておきながら使うのはおかしいけれども、まあもう洗脳されておるようですから私使いますけれども、この大学の場合、いわゆる奨学制度というものを少し大幅に取り入れるということはどうでしょうか。どう思われますか。

○政府委員(佐野文一郎君) この大学院の場合には現職の先生が現職のまま現給を受けて、いわゆる研修のための出張を命じられて勉強をするという形をとるわけでございます。現給が保証されるという点においてきわめて大きなメリットがすでにあるわけでございますので、奨学の点につきましては現在の育英会の奨学生の採用基準から申しまして、現職の先生が大学院にお入りになって、大学院の学生になりましたら、奨学生として採用されるということは実際問題としてないだろうと思えます。私どもは現職、現給のままで大学

院における皆さんの機会を確保するということを実現するということがまず第一であると考えております。

○有田一寿君 そうですけれども、それは二十五、六とか二十七、八で仮に独身であつて入る場合はわりに簡単だと思えますが、先ほど年齢制限のことをどうお考えですかとお尋ねしたのもそこにあるわけですが、仮に四十でこの大学に入るとした場合に、妻子を持つておる場合、出張旅費をそんなによい支給することはないと思えます。そうすると、生活は一方でちゃんと維持しながら、子供は子供で学校に通っている。その中であえて自分が、場合によっては別居してまた勉強しなきゃならぬというとき、生活費は多く要りこそすれ減ることはないと思うんですね。だから同じこれを進める、それから奨学の精神というものをこころはつきりさせるといふのなら、いま大学局長が言われたようなことだけではなく、もう一歩前進させるということも考えられるんじゃないかと思えますが、それは絶対だめだということになりますか。

○政府委員(佐野文一郎君) この教員大学に限らずに、広く大学あるいは大学院で、現職の方に勉強をしていただくということは望ましいことであり、その機会の拡大に努めなければならぬというところでございします。その機会を拡大するためには、十分な方策を講ずべきであるかということについては、十分に検討していかねばならないと思ひますけれども、その場合に、大学院における現職の方々が、勉強をされる場合の奨学というものをどのように考えるかというところは、確かに一つの検討課題ではあるかと思ひます。しかし、少なくともこの教員大学について、そのことを検討するということをお私にはいま考えておりません。なかなか大学院のレベルに実際に月給をもらっている者が進学をする、それを育英会の奨学制度にそのまま乗せるということにはむずかしさがあると思ひます。別途の何らかの奨学のあり方というものが考えられないか。たとえば私大奨学事

業で考えているような、いわゆる有利子の学費の貸与というふうなこともあるわけでございしますし、ローン制度を含めていろいろ奨学の方途というのにはあり得ると思ひますけれども、それらについてはやはり今後の検討課題にさせていただきますと思ひます。

○有田一寿君 給与のことですけれども、この大学院を出ても、給与上は特別なものは何も考えないということに答弁もなつておるようですが、ただ、私も給与のことは詳しくはありませんが、現行の給与体系からいうと学歴、勤務年数が基礎になつて組み立てられておるようですが、この修士課程に二年間行つて、さらに教職につくとした場合、その二年は現職派遣ですからもちろんそれは算入されると思ひますが、ただ短大を出た、あるいは四年制大学を出たというので、給与差があるわけですが、それだったら当然これまた修士課程を出て、現場に帰るといふ場合は、給与差が生まれる方が当然だと思ひますけれども、それはまた反対の意見もたくさんあります。そのことはよく承知してはいますが、その声に押されて、いや一切給与差は設けないんだということなら、これはどうかと思ひます。それはどういうことであらうか。

それからもう一つ教育委員会の同意を得る、これはもう当然のことだと私は思ひますけれども、だからそのことはいいんですけれども、最初の給与のことについてちよつとお聞かせを願ひたいんです。

○政府委員(佐野文一郎君) 御指摘のように現行の給与制度上は、上位の学歴を有するほど初任給については優遇されます。したがって学部を出て教員になつた者と、大学院を出て教員になつた者とは、学歴一年について一・五号の差がありまして、三年の差があるわけでございします。同一年齢であれば二年の間に二号上がりますから、結果的には一号差が同一年齢ではついているということになります。これは大学院を出て教員になつた者と、学部を出て教員になつた者との差としては

一号の差があるわけでございます。しかし、途中で大学院に行った場合には、それは俸給の調整を上位の学歴を取得したということについて行うことができることとはなっているようでございますけれども、実際問題としてはこれは換算方法等によって、実際に額が上がらないようになっているのでございます。私はこれから現職の方々が大大学院で勉強をされると、そして研さんを積まれる、そのことに伴って給与の上で全くメリットがないということは、生涯教育ということを進めていく上から問題ではないかということを思っております。それはやはり今後検討しなければならぬ課題である。しかし、それは教員大学に限ったことではないのであつて、広く今後大学院において、大学を出て一たん社会に出た方が再び大学院で勉強される、そのことを給与の上でどう評価するかという観点からとらえるべきであるし、そういうことであるとすると、もう少し大学院のレベルにおける研修の機会というものが拡大をされ、そういう状況が普及をした段階で、もう少し広がりを持った問題として、事柄を扱う方がベターであるうと、そうでないとやはりごく限られた人の問題として事柄が浮かび上がってまいりますから、それよりはもう少し一般的な課題になってきたときに、給与の問題を担当している省庁に対して、この問題についての御検討を求める、そういう方法をとることが適切ではないかと思つてゐるわけでございます。

○有田一寿君 結構です。

○委員長(吉田実君) 本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

○委員長(吉田実君) 次に、参考人の出席要求に関する件について、お諮りいたします。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉田実君) 御異議ないと認めます。なお、日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉田実君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十分散会